

官報

号外
国会会議録

令和八年五月十五日

○第二百一十一回 参議院会議録第十三号

令和八年五月十五日(金曜日)

午前十時一分開議

○議事日程 第十三号

令和八年五月十五日

午前十時開議

- 第一 投資の促進及び保護に関する日本国とセ
ルビア共和国との間の協定の締結について承
認を求めるの件(衆議院送付)
- 第二 投資の促進及び保護に関する日本国とバ
ラグアイ共和国との間の協定の締結について
承認を求めるの件(衆議院送付)
- 第三 投資の促進及び保護に関する日本国とザ
ンビア共和国との間の協定の締結について承
認を求めるの件(衆議院送付)
- 第四 投資の自由化、促進及び保護に関する日
本国とタジキスタン共和国との間の協定の締
結について承認を求めるの件(衆議院送付)
- 第五 家畜伝染病予防法の一部を改正する法律
案(内閣提出、衆議院送付)
- 第六 環境省設置法の一部を改正する法律案
(内閣提出、衆議院送付)

○本日の会議に付した案件

- 一、出入国管理及び難民認定法及び出入国管理
及び難民認定法第二条第五号口の旅券を所持
する外国人の上陸申請の特例に関する法律の
一部を改正する法律案(趣旨説明)
- 以下 議事日程のとおり

○議長(関口昌一君) これより会議を開きます。

この際、日程に追加して、

出入国管理及び難民認定法及び出入国管理及び
難民認定法第二条第五号口の旅券を所持する外国
人の上陸申請の特例に関する法律の一部を改正す
る法律案について、提出者の趣旨説明を求めたい
と存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(関口昌一君) 御異議ないと認めます。平
口洋法務大臣。

〔国務大臣平口洋君登壇、拍手〕

○国務大臣(平口洋君) 出入国管理及び難民認定
法及び出入国管理及び難民認定法第二条第五号口
の旅券を所持する外国人の上陸申請の特例に関す
る法律の一部を改正する法律案につきまして、そ
の趣旨を御説明いたします。

短期滞在の在留資格に係る新規入国者数は、令
和七年に約三千八百四十六万人と過去最高を更新
し、更なる増加が見込まれます。このような中、
不法残留等を企図する者の入国を防止することに
より厳格な出入国管理を実現するとともに、上陸
審査の手續の一層の円滑化を図ることが必要で
す。

また、在留外国人数も、令和七年末時点で約四
百十三万人と過去最高となっており、更なる増加
が見込まれます。そこで、外国人の出入国及び在
留の公正な管理に関する施策を確実に実施しつ
つ、更なる強化、拡充を図るため、これに必要な
費用について、在留外国人にも相応の負担を求め
る必要があります。

この法律案は、以上に述べた情勢に鑑み、所要
の法整備を図るため、出入国管理及び難民認定法
及び出入国管理及び難民認定法第二条第五号口の
旅券を所持する外国人の上陸申請の特例に関する
法律の一部を改正するものであります。

この法律案の要点を申し上げます。

第一は、出入国管理の厳格化のための規定の整
備であります。我が国に短期間滞在して観光等の
活動を行おうとする外国人で、査証を必要としな
い者や、指定旅客船に乗る外国人で、観光のため
我が国に上陸しようとする者は、必要な認証を受
けなければ、上陸許可を受けることができないと
し、また、乗り継ぎのため我が国に入る外国人の
一部の者も、必要な認証を受けなければ、我が国
に入ることができないとするものです。その上
で、これらの認証又は査証を受けていない外国人
は、原則として、我が国に入ってはならないと
し、船舶等を運航する運送業者等は、出入国在留

管理庁長官から、乗船券等の予約者を我が国に入
らせることが相当でない旨の通知を受けたとき
は、その者を我が国に入らせてはならないとする
ものです。

第二は、上陸審査の手續の一層の円滑化のため
の規定の整備であります。我が国に短期間滞在し
て観光等の活動を行おうとする外国人で、査証を
必要としない者が認証を受けたときは、上陸認可
の、上陸許可の証印を省略できるとするもので
す。

第三は、在留資格の変更及び在留期間の更新の
許可の手数料の額の上限額を十万円、永住許可の
手数料の額の上限額を三十万円に引き上げるもの
とするものです。

このほか、所要の規定の整備を行うこととして
おります。

以上が、この法律案の趣旨であります。(拍手)

○議長(関口昌一君) ただいまの趣旨説明に対
し、質疑の通告がございます。順次発言を許しま
す。打越さく良君。

〔打越さく良君登壇、拍手〕

○打越さく良君 立憲民主・無所属の打越さく良
です。

私は、会派を代表し、ただいま議題となりまし
た出入国管理及び難民認定法及び出入国管理及び
難民認定法第二条第五号口の旅券を所持する外国
人の上陸申請の特例に関する法律の一部を改正す
る法律案について質問を行います。

歴代自民党政権は、必要なときは外国人労働者
を受け入れて労働力として使い回し、都合が悪く
なると規制を厳しくして追いつたりしてきまし

た。こうした御都合主義が在留資格を極めて複雑怪奇なものにしてしまい、自治体や企業、学校などの現場に混乱を来してきたのです。

その上で、人手不足が既に深刻化しつつあったにもかかわらず、人手は足りているが国際貢献策とごまかして、外国人労働者技能実習制度等が導入されました。その結果、制度的な欠陥から人権侵害や労働法制違反が繰り返され、国際社会から現代の奴隷制度との批判を受けてきたのです。

昨年、全国知事会は、地方における人材不足は深刻であるとして、外国人受入れ環境の整備等を実現するため、多文化共生施策実施の根幹となる基本法の策定を求めています。ところが、本法案は、そうした方向に逆行し、日本を選ばれない国にし、人手不足の地方の持続可能性を更に危うくするものではありませんか。

立ち止まって、まず増加する在留外国人と日本人が対等な構成員として人権を尊重し合い、地域社会で共生する環境を整備するため、国や自治体の責務、基本的理念を定めるため、立憲民主党が提案した多文化共生社会基本法を策定すべきではありませんか。法務大臣の見解を求めます。

そもそも、政府が外国人労働者の受入れのためのきちんとした法整備を怠ってきたため、在留資格の技術・人文知識・国際や経営・管理等に混乱を来していることへの反省はないのでしょうか。法務大臣、いかがですか。

本法案は、現行法で定められている在留許可手数料の上限である一万円に段階を設け、在留資格の変更許可と在留期間の更新許可で十倍の十万円、永住許可では三十倍の三十万円と大幅に引き上げ、在留資格の変更、更新や永住許可に係る手

数料を大幅に引き上げるものです。しかし、その負担やコストを日本で日々暮らしている在留外国人に転嫁するのは不合理ではありませんか。法務大臣、いかがですか。

今や、およそ四百十三万人もの在留外国人は、地域を共に支える生活者であり、納税者であり、社会の構成員です。にもかかわらず、合法的に日本で暮らし、納税し、地域を支えている人々に外国籍であるという理由で不法残留者対策のコストまで負担させる。共に社会を支える存在としてではなく、外部の存在と決め付ける、偏見と分断に基づく制度設計なのではありませんか。法務大臣の見解を求めます。

手数料の応益的要素、政策的要素が極めて曖昧になっている背景に、昨年末に財務省が作成した令和八年度予算のポイントにおける外国人関連手数料等の引上げと関連施策の充実があります。そこには、法務省の在留関係手数料が他施策の財源確保にも寄与と明記されています。

報道によれば、財務省は増収分の一部を高校無償化やガソリン税旧暫定税率廃止の財源に充てる考えとされています。また、高校授業料無償化の拡大に必要な四千億円のうち、三千億円程度を外国人負担増で手当てするという構想があるとも報道されています。財務大臣、そのようにお考えなのですか。

外国人の受入れ・秩序ある共生社会実現に関する関係閣僚会議の総合的対応策には、受益者負担の観点から、外国人に相応の負担を求めるとあります。ところが、財務省幹部は、外国人の負担増ならやりやすいと述べたと報じられています。財務大臣、排外主義的な空気に乗じて負担増を

行おうとしているわけではありませんか。

今回の手数料引上げについては、外国人本人だけでなく、受入れ企業等への影響も深刻です。在留資格更新などの費用を企業や団体が負担しているケースは少なくありません。しかも、外国人材を必要としているのは、人手不足に直面する地方の中小企業です。

外国人材によつて事業継続に活路を見出してきた地域企業に更なる負担を課すことについて、どのような影響分析を行ったのか、法務大臣、お答えください。

入管庁が今回の引上げ理由として挙げる施策には、難民等の適切かつ迅速な保護も含まれるのですか。しかし、難民認定と保護は、日本が難民条約批准国として果たすべき国際法上の義務であります。法務大臣、それを外国人管理に要する費用として在留外国人に転嫁するのは不合理ではありませんか。

在留手数料の引上げで最も深刻な影響を受けるのは、在留資格更新の頻度が高い難民申請者です。難民認定審査には平均二十年十月を要し、五年、十年近く待たされている例もあります。迫害から逃れてきた人たちにとって、在留手数料は既に重い負担です。

現在でも支払が困難な難民申請者がいる中、更に手数料を引き上げれば、本人の意思に反して非正規滞在に追い込まれかねません。政府は不法滞在者ゼロプランを掲げていますが、逆に非正規滞在者を増やす結果になります。法務大臣、本末転倒ではありませんか。

そもそも不法滞在者ゼロプランそのものが、現在の在留外国人に対する排外主義的な風潮、風潮

を蔓延、拡大させてきた安倍政権以降の官製ヘイト政策によるものであり、本法案がそれを更に助長するものであることは論をまちません。

また、生活が立ち行かず帰国を余儀なくされるならば、迫害の危険がある国へ難民を送還してはならないというノン・フルマン原則との関係でも重大な問題が生じます。外務大臣の見解を伺います。

その上で、法務大臣、難民申請者及び難民認定については、諸外国と同種の手数料というのであれば、あれば、手数料を課すべきではないのでしょうか。

衆議院において入管庁は、国民の税金で主として賄われている外国人施策について、今回の増収があつた場合、日本人の負担と入れ替え、外国人に負担していただくべきとの答弁をしました。

しかし、在留外国人もまた、所得税、住民税、消費税、年金、健康保険料等を支払い、地域社会を支えています。在留外国人を負担も担う生活者としてではなく、専ら受益者としてのみ扱うのであれば、それは事実認識として誤っているだけでなく、共生社会に逆行する発想ではないでしょうか。法務大臣の認識を伺います。

本法案について入管庁は、在留許可手数料の額が無限定とならないようにするため、実費のほか、応益的、政策的要素を勘案すると説明します。しかし、曖昧な勘案要素により、逆に恣意的で無限定な積算が可能になってしまいます。一九八一年の改正で現在の上限額一万円が規定された際には、実費を中心に勘案して定められたものとされています。

法務大臣、手数料は本来、対価的負担として考

えるべきであり、応益的要素、政策的要素を持ち込むべきではないのではありませんか。

入管庁は、諸外国の同種の手数料に比べ日本は低いいため、欧米並みに引き上げると説明します。

しかし、滞在許可に要する費用について、入管庁の資料を見ても、高額なのは英米の専門的就労資格であり、韓国、フランス、イタリア、ドイツなどでは、専門的就労資格でも今回改正水準より低い。さらに、私の調査では、何と英米では本人ではなく事業主負担です。全く同種でないものを引き合いにした悪質な印象操作ではありませんか。

しかも、難民申請中の方が滞在許可を受けるために要する費用等については資料が示されていませんでした。私の求めに応じて、入管庁はようやく五月十二日付けで資料を提出しました。その資料には、何と欧州においては難民申請中の在留期間の更新手数料も難民認定申請に係る手数料の納付も必要ないと記載されていました。諸外国との比較を根拠にするとしながら、都合の悪いものは隠していたのです。

法務大臣、不十分な比較を根拠として法改正を進めることは拙速ではありませんか。

ところで、短期滞在で日本を訪れる観光客と、日本で働き、学び、家庭を築き、地域社会の一員として暮らしている在留外国人とは全く異なる存在です。しかし、入管庁が今回の引上げ理由として挙げる施策には、デジタル技術の活用による出入国在留管理行政のDX推進や不法滞在者ゼロプランの強力な推進などが含まれています。政府は、これまで観光立国を掲げ、ビザ免除対象国・地域を拡大してきました。その結果、一部地域でオーバーツーリズムなどの問題が発生しました。

そこで、在留外国人にこうした費用を転嫁するというのは余りにも不合理でございます。

J E S T A についても伺います。

衆議院での質疑では、虚偽の事実を申し立てたりする人はなかなか入りにくくなると答弁がありました。しかし、例えば、本国で不当な迫害を受けた人が、本名では出国ができないため他人名義でJ E S T A を利用したという場合は、そもそも受け入れないという判断をする制度になるのでしょうか。その場合、難民条約批准国としての責任は果たせなくなるのではないのでしょうか。外務大臣に伺います。

近年、不当な差別に苦しめられているクルド人の多くは査証免除国であるトルコ国籍です。例えば仮にJ E S T A 制度によってクルド人というだけで入国が難しくなるような事態になれば、まさに国連人種差別撤廃委員会が一般的勧告三十六で危惧したA I によるレイシャルプロファイリングが現実化することになります。万が一にも、このような誤った運用にはなりません。

法務大臣、私たち憲民主党などが提出した難民等保護法案のように、独立性、専門性を持つ第三者委員会を設置して難民認定の判断を任せるとともに、J E S T A 制度の運用についても第三者機関による検証を可能にすべきではありませんか。

そもそも外国人の受入れによって利益を得ているのは、日本社会全体です。介護、物流、建設、農業、大学教育など、多くの分野が外国人の存在によって支えられています。在留管理費用を受益者負担の名の下に外国人へ集中的に転嫁することは、本当に適切なのでしょうか。

D V 被害を受けながらも、日本で子供を育てるために在留資格の維持に必死だった外国籍女性の相談を、私は弁護士として受けてまいりました。また、迫害から逃れて日本に助けを求め、難民申請を続けながら、不安定な在留資格更新を繰り返してきた方々とも向き合ってきました。そうした方々にとって大変ダメージとなる法案です。

在留資格の更新とは、その人が日本で安全に暮らし続けられるか、家族とともに生きられるかという、生活そのものに関わる問題です。そもそも本法案は、D V 被害者、難民申請者、外国人労働者、低所得世帯、雇用主など、当事者の声を十分に聞かずに提出されたものではありませんか。法務大臣、この法案は手続的正当性を欠いているのではありませんか。

必要なのは、排除ではなく包摂です。冒頭申し上げた多文化共生社会基本法のほか、差別禁止法制、難民認定の第三者機関化など、国際水準に沿った制度改革こそ必要ではありませんか。

ところが、本法案は、そうした方向に逆行する重大な問題を抱えています。これらの疑問に具体的かつ検証可能な形で真摯に答えていただけませんか。答えていただけないのであれば、法務大臣、本法案は一旦撤回してはいかがでしょうか。そして、当事者の声に基づき、根本から策定し直していただきたい。そのことを強く求めまして、質問を終わります。(拍手)

(国務大臣平口洋君登壇、拍手)
○国務大臣平口洋君 打越さく良議員にお答え申し上げます。

まず、共生社会に関する基本法の制定及び各在留資格の運用についてお尋ねがありました。

本年一月に取りまとめた外国人の受入れ・秩序ある共生のための総合的対応策では、外国人政策を秩序あるものとするため、基本的な考え方を示すとともに、受入れ環境整備や在留資格の一層の適正化を含む幅広い施策が盛り込まれています。

法務大臣としては、総合的対応策に基づき、関係大臣と連携し、秩序ある共生社会の実現に向けた取組を着実に進めてまいります。

次に、在留外国人を専ら受益者としてのみ扱っているのではないかということについてお尋ねがありました。

外国人との秩序ある共生社会の実現に向け、必要な施策を確実に実施しつつ、更なる強化、拡充を図るための費用について、在留外国人に相応の負担を求める必要があります。

そして、在留許可手数料の額を定めるに当たっては、在留外国人を直接の対象としている施策の費用を勘案することから、在留外国人にその負担を求めることが相当であると考えています。

次に、在留許可手数料の応益的要素等に関する考え方についてお尋ねがありました。

在留許可手数料は、在留の権利が保障されていない外国人に我が国に在留する資格を付与することへの対価としての性格を有するものです。そのため、実費にとらわれることなく、在留許可に伴う応益的要素や政策的要素を勘案して定めることができますと考えています。

次に、諸外国との比較が不十分であり、それを根拠として法改正を進めることは拙速ではないかということについてお尋ねがありました。

在留許可手数料の額を定めるに当たって、諸外国における同種の手数料の額を勘案する趣旨は、

諸外国の水準と比較して不当に高く、あるいは安くないかを検討する際の指標とするものです。これを踏まえ、我が国と政治体制や経済規模等が近似する国や就労先等として競合する可能性のある国と比較することとしていますので、御指摘は当たらないと考えております。

次に、オーバーツーリズム対策についてお尋ねがありました。

今般の在留許可手数料の引上げに伴う増収分は、在留する外国人の出入国及び在留の公正な管理に関する施策の経費を賄うべきものと認識しております。このため、観光客を対象としたオーバーツーリズム対策の経費を手数料の増収分で賄うものではありません。

次に、在留許可手数料の上限額の引上げは偏見と分断に基づく制度設計なのではないかということについてお尋ねがありました。

外国人との秩序ある共生社会の実現に向け、不法滞在対策を含む必要な施策を確実に実施しつつ、更なる強化、拡充を図る必要があります。そして、今回の手数料の引上げは、これに必要な財源を確保するため、在留外国人に相応の負担を求めるものです。

法務省としては、手数料の額の引上げにより、必要な財源を確保し、外国人との秩序ある共生社会の実現に向けて必要な施策を進めてまいります。

次に、外国人を雇用する企業の負担に関する影響分析についてお尋ねがありました。

在留許可手数料は、外国人が我が国に在留できることの対価としての性質を有するため、外国人本人が負担すべきものです。その上で、手数料の額の引上げにより、必要な財源の確保を図りなが

ら、外国人の出入国及び在留の公正な管理に関する施策を確実に実施しつつ、更なる強化、拡充を図ることとしています。

これにより、例えば、DXを推進し、在留審査を合理化、迅速化することで、外国人を雇用する企業等についても在留審査における負担が軽減されると考えています。

次に、難民認定手続等に係る費用を在留許可手数料の額を算定する際に勘案するのは不合理ではないかということについてお尋ねがありました。

難民認定された者は原則として在留資格が付与されるので、難民認定手続等と外国人の在留管理に関する手続とは密接に関連しています。そのため、公正な出入国在留管理や秩序ある共生社会を実現するためには、難民認定手続等を適切に実行する必要があります。

したがって、在留許可手数料の額を定めるに当たって難民認定手続等に係る費用を勘案することは、適当であると考えています。

次に、在留許可手数料の引上げにより非正規滞在者を増やす結果になるのではないかについてお尋ねがありました。

手数料の額は、上限額の範囲内で、法律上の要素を勘案し、在留期間に応じて定めることとしており、不当に高額とはならないと考えています。

その上で、外国人が不法に残留する理由は様々であると考えられますが、外国人の受入れ環境整備に係る施策等を充実させることが不法残留者の発生を防止するために有効であると考えており、手数料の額の引上げが不法残留者の増加につながるとは考えていません。

次に、難民認定申請者及び難民と手数料の納付義務についてお尋ねがありました。

難民認定申請者等について、滞在に関する手数料が必要かどうかは、国により様々と承知しています。

その上で、難民認定申請者等が在留許可を受けする場合、それにより一定の恩恵ないし特典を受けることは他の外国人一般と変わりません。そのため、難民認定申請者等が在留許可を受ける場合に、手数料の納付を要しないことは相当ではないと考えています。

次に、難民認定の判断やJESTAの運用後の検証のために第三者機関を設置することについてお尋ねがありました。

難民等の認定手続は、在留管理など、他の入管行政上の手続と密接に関連しているため、入管法に基づき、出入国在留管理庁において行うことが適当と考えています。

JESTAについても、不法残留等を企図する外国人の入国を防止すること等を旨とするものであり、その運用状況の検証は出入国在留管理庁において行うことが適当と考えています。

よって、第三者機関を設置することは考えていません。

最後に、改正法案は、当事者の声を十分に聞いておらず、手続的正当性を欠くのではないかということについてお尋ねがありました。

改正法案の立案に当たっては、関係団体や有識者から様々な御意見をいただいています。法務省としては、そのような御意見を当事者の視点に立ったものとして受け止め、対象となる者について十分配慮して立案したものであり、改正法案が手続的正当性を欠くとは考えていません。(拍手)

(国務大臣片山さつき君登壇、拍手)

○国務大臣(片山さつき君) 打越議員から、外国人関連手数料等に関し、その増収分の使途についてお尋ねがありました。

令和八年度予算においては、諸外国の水準を踏まえ、外国人関連施策等に係る手数料等の見直しを法改正等の所要の手続を経て行うこととしており、この一連の取組により、財源確保を図りつつ、オーバーツーリズム対策、領事活動・外交実施体制の強化、出入国在留管理の適正化など、関連施策をより充実したものとしております。

このように、今回の措置は、関連手数料等の引上げにより外国人関連施策の経費が改善されることによつて、予算全体として収支が改善されることで、結果として他施策の財源にも寄与するものです。御指摘のように、増収分が他の施策の財源に直接的に活用されるのではなく、そういった活用を目的として引上げを行うものでもございません。

次に、外国人関連手数料等の引上げの趣旨についてお尋ねがありました。

今般の引上げは、諸外国の水準を踏まえつつ、外国人関連施策の財源を確保するために行われるものであり、この一連の取組により、増大している外国人関連施策の経費を賄うとともに、例えば適正な出入国在留管理の実現に向けた環境整備や不法滞在対策の強化、秩序ある共生社会の推進といった必要な関連施策の充実を図るものであると承知しております。

こうした見直しは、それぞれの所管省庁における適切な検討を経て行われているものと考えており、御指摘のような排外主義的な空気に乗じて負担増を行うものではないとさせていただきます。(拍手)

(「国務大臣茂木敏充君登壇、拍手」)

○国務大臣 茂木敏充君 打越議員から、帰国する外国人とノン・ルフールマン原則の関係についてお尋ねがありました。

難民条約第三十三条一に定めるノン・ルフールマン原則とは、難民を人種、宗教、国籍若しくは特定の社会的集団の構成員であること又は政治的意見のためにいわれる迫害を受けるおそれがある国等へ追放又は送還してはならないとの原則であります。

御質問の生活が立ち行かず帰国を余儀なくされる外国人がいかなる者を指しているのか定かではありませんが、追放又は送還によらず帰国する外国人について、ノン・ルフールマン原則との関係で問題が生じるものではないと考えます。

次に、難民条約締結国としての責任についてお尋ねがありました。

J E S T A の導入は、査証免除の国から本邦に入ろうとする外国人は原則として認証によるスクリーニングを受けなければならないこととし、不法在留等を企図する外国人の入国を防止するために行うものであつて、我が国に庇護を求める者の入国を防止するために行うものではないと承知をいたしております。

その上で申し上げれば、我が国は難民条約の締結国として条約が定める義務を誠実に履行してきておりまして、そのことは今後も変わりません。(拍手)

○議長 関口昌一君 小林さやか君。

(「小林さやか君登壇、拍手」)

○小林さやか君 国民民主党・新緑風会的小林さやかです。

出入国管理及び難民認定法等の一部を改正する法律案について、会派を代表し、質問いたします。

まず初めに、外国人受入れに対する政府の基本姿勢についてお尋ねします。

これまで政府は、移民政策を否定しつつも、技能実習制度等を通じ、実質的に外国人労働者の受入れを拡大してきました。短期滞在を基本とし、中長期的に我が国に在留することは想定しないという建前を取る一方で、実際には、主に日本人が集まらない人手不足の現場の声に応える形で在留する外国人は増え続け、中には、終生我が国で暮らすようとする人々も増え始めています。

一方、一部の地域では外国人住民との間であつれきも生じており、現実から目を背けることへの限界が訪れています。

技能実習制度から育成就労へ、さらに特定技能一号、二号へと移行し、家族の帯同も認める道が開かれる中、政府は、外国人を単なる安い労働力としてではなく、中長期的に日本社会を支える存在として受け入れる方向に進もうとしているのでしょうか。

政府の掲げる外国人との秩序ある共生社会は、秩序と共生という緊張関係にある概念を並列させるだけで、最終的にどのような国家像を目指しているかは曖昧です。

我が国の外国人施策の理念や方向性を示す基本法を制定すべき時期に来ていると考えますが、小野田担当大臣に見解をお尋ねいたします。

次に、中長期在留者に対する対応についてお尋ねします。

技能実習制度は、結果として低賃金、不安定就労構造を生み、一部では失踪や不法就労の温床と

なつたとの指摘があります。育成就労制度へ移行を控える今なお、労働法令違反と見られる事例は後を絶ちません。安価な労働力への依存は、賃上げを阻害する要因となるだけでなく、景気後退時に日本人労働者との雇用の競合にもつながりかねませんが、その影響をどう認識しているのでしょうか。

また、国籍を問わない同一労働同一賃金の徹底や、長時間労働、残業代未払、安全基準違反などへの対策をどのように講じるのか、上野厚生労働大臣に伺います。

続いて、日本語教育についてお尋ねします。

就労目的の中長期在留者には、日本語能力要件を求める動きが進む一方で、教育や支援は不十分です。言語の壁がある外国人労働者は、低賃金や不安定就労に陥りやすく、結果として社会保障負担の増加にもつながります。

さらに、永住者、日本人の配偶者、定住者など、いわゆる身分、地位系在留資格を持つ外国人に関しては、ほとんど日本語教育の機会がありません。

欧州などでは、帯同する家族に対しても言語の習得を在留の要件とする動きも始まっています。

就労者だけではなく、生活者として日本で暮らす外国人に対し、どのような日本語教育を提供し、どのレベルの到達を目標とするのか、また、どの機関が教育支援を担うと想定しているのか、平口法務大臣に伺います。

外国人の高齢化問題についてもお尋ねします。

政府は、本年一月、外国人の受入れ・秩序ある共生のための総合的対応策を取りまとめ、中長期在留外国人に対するライフステージに応じた支援

を掲げました。しかし、高齢期に関する記述は僅かで、人生の終末期に対する対策は十分とは言えません。

令和七年六月末時点で、六十五歳以上の在留外国人は二十三万五千八百七十七人に上る一方で、外国人の国民年金保険料の令和六年度の最終納付率は約五〇％と、全体の平均を大きく下回っています。社会保障の負担と受益の問題を放置すれば更なるあつれきを生みかねませんが、この状況を政府としてどう分析し、中長期的にどのようなビジョンを描くのでしょうか。

就労系だけではなく、身分、地位系の資格も含め、高齢の外国人増加が見込まれる中、介護、みとりなどの高齢期支援をどう進めるのか、上野厚生労働大臣に伺います。

続いて、今回の法改正に伴い得られる財源で、どのように入管施策や秩序ある外国人共生施策を実行していくか、お尋ねします。

今回の改正では、在留資格変更許可等に係る手数料の上限額が大幅に引き上げられます。政府は、その理由として、実費のほか、これまで十分考慮されなかった出入国及び在留の公正な管理や外国人の円滑な在留支援費用など、応益的な要素を勘案したと説明しています。

しかし、昨年末の財務省資料には、在留手数料やビザ発給の手数料、出国税引上げによる増収がほかの施策の財源確保にも寄与するとの記載がありました。在留資格変更許可等に係る手数料収入は、一般財源として計上されるため、外国人共生施策への充当額が見えにくい構造です。このままでは、増収分が本当に外国人関連施策に使われるのか、国民には分かりません。

改正法に使用規定を設けるのが望ましいと考えますが、せめて予算確保後の施策の実施状況を国会に報告するなど、収入を確実に外国人関連施策へ充てるための具体的な措置を講じる考えがあるのか、平口法務大臣並びに片山財務大臣に明確な答弁を求めます。

なぜこうした点をお尋ねするのか。それは、公益的要素を勘案して手数料を引き上げる以上、その使途に高い透明性が求められるからです。

出入国及び在留管理に係る行政コストが増加する中、入管庁は、外国人にも相応の負担を求めることにより、入管行政のDX化や難民等の適切かつ迅速な保護、支援、不法滞在者ゼロプランの推進などを進め、受益があると説明してきました。

一方で、これらの施策の恩恵を必ずしも受けない方々もいます。日本で長年適法に暮らし、納税し、地域社会を支えてきた外国人も、今回の手数料の引上げ対象となります。

政府は、応益負担についてどのように整理しているのでしょうか。誰のための負担であり、何に対する対価なのか、平口法務大臣に見解を伺います。

続いて、今回創設されるJESTTAの導入による入管行政の負担軽減効果についても伺います。

令和七年の外国人新規入国者数は過去最高の三千九百十八万人を記録し、現在の入管体制は限界に近づいていると現場から悲痛な声が寄せられています。入管職員の多くが夜勤などの負担が重い空港業務に従事する一方で、在留資格審査の人員は不足し、審査が長期化。クレームの対応に追われて更に審査が遅れるという悪循環が生じています。その結果、不法滞在者の調査や外国人への個別支援にも十分手が回らないとの指摘があります。

す。

JESTTAの導入は上陸審査の円滑化に大きく資するものと考えますが、その負担削減効果をどのように見込んでいますか。効率化によって生じる人的余力を在留審査や支援の業務へ再配置すべきではないでしょうか。平口法務大臣に見解を伺います。

また、在留審査長期化の背景には言語の壁があり、悪質ブローカー介在の一因になっているとの指摘もあります。

AI通訳や面談支援システムなど、在留諸申請や審査過程にDXを導入すれば、迅速化と適正化が図られる余地は大きいと考えます。JESTTAの導入を契機として、査証免除国からの短期滞在者の対応のみならず、入管手続全体に真のDX化の恩恵が行き渡るような展望が必要と考えますが、どのように進めるのか、平口法務大臣に見解を伺います。

日本人とは何か。我が国には、日本国籍を持ちながらも日本語を話せない人もいれば、日本で生まれ育ち、日本的な価値観を共有しながらも、民族的な背景が異なる人もいます。

ベネディクト・アンダーソンは、ネーション、すなわち国民国家とは想像された政治共同体であると述べました。人々が同じ共同体の一員だと思いい信じることで、国家が成立するという考えです。日本語を学び、法を守り、働き、納税し、社会を支えようとする意思が重視されます。

想像の共同体の構成員として、どこまでを規定し、どれほどの責務を求め、受益を提供するのか、その基本理念を今後も問い続けることを申し上げ、私の質問を終わります。(拍手)

(国務大臣平口洋君 拍手)

○国務大臣(平口洋君) 小林さやか議員にお答え申し上げます。

まず、生活者として我が国で暮らす外国人への日本語教育についてお尋ねがありました。

本年一月に取りまとめた外国人の受入れ・秩序ある共生のための総合的対応策においては、帯同家族を含む在留外国人に対し、入国前の段階を含め、日本語や我が国の制度、ルール等を学習するプログラムの創設を検討することとされており、現在、プログラムに関して様々な観点から検討を進めているところでございます。

お尋ねの点は、プログラムの内容及び実施方法として検討していく事項であり、現時点においてその具体的な内容をお示しすることは困難でございますが、引き続き、関係省庁等と連携し、スピード感を持って検討を進めてまいります。

次に、在留許可手数料の使途についてお尋ねがありました。

今般の在留許可手数料を含む外国人関連手数料等の引上げ等による収入等の増は、外国人関連施策の経費を賄うものであり、そのために活用されるものと承知しております。

法務省として、今後増大していくことが見込まれる外国人の出入国及び在留の公正な管理に関する施策について、必要な予算の確保に努めてまいります。また、一般財源という性質上、改正法案に使用規定を設けることが困難なことを御理解いただければというふうに思います。

法務省としては、手数料を負担する当事者が負担と利益の関係を実感できることが重要で、重要と考えており、手数料の増収分により、外国人の

出入国及び在留の公正な管理に関する施策のより一層の充実に努めます。また、そうした状況について外国人や国民の皆様にも御理解いただけるよう、情報発信に努めてまいりたいと考えております。

次に、在留許可手数料の額の引上げにおける応益負担の考え方及び外国人に一律負担を求める理由についてお尋ねがありました。

外国人は、在留許可を受けることで多種多様な恩恵を受け得ることとなりますが、手数料の額を定めるに当たっては勘案する公益的要素に係る経費は、外国人の出入国及び在留の公正な管理に関する施策の実施に必要な経費に限ることとしてまいります。

これらの施策による利益は在留外国人一般が享受することとなりますので、お尋ねのような外国人にも負担を求めることとしてまいります。

次に、JESTTA導入による負担削減効果と人員の再配置についてお尋ねがありました。

人員については、空港の審査ブースにおける業務が合理化される一方で、事前の認証業務など、これまでない業務を行う人員も必要になると考えております。

その上で、御指摘の点を含めた適正な出入国在留管理行政を実現するため、制度開始後の運用を見ながら、適切な人員配置について検討し、引き続き必要な体制整備に最善を尽くしてまいります。

最後に、出入国在留管理のDXの推進についてお尋ねがありました。

業務量が増大する中で適正に出入国在留管理行政を行うには、体制整備に合わせDXの推進が重要であると認識しています。

出入国在留管理のDXについては、入国から出国に至るまでの一連の情報を一体的に把握、管理するため、情報の電子化を推進し、在留審査や在留支援にAIを活用するなどして、高度な出入国在留管理行政を実現したいと考えています。(拍手)

〔国務大臣小野田紀美君登壇、拍手〕

○国務大臣(小野田紀美君) 小林さやか議員から、外国人の基本方針等についてお尋ねがありました。

まず、現在においても、出入国在留管理庁において、個々の在留資格について厳格に審査した上で受入れを行っているものと承知しており、日本社会を支えるために外国人を無制限に受け入れるものではありません。

その上で、本年一月に取りまとめた外国人の受入れ・秩序ある共生のための総合的対応策では、外国人政策を秩序あるものとするため、基本的な考え方を示すとともに、在留資格の一層の適正化を含む幅広い施策を盛り込みました。

また、総合的対応策では、社会保障や教育等を含む外国人に係る諸課題を整理しつつ、将来推計等を行いながら、政府全体で外国人の受入れの基本的な在り方を検討することとしています。

司令塔である担当大臣としては、総合的対応策に基づき、関係大臣と連携し、受入れの基本的な在り方の検討を含め、秩序ある外国人政策に向けた取組を着実に推進してまいります。(拍手)

〔国務大臣上野賢一郎君登壇、拍手〕

○国務大臣(上野賢一郎君) 小林さやか議員の御質問にお答えをいたします。

外国人労働者と日本人労働者との雇用の競合等

についてお尋ねがありました。

日本人も含めた全ての雇用者に占める外国人労働者の割合は、二〇二五年十月時点で四・一％であり、我が国の労働市場に与える影響は限定的と考えられますが、景気後退が生じた場合であつても、外国人労働者の受入れが日本人の雇用機会の喪失や処遇の低下につながらないよう、労働市場の動向を注視してまいります。

外国人技能実習生に係る労働法令違反への対策についてお尋ねがありました。

技能実習制度においては、技能実習生に対する報酬が日本人が従事する場合と同等以上であることを求め、外国人技能実習機構にて確認しているほか、監理団体等に対し、労働関係法令等の講習の受講について義務付けています。

また、労働基準監督署においては、技能実習生を使用する実習実施者に対し、長時間労働の是正を始め重点的に監督指導を実施しています。

育成就労制度移行後においても、引き続き、関係行政機関が連携し、労働者の労働条件の確保、改善に努めてまいります。

外国人の社会保障についてお尋ねがありました。

御指摘の国民年金保険料の納付率は令和六年度は四九・七％であり、更なる改善が必要と考えています。

このため、在留外国人の方々に国民年金の必要性やメリット、納付義務等を認識いただけるよう周知、勧奨等を図るとともに、納付状況の在留審査への活用のための準備を進め、適正な加入、納付等を求めていくことで、制度の持続可能性を確保してまいります。

高齢期の支援については、介護保険制度において、国籍にかかわらず適用要件を満たす方を被保険者として保険料を納めていただくながら、介護やみとりにも対応できる介護保険サービスを受けることができる仕組みとしており、多言語による周知等を行っているところです。

社会保障制度が適切に運用されるよう、こうした取組を進め、政府全体として、秩序ある共生社会の実現を目指してまいります。(拍手)

〔国務大臣片山さつき君登壇、拍手〕

○国務大臣(片山さつき君) 小林議員から、今般の法改正による手数料収入の使途についてお尋ねがありました。

今般の外国人関連手数料等の引上げは、諸外国の水準を踏まえつつ、外国人関連施策の財源を確保するために行われるものであり、政府として、増大している外国人関連施策の経費を賄うとともに、例えば適正な出入国在留管理の実現に向けた環境整備や不法滞在者対策の強化、秩序ある共生社会の推進といった必要な関連施策の充実を図るものであると承知しております。

議員御指摘のように、同手数料収入は一般財源であり、仕組みとしては歳入と歳出が厳密に一対一で対応するものではありませんが、それらの外国人関連施策の充実について外国人や国民の皆様

に御理解いただけるよう、制度を所管する法務省等において引き続き適切な情報発信や説明に努めていただくことが重要と考えております。(拍手)

○議長(関口昌一君) 佐々木雅文君。

〔佐々木雅文君登壇、拍手〕

○佐々木雅文君 公明党の佐々木雅文です。

私は、会派を代表して、ただいま議題となりました出入国管理及び難民認定法等を改正する法律案につきまして質疑を行います。

今回の改正については、電子渡航認証制度、JESTAに関係する部分と、在留資格変更許可等に係る手数料関係の部分と、大きく二つに分かれています。これらは制度目的や趣旨、改正に至る背景を異にするものであることを踏まえつつ、他方で、入管制度は在留資格制度とイコールであり、直結している制度であることも考慮しながら、具体的に質問をします。

まず、JESTAについてです。

観光を主な目的とする訪日外国人旅行者が増大しており、今後も増加が見込まれています。裾野の広い観光産業を更に発展させていくことや、日本の文化や歴史を知ってもらうためにも、訪日旅行者が増えることは歓迎すべきことです。

こうした訪日外国人の多くが査証免除対象者であり、短期滞在の在留資格で入国する方々ですが、上陸審査に時間が掛かっているという問題があり、審査手続の円滑化を進めることは有益な対策です。

そのための事前認証制度がJESTAですが、制度目的として、厳格な出入国管理の実現も掲げられています。

そこで、審査と情報管理の透明性を確保することの重要性和、その重要性を踏まえた制度設計を構築する観点から、具体的にどのような情報取得するのか、また、取得に当たっては個人情報保護法六十二条の利用目的の明示を行う必要があると考えられますが、どのような手段で相手方に伝えるのか、明示する内容はどのようなものとなる

のか、そして、取得した情報はどの組織がどのように管理するのか、法務大臣の答弁を求めます。
関連して、事前認証制度を支えるシステムや設備について伺います。

審査手続の円滑化を行う制度改正ですから、初期投資を含め、一定の費用が生じることはやむを得ません。他方で、情報取得や管理に伴うソフトやシステムの開発、各空港に設置されることが見込まれるウォークスルー型ゲートなどの開発、さらにはその維持管理、保守、更新などは恒常的な支出となります。

そこで、情報管理等に関するシステム開発やウォークスルー型ゲート設置等の費用見込み、ウォークスルー型ゲートは海外渡航便のある空港に全て設置されるのかどうか、そして、これらを踏まえ、電子渡航認証制度に関して徴収する手数料の想定額はどのようにしているのか、費用対効果を明らかにする観点から、法務大臣の答弁を求めます。

続いて、在留資格制度について伺います。
J E S T A の導入は、その背景として、短期滞在資格で入国したにもかかわらず、不法残留等の課題が生じていることにあると言われています。そのため、厳格な出入国管理の実現という要素もあって、制度導入や手数料の徴収ということには理解ができると思います。

他方で、既に日本に滞在している外国人は、技能実習、技人国、留学などの資格を有しており、普通に生活をされている外国人がほとんどです。また、そうした外国人材、外国人材人なくして、都市部も地方も産業、生活は成り立ちません。さらには、外国人であっても、働いて所得が生じれば

税金も社会保険料も支払うことが原則であつて、日本の各種制度に對し、フリーライドをしているわけではありません。

その上で、昨年四月にも在留資格変更許可等に係る手数料の額が改定され、今回も手数料を増額することとなっています。政令は国会審議を経ずに変更されるものですから、直ちに変わらなくとも、段階を経て上限額に変更されるのではないかという懸念も生じます。

そこで、今回、上限額を引き上げること、そして、新たに手数料を増額することの必要性、根拠について、立法事実を確認し、明らかにするため、法務大臣の答弁を求めます。

その上で、在留する外国人に相応の負担を求めるとしても、手数料の上限額の引上げが大きく、他方で、具体的な金額は政令に委任することとなっています。

この点、実費のほか、応益的要素や政策的要素を勘案するとしていますが、上限額設定の幅が広いため、予見可能性に欠けるものです。

政令に委任することがあるとしても、現時点で想定される金額を明らかにすることは、外国人や国民の理解、納得を得る上で不可欠なものであることから、在留資格変更、在留期間更新、永住、それぞれの許可申請に関する想定手数料がどのような積算根拠で算出されているか、その積算項目と併せて金額について、そして、それを前提に、全体として増える金額がどのようになるのか、法務大臣の答弁を求めます。

今申し上げましたとおり、実費のほか、応益的要素や政策的要素を勘案するとしていますが、具体的には、外国人の適正な在留の確保に関する事

務に要する費用や、安定的かつ円滑に在留するための支援に関する事務に要する費用を踏まえることが示されています。

例えば、来年から技能実習制度が育成就労制度となり、その中で特定技能に移行するには相応の日本語能力の習得が求められるようになっていきます。そのため日本語教室等を地方を含めて拡充することに使うなどして、在留している外国人の受益につながるのであれば、政府の説明にも沿うとともに有意義であります。

他方で、在留許可手数料の収入は一般財源として計上され、使途が限定されるものではないと言われています。そうすると、政府の説明に十分な整合性が取れていないと言わざるを得ません。

徴収する手数料については、負担と公平の観点から、外国人に関する政策に限定して使われるべきと考えますが、法務大臣の答弁を求めます。

国際法上、そして、日本国憲法九十八条二項からも、条約締結国はその条約を遵守する義務があります。条約は批准すれば国内法の効力が生じ、憲法、条約、法律という序列と考えるのが一般的です。そして、日本は、例えば国際人権規約A規約、B規約や難民条約を批准しており、法序列としては入管法に優位する規範と考えるべきです。

今回の改正の論議で、例えば難民申請をされている方々への対応を始め、多くの不安の声があります。まずは、難民条約の趣旨も踏まえ、短期滞在の上陸審査を効率化することに伴って得ることができた人的資源等を、長期化している難民認定申請手続を迅速化することに振り分けることも考えるべきです。

その上で、先般、衆議院の質疑も経りましたが、

新設予定の六十七条三項において、人道上配慮すべき対象範囲が狭い上に、さらに経済的困難その他特別の理由に該当する具体例が狭過ぎて、ほとんど対象者がいなくなるという懸念も示されています。そして、具体的な手数料の減額や免除措置については、その範囲や内容が政令に委任されることとなっており、また、いわゆるできる規定となっており、そもそも減免措置等が実現するかどうかも不安定です。

日本が難民の受入れに消極的であることはつとに指摘されているところですが、手数料の点についても、減免措置は必ず設けること、そして、その対象者を広くすることを検討すべきと考えます。法務大臣の答弁を求め、私の質疑を終わります。

御清聴いただき、誠にありがとうございます。
(拍手)

(国務大臣平口洋君登壇、拍手)

○国務大臣(平口洋君) 佐々木雅文議員にお答え申し上げます。

まず、J E S T A の情報取得、管理の在り方についてお尋ねがありました。

どのような情報を取得するのかについては、詳細は検討中ですが、例えば、氏名、生年月日、国籍等の身分事項、渡航目的、滞在先や訪問先、滞在予定期間等とすることを想定しています。

また、利用目的の伝え方等については、提供された情報は適切な出入国在留管理行政を実現する目的のために利用することを、外国人が情報を入力する画面上に表示するなどの対応を検討します。そして、取得した個人情報管理について、情報セキュリティ対策の観点から、出入国在留

管理庁における既存の管理体制をもつて適切に対応してまいります。

次に、J E S T A の導入に必要な費用や手数料等についてお尋ねがありました。

システム等の構築に当たっては、現在、開発事業者との間で調整を行っていることから、具体的な費用をお答えすることは困難ですが、ウォークスルー型ゲートの設置場所について、導入当初は外国人入国者数の多い空港に設置することを想定しております。

また、J E S T A の手数料の額については、政令で定めることとなるため、現時点でお答えすることは困難ですが、額を定めるに当たっては、認証に要する実費のほか、認証を受けた外国人が受け得る便益や、当該外国人の出入国在留管理に係る施策の実施に必要な経費、諸外国における同種の手数料の額といった事情を考慮することとしています。

次に、在留許可手数料の額の上限額を引き上げること及び手数料を増額することの必要性と根拠についてお尋ねがありました。

我が国の在留外国人数は、令和七年末時点で過去最多の約四百十三万人となりました。そして、本年一月に取りまとめた外国人の受入れ・秩序ある共生のための総合的対応策において、在留外国人数の増加等に伴い顕在化してきた問題等の的確に対応、対処しつつ、外国人との秩序ある共生社会を実現していくため、様々な取組を進めていくこととされました。そこで、必要な施策を確実に実施しつつ、更なる強化、拡充を図る上で必要な財源を確保するため、在留許可手数料の額の上限額を引き上げることとしたものです。

次に、在留許可手数料の額、その積算根拠、積

算項目、全体の増収額についてお尋ねがありました。

手数料の額は、実費のほか、出入国及び在留の公正な管理に要する費用の額を勘案して定めることとしていますが、在留資格の変更及び在留期間の更新の許可の実費は一万円程度、永住許可の実費は二万円程度、外国人一人当たりの年間の出入国及び在留の公正な管理に要する費用の額は二万円程度と試算しています。そして、これらの試算を踏まえた手数料の額は、在留期間が三か月以下の場合は一万円、一万円程度、五年の場合は七万円程度、永住許可で二十万円程度などを検討しています。

あくまで一定の仮定を前提としたものですが、在留資格の変更及び在留期間の更新の許可に係る手数料については、令和九年度の総額として六百九十億円から九百二十億円程度、永住許可の手数料については六十億円程度の歳入が見込まれると試算しております。

次に、在留許可手数料の使途についてお尋ねがありました。

法務省としても、手数料を負担する当事者が負担と利益の関係を実感できることが重要であると考えています。

手数料の収入が一般財源に計上されていることを前提としても、今般の引上げに応じた増収分は外国人の出入国及び在留の公正な管理に関する施策の経費を賄うものであり、そのために活用されるものと承知しています。

最後に、在留許可手数料の減額又は免除の措置を設けることや、その対象者についてお尋ねがありました。

改正法案では、経済的事情により手数料を納付することができない外国人であっても、我が国に引き続き在留することができるよう人道上の観点から特に配慮する必要がある者等が存在することを前提に、手数料の減額又は免除の規定を設けております。

具体的な対象者等については、衆議院法務委員会における附帯決議を含めた改正法案に関する国会の御審議の内容やパブリックコメント等で提出された意見を踏まえ、適切に検討してまいります。(拍手)

○議長(関口昌一君) 安達悠司君。

(安達悠司君登壇、拍手)

○安達悠司君 参政党の安達悠司です。

会派を代表して、出入国管理及び難民認定法等の改正案について質問します。

日本版 E S T A の創設は、査証免除国の短期滞在者を対象に、入管前にオンライン審査を行うことで上陸審査を円滑化し、大量の外国人観光客の受入れに備える目的もあると考えられます。

政府は、平成二十八年以来、二〇三〇年までに訪日外国人旅行者数六千万人を目標に掲げてきました。令和七年の訪日外国人観光客は四千二百六十八万人に達して、失礼しました、四千二百六十八万人に達しており、オーバーツーリズムや地元公共交通機関が圧迫されるなどの声もあります。高市政権は、外国人観光客の受入れ数につき、従来の政府目標を踏襲するのですか、それとも変更するのですか。もし見直すのであれば、いつまでに結論を出すのですか。国土交通大臣にお尋ねします。

また、岸田政権は、外国人留学生の受入れにつき、二〇三三年までに四十万人の目標を掲げました。高市政権は、外国人留学生の受入れ数につき、従来の政府目標を踏襲するのですか、それとも変更するのですか。

また、一般社団法人国立大学協会は、令和七年三月三十一日付けで、わが国の将来を担う国立大学の新たな将来像を公表し、二〇四〇年までに全学生の三割まで留学生受入れを拡大するとの目標を立てています。この国立大学の全学生の三割を外国人留学生にする目標は、高市政権も認めているのですか。また、これらの目標につき見直すのであれば、いつまでに結論を出すのですか。文部科学大臣にお尋ねします。

在留外国人数は昨年末に四百十二万人を超えました。高市政権は、本年一月二十三日の分野別運用方針で、特定技能一号と育成就労につき、令和十一年三月末までの受入れ数、上限数を百二十三万九千九百人に定めました。外国人全体の受入れ数は何ら上限がありません。

政府は、現在、人手不足を理由に、特定技能や育成就労など単純労働に近い外国人労働者の受入れを推進しています。しかし、国内の完全失業者は百七十六万人に達しており、就業希望者は二百三十三万人とも言われます。人手不足だから外国人に頼るのではなく、人手不足のときにこそ国内で働ける人を活用するというマインドに転換すべきではないでしょうか。

安い賃金で働く外国人労働者を増やせば、市場原理によって国内の賃金が上がらず、国内の雇用も奪われ、高市政権が掲げる賃上げも妨害します。

人手不足に対し、国内労働者の賃上げ、人余り分野から人手不足分野への移動、国内雇用に優先する取組など、外国人労働者の受入れに頼るのではなく、国内労働者を積極的に活用することにつき、高市政権の考えを厚生労働大臣にお尋ねします。

近年、外国人労働者の増加、外国人犯罪、礼拝所や土葬の問題、生活保護、社会保険制度の利用や未払などの問題が国民の間で話題になるのも、外国人の増加に対する国民の不安が一因と考えられます。

在留外国人は決して自然に増えているわけではありません。元々厳格だった出入国在留管理制度の下、在留資格を新設し、基準を緩和し、次々と受入れを許可したから増えてきたのです。マクレーン事件最高裁大法廷判決が示すとおり、国家は外国人の受入れ義務を負うものではありません。三十年余りにわたる外国人総数の増加は、自民党政権を始めとする政府の意思によるものです。

では、一体、誰が、どんな文書に基づいて、外国人全体の数を増やす方針を立ててきたのでしょうか。外国人全体の総数は、法務省が平成四年以降作成している出入国在留管理基本計画に基づいて決定し、調整してきたのですか。それとも、法務省は、外国人全体の受入れ数を決め、調整する権限、いわゆる量的マネジメントの権限を持たないのですか。法務大臣にお尋ねします。

高市政権は、昨年以來、外国人政策の担当大臣を任命しています。現在、外国人政策全体の、外国人全体の受入れ数を決め、調整する権限は、担当大臣である小野田大臣が有しているのですか。また、高市政権として、今後、在留外国人全体の

出入国管理及び難民認定法及び出入国管理に関する法律の一部を改正する法律案(趣旨説明)

受入れ上限数や人口に占める割合として制限を設けることはしないのですか。現時点で、外国人全体の数としては、引き続き無制限に外国人の受入れを行う方針と理解してよいのですか。外国人との秩序ある共生社会推進担当大臣にお尋ねします。

なぜ外国人、失礼しました。参政党は、日本人ファースト、反グローバリズムの立場を掲げています。なぜ外国人全体の受入れ総数が重要な問題かといいますと、大量移民の受入れがグローバリズムの一環であり、外国企業のロビー活動や国際機関の勧告等によって国のルールを変えられ、さらに、大量の外国人の移住によって国の人口構成まで大きく変えられてしまうと、もはや日本が日本でなくなってしまう危機感があるためです。これは欧州などで現に起きていることであり、個別の外国人の良しあしや排外主義とは無関係です。

現在、国全体に占める外国人の割合は三・四％に増えていますが、自治体によっては現に一〇％を超えている地域もあります。また、国立社会保障・人口問題研究所によれば、二〇七〇年には外国人の割合が約一％になるという試算もあります。

外国人受入れが家族帯同で急速に進み、高校授業料、大学の学費までもが、一定の要件の下、外国人にも支給され、子供たちの教育現場でも日本語が十分に通用しなくなるのではないかなど、不安や不公平感を抱く国民もいます。

人手不足を理由に外国人労働者の受入れを希望する業界や企業もありますが、これは個別最適の話であり、個々の業界や企業の利益になつていても、全体最適、つまり国全体の観点で見ると、人口構成、言語、文化、治安、社会保障の負担などの点で極めて慎重な検討を有する問題です。一

旦移民国家にしてしまうと簡単には元に戻りません。

無制限に外国人の受入れ数を増やすことで日本の人口構成が大きく変わることにつき、どのような問題意識を持っていますか。法務大臣にお尋ねします。

今回の改正案におけるJETAや手数料引上げについては、出入国在留基本計画や出入国在留管理政策懇談会の会合等に基づき、遅くとも前政権のときから法務省において準備してきた面もあると思います。他方、今回の法案提出に当たり、高市政権として特に追加修正するなど、総理や大臣の意向を強く反映させた部分があれば教えてください。法務大臣にお尋ねします。

今回の法改正では、在留資格変更や更新の許可に係る手数料を引き上げますが、同時に、経済的困難その他特別の理由により、法務大臣が手数料を減額又は免除することができる規定を創設しています。これは今までになかった規定ですが、現行法の下でも、許可手数料を減額又は免除している事実があると聞いています。その事実関係と法的根拠を併せて法務大臣にお尋ねします。

公的な手数料の減額は、国民に対してすら認められていないものが多いです。経済的困難を理由として、外国人が支払う手数料の減額や免除を認めることは、貧困者、放浪者等で生活上困窮又は地方公共団体の負担となるおそれのある者を上陸拒否事由とし、永住許可に独立生計要件を要求する入管法の趣旨と矛盾するおそれがあり、外国人の経済的事情にどこまで配慮するのか、国民に納得のいく説明が必要と考えます。

もし生活保護受給や市民税非課税世帯など一律の基準とすれば、法の趣旨、目的に矛盾するおそ

れがあり、経済条件だけでなく個別具体的な事情も加味するとなると、事務負担や審査の労力が増え、迅速性や効率性を阻害する懸念もあります。政府は、具体的にどのような者にに対し、どのような要件で手数料の減額や免除を想定しているのですか。また、外交や公用以外にも、免除を行う者として、具体的にどのような事例を想定していますか。また、経済的困難のみを理由に減額や免除を行うつもりがありますか。法務大臣にお尋ねします。

今回の改正案では、法五十六条の二第二項に基づき、出入国在留管理庁長官が航空会社に対し、本邦に入らせることが相当でない者に対し、搭乗拒否の通知を行うことが可能になりますが、この相当でないとして搭乗拒否される者について、条文上は、外国人だけでなく日本人も含まれているように読めます。上陸拒否や在留審査などは専ら外国人が対象であることが条文中明記されていますが、今回新設する搭乗拒否通知、法五十六条の二第二項の規定に日本人も対象にした書き方になっている理由は何ですか。

また、この法改正により、自国民の帰国に対しても搭乗拒否をすることがあるのですか。例えば、日本人であっても、政治犯、思想犯など政府の方針と考えるが異なる者や、感染症の罹患者やワクチンの未接種者などにに対し、この規定を根拠として搭乗拒否を通知することがあります。それとも、日本人に対しては本邦への帰国を拒否することはないのであるか。法務大臣にお尋ねします。次の世代のためにも、日本を移民国家にしてはいけない。このことを強く求めまして、私からの質問を終わります。

ありがとうございました。(拍手)

〔国務大臣平口洋君登壇、拍手〕

○国務大臣〔平口洋君〕 安達悠司議員にお答え申し上げます。

まず、外国人全体の総数の決定、調整における根拠及び法務省の権限についてお尋ねがありました。

御指摘の出入国在留管理基本計画には、政府における外国人材の受入れ方針として、専門的、技術的分野においては積極的に受け入れ、それ以外の分野においては国民的コンセンサスを踏まえつつ検討するということが記載されていますが、外国人の総数を定めた方針等は現時点において存在しないものと認識しております。

他方、外国人の受入れの基本的な在り方については、中長期的かつ多角的観点からの検討が必要となることから、本年一月に取りまとめた外国人の受入れ・秩序ある共生のための総合的対応策に基づき、省庁横断的に具体的な調査検討、将来推計等を行うなどした上で、政府全体で検討することとしています。

法務省としては、小野田担当大臣の下、求められる役割を十分に果たしてまいります。

次に、外国人の受入れに関する問題意識についてお尋ねがありました。

まず、現在においても、個々の在留資格について厳格に審査した上で受入れを行っており、外国人を無制限に受け入れているものではありません。

その上で、外国人の受入れに当たっては、我が国の人口が減少する中で、在留する外国人の増加に伴い、国民の不安感や不公平感に真正面から向き合い、個々の課題に丁寧に取り組んでいくこ

と、また、こうした状況下において、政府全体で、中長期的かつ多角的観点から受入れの在り方の検討を進めることが非常に重要であると考えています。

法務省としては、小野田担当大臣の下、求められる役割を十分に果たしてまいります。

次に、改正法案について内閣総理大臣や法務大臣の意向を強く反映させた部分があるかについてお尋ねがありました。

政府部内の検討過程における詳細については、お答えを差し控えます。

その上で、法務省においては、出入国在留管理政策懇談会の議論や総合的対応策の内容等を踏まえ、改正法案を提出したものであります。

次に、在留許可手数料の減額又は免除に係る事実関係及び法的根拠についてお尋ねがありました。

入管法上の在留許可は、外国人に一定の特典ないし恩恵を与えるものであり、手数料は、許可に對する対価としての性格を有するものでございます。そのため、入管法上、所定の手数料が納付されなければ在留許可を受けることはできません。

他方、外交又は公用の資格については、諸外国との外交、友好関係等を維持発展させることを目的に受け入れるという趣旨や国際礼讓等を踏まえ、手数料を免除しています。

次に、在留許可手数料の減額又は免除の対象者や要件についてお尋ねがありました。

改正法案における経済的困難その他特別の理由により手数料を減額し、又は免除することが相当である者は、国際礼讓等により手数料の負担をさせないとする者や、経済的事情で手数料を納付で

きない外国人であって、例えば難民認定された者など、引き続き在留できるよう人道上の観点から特に配慮する必要がある者を想定しています。

その上で、減額又は免除の具体的な対象者等については、国会の御審議やパブリックコメント等で提出された意見を踏まえ、適切に検討してまいります。

最後に、改正法案第五十六条の二第二項について日本人も対象にした規定としている理由や、日本人について本邦に入らせることが相当でない旨の通知をすることはあるのかについてお尋ねがありました。

まず、日本人には帰国の権利があることから、日本人について本邦に入らせることが相当でない旨の通知をすることはありません。

もっとも、外国人が日本人に成り済まして本邦に入らせることを防止する必要があります。

そこで、改正法、法案第五十六条の二第二項は、日本人を含む予約者全員について、本邦に入らせることが相当であるかどうかを通知する規定としたものであります。（拍手）

〔国務大臣金子恭之君登壇、拍手〕

○国務大臣〔金子恭之君〕 安達悠司議員から、外国人観光客の受入れ目標についてお尋ねがございました。

本年三月に閣議決定された第五次観光立国推進基本計画においては、訪日外国人旅行者数について、コロナ後の回復状況なども踏まえ、オーバーツーリズムの未然防止や抑制にしっかりと取り組んだ上で、従来の政府方針と同様に、二〇三〇年に六千万人とすることを目標として定めたところでございます。（拍手）

〔国務大臣松本洋平君登壇、拍手〕

○国務大臣〔松本洋平君〕 安達議員にお答えをいたします。

外国人留學生の受入れに関する目標についてお尋ねがありました。

大学等における外国人留學生の受入れについては、受入れ機関における在籍管理の一層の徹底等を通じて、質の向上を図る視点をより一層重視してまいりたいと考えております。

具体的な目標については、新たに策定することの是非も含め、外国人の受入れ・秩序ある共生のための総合的対応策等も踏まえながら、政府全体として議論していくべきことと考えております。

また、御指摘の一般社団法人国立大学協会の目標につきましては、同協会として取りまとめられた提言の中で記載をされているものであり、文部科学省としてその策定に関与したものではありません。

なお、国立大学が国際競争力を培うためには、経済安全保障の観点に留意しつつ、意欲と能力のある留學生を戦略的に受け入れることにより、多様性の中、日本人学生も切磋琢磨して、新たな価値を生み出すことが重要であり、これにより我が国の創造的な成長に貢献することができると考えております。（拍手）

〔国務大臣上野賢一郎君登壇、拍手〕

○国務大臣〔上野賢一郎君〕 安達悠司議員の御質問にお答えをいたします。

国内労働者の活用についてお尋ねがありました。

日本経済の更なる成長に向けて、人手不足など労働供給制約下にある我が国の労働市場の改革を

進め、労働供給量を確保することは極めて重要な課題です。

高市内閣としては、賃上げ環境整備に万全を期すとともに、国民の皆様が御活躍いただけるよう、処遇向上に向けた労働生産性向上やリスキリング支援、円滑な労働移動の促進、女性、高齢者を始めとした多様な人材の労働参加の促進に向けた取組を進めてまいります。(拍手)

(国務大臣小野田紀美君登壇、拍手)

○国務大臣(小野田紀美君) 安達悠司議員から、外国人の受入れの在り方についてお尋ねがありました。

現状、在留外国人が増加する中で、中長期的かつ多角的観点から外国人の受入れの基本的な在り方を検討していくことは非常に重要な課題であると認識しております。

出入国在留管理庁における基礎的な調査検討を受け、本年四月以降、外国人との秩序ある共生社会推進担当大臣である私の下で、省庁横断的に更に具体的な調査検討等を開始しており、そのために必要な体制の強化も行いました。

本年一月に取りまとめた外国人の受入れ・秩序ある共生のための総合的対応策に基づき、関係省庁で連携し、社会保障や教育等を含む外国人に係る諸課題を整理しつつ、将来推計等も行いながら、外国人の受入れの基本的な在り方について政府全体での検討を着実に進めてまいります。(拍手)

○議長(関口昌一君) これにて質疑は終了いたしました。

○議長(関口昌一君) 日程第一 投資の促進及び保護に関する日本国とセルビア共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件

日程第二 投資の促進及び保護に関する日本国とパラグアイ共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件

日程第三 投資の促進及び保護に関する日本国とザンビア共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件

日程第四 投資の自由化、促進及び保護に関する日本国とタジキスタン共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件

(いずれも衆議院送付)

以上四件を一括して議題といたします。

まず、委員長長の報告を求めます。外交防衛委員
長里見隆治君。

(審査報告書及び議案は本号末尾に掲載)

(里見隆治君登壇、拍手)

○里見隆治君 ただいま議題となりました条約四件につきまして、外交防衛委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

セルビア、パラグアイ、ザンビア及びタジキスタンとの各投資協定は、いずれも、各国との間で、投資の拡大により経済関係を一層強化するため、投資の促進、保護等に関する法的枠組みについて定めるものであります。

委員会におきましては、四件を一括して議題とし、投資協定締結の意義と今後の締結交渉の方

針、各投資協定の規定内容と投資促進の観点からの有効性、我が国と相手国との関係強化に向けた取組等について質疑が行われましたが、詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党の山添委員より四件に反対する旨の意見が述べられました。

次いで、順次採決の結果、四件はいずれも多数をもつて承認すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(関口昌一君) これより四件を一括して採決いたします。

四件の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

(投票開始)

○議長(関口昌一君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

(投票終了)

○議長(関口昌一君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数 二百四十三
賛成 二百三十一
反対 十二
よつて、四件は承認することに決しました。(拍手)

(投票者氏名は本号末尾に掲載)

○議長(関口昌一君) 日程第五 家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長長の報告を求めます。農林水産委員
長藤木真也君。

(審査報告書及び議案は本号末尾に掲載)

(藤木真也君登壇、拍手)

○藤木真也君 ただいま議題となりました法律案につきまして、農林水産委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

本法案は、ランビースキン病を家畜伝染病に追加し、豚熱の屠殺対象範囲を見直すとともに、輸入禁止品の国内での販売等を禁止する等の措置を講じようとするものです。

委員会におきましては、豚熱等の家畜伝染病の発生状況と対策の効果、水際検疫と店舗等への立入検査の徹底による国内への侵入防止、家畜防疫官等の確保育成の必要性等について質疑が行われました。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、附帯決議が付されております。
以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(関口昌一君) これより採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長 関口昌一君 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長 関口昌一君 投票の結果を報告いたします。

投票総数

二百四十二

賛成

二百三十七

反対

五

よって、本案は可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長 関口昌一君 日程第六 環境省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。環境委員長猪口邦子君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔猪口邦子君登壇、拍手〕

○猪口邦子君 ただいま議題となりました法律案につきまして、環境委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、環境省の地方支分部局である地方環境事務所について、同省の所掌事務の円滑な遂行を図るため、その名称を地方環境局に改める等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、本法改正の意義及び効果、地方環境局と地方公共団体等との連携の更なる促進、地方環境局の体制強化及び予算確保の必要性等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願います。

令和八年五月十五日 参議院会議録第十三号

環境省設置法の一部を改正する法律案

る促進、地方環境局の体制強化及び予算確保の必要性等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長 関口昌一君 これより採決をいたします。本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長 関口昌一君 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長 関口昌一君 投票の結果を報告いたします。

投票総数

二百四十一

賛成

二百三十六

反対

五

よって、本案は可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長 関口昌一君 本日はこれにて散会いたします。

午前十一時五十二分散会

出席者は左のとおり。

議長

副議長

議員

中田 優子君	宮出 千慧君	松沢 成文君
平戸 航太君	櫻井 祥子君	猪瀬 直樹君
後藤 翔太君	小林さやか君	若林 洋平君
安達 悠司君	塩入 清香君	山本 啓介君
庭田 幸恵君	杉本 純子君	佐々木りえ君
初鹿野裕樹君	竹詰 仁君	友納 理緒君
堂込麻紀子君	大津 力君	福山 守君
岩本 麻奈君	山中 泉君	古庄 玄知君
浜口 誠君	松田 学君	藤井 一博君
安藤 裕君	梅村みずほ君	小林 一大君
磯崎 哲史君	神谷 宗幣君	生稲 晃子君
上田 清司君	奥村 祥大君	宮本 周司君
白川 容子君	かごしま彰宏君	山田 宏君
岩渕 友君	大門実紀史君	滝波 宏文君
牛田 茉友君	水野 孝一君	北村 経夫君
山添 拓君	江原くみ子君	堀井 巖君
吉良よし子君	山田 吉彦君	山下 雄平君
伊藤 辰夫君	仁比 聡平君	松村 祥史君
岡崎 太君	田村 まみ君	高橋 克法君
芳賀 道也君	小池 晃君	佐藤 啓君
石 平君	足立 康史君	宮沢 洋一君
後藤 斎君	金子 道仁君	小野田紀美君
松野 明美君	浜野 喜史君	片山さつき君
伊藤 孝恵君	青島 健太君	北村 晴男君
中条きよし君	舟山 康江君	齊藤健一郎君
榛葉賀津也君	川合 孝典君	神谷 政幸君
嘉田由紀子君	高木かおり君	越智 俊之君
串田 誠一君	片山 大介君	宮本 和宏君
石井 苗子君	柴田 巧君	山本佐知子君

浅田 均君	上野ほたる君	新実 彰平君	ながえ孝子君	永井 学君	石井めぐみ君	脇 雅昭君	長谷川英晴君	星 北斗君	加藤 明良君	赤松 健君	阿達 雅志君	井上 義行君	上月 良祐君	三原じゅん子君	舞立 昇治君	野上浩太郎君	古賀友一郎君	酒井 庸行君	山谷えり子君	野村 哲郎君	牧野たかお君	望月 良男君	平山佐知子君	百田 尚樹君	梶原 大介君	若井 敦子君	東野 秀樹君	吉井 章君	かまやち敏君	白井 正一君	加田 裕之君	進藤金日子君
-------	--------	--------	--------	-------	--------	-------	--------	-------	--------	-------	--------	--------	--------	---------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	--------

今井絵理子君	こやり隆史君	古賀 千景君	柴 慎一君	環境大臣	石原 宏高君	国土交通委員	補欠
石田 昌宏君	馬場 成志君	鬼木 誠君	羽田 次郎君	国務大臣	小野田紀美君	辞任	補欠
藤川 政人君	長谷川 岳君	塩村あやか君	田島麻衣子君	副大臣	法務 副大臣 三谷 英弘君	環境委員	補欠
江島 潔君	渡辺 猛之君	岸 真紀子君	石垣のりこ君			辞任	補欠
青木 一彦君	磯崎 仁彦君	熊谷 裕人君	木戸口英司君			辞任	補欠
石井 浩郎君	中西 祐介君	古賀 之士君	杉尾 秀哉君	議長の報告事項		辞任	補欠
山本 順三君	岡田 直樹君	小沢 雅仁君	石橋 通宏君	一昨十三日議長において、次のとおり常任委員の		辞任	補欠
石井 準一君	松山 政司君	勝部 賢志君	森本 真治君	辞任を許可し、その補欠を指名した。		辞任	補欠
末松 信介君	有村 治子君	小西 洋之君	徳永 エリ君	内閣委員		辞任	補欠
高良 沙哉君	安野 貴博君	斎藤 嘉隆君	水岡 俊一君			辞任	補欠
伊波 洋一君	尾辻 朋実君	田名部匡代君	広田 一君			辞任	補欠
高橋はるみ君	清水 真人君	牧山ひろえ君	森 ゆうこ君			辞任	補欠
郡山りよう君	出川 桃子君	青木 愛君	蓮 舫君	総務委員		辞任	補欠
西田 英範君	泉 房穂君	辻元 清美君	長浜 博行君	辞任		辞任	補欠
見坂 茂範君	小林孝一郎君	川村 雄大君	佐々木雅文君			辞任	補欠
鈴木 大地君	高木 真理君	司 隆史君	下野 六太君	法務委員		辞任	補欠
岩本 剛人君	小川 克巳君	窪田 哲也君	原田大二郎君	辞任		辞任	補欠
船橋 利実君	山田 太郎君	伊藤 孝江君	宮崎 勝君			辞任	補欠
自見はなこ君	藤木 眞也君	竹内 真二君	里見 隆治君			辞任	補欠
松川 るい君	打越さく良君	三浦 信祐君	杉 久武君			辞任	補欠
大家 敏志君	上野 通子君	横山 信一君	上田 勇君	財政金融委員		辞任	補欠
森 まさこ君	古川 俊治君	秋野 公造君	高橋 光男君	辞任		辞任	補欠
猪口 邦子君	松下 新平君	平木 大作君	竹谷とし子君	文教科学委員		辞任	補欠
福岡 資麿君	浅尾慶一郎君	石川 博崇君	谷合 正明君	辞任		辞任	補欠
西田 昌司君	吉田 忠智君	西田 実仁君	天畠 大輔君	農林水産委員		辞任	補欠
櫻井 充君	鶴保 庸介君	木村 英子君		辞任		辞任	補欠
橋本 聖子君	木村 義雄君			辞任		辞任	補欠
鈴木 宗男君	吉川 沙織君			辞任		辞任	補欠
中曽根弘文君	ラサル石井君			辞任		辞任	補欠
奥田ふみよ君	福島みずほ君			辞任		辞任	補欠
山内佳菜子君	伊勢崎賢治君			辞任		辞任	補欠
福士 珠美君	小島とも子君			辞任		辞任	補欠
大島九州男君	横沢 高德君			辞任		辞任	補欠
村田 享子君	三上 えり君			辞任		辞任	補欠

議院運営委員	辞任	補欠	同日議員から次の質問主意書が提出された。 DVを理由とする離婚に関する質問主意書（福島みずほ君提出）（第四三号）
いんどう周作君	藤井 一博君	同日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。	
高橋 光男君	司 隆史君	物資の流通の効率化に関する法律の一部を改正する法律	
同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。		昨十四日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	
災害対策及び東日本大震災復興特別委員	辞任	補欠	
水岡 俊一君	熊谷 裕人君	総務委員	
政治改革に関する特別委員	辞任	補欠	
熊谷 裕人君	水岡 俊一君	辞任	
同日議長において、次のとおり調査会委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。		山崎 正昭君	
国際問題に関する調査会委員	補欠	西田 実仁君	
辞任	補欠	佐々木雅文君	
神谷 政幸君	脇 雅昭君	補欠	
資源エネルギー・持続可能社会に関する調査会委員	補欠	上野 通子君	
外交防衛委員	補欠	有村 治子君	
辞任	補欠	山崎 正昭君	
小島とも子君	郡山りよう君	補欠	
同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。		小野田紀美君	
健康保険法等の一部を改正する法律案（閣法第二五号）	厚生労働委員会に付託	宮本 和宏君	
都市再生特別措置法等の一部を改正する法律案（閣法第二二五号）	国土交通委員会に付託	補欠	
同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。		磯崎 仁彦君	
物資の流通の効率化に関する法律の一部を改正する法律案	辞任	西田 英範君	
農林水産委員	補欠	文教科学委員	
辞任	補欠	辞任	
竹内 真二君	竹谷とし子君	有村 治子君	
		上野 通子君	
		小野田紀美君	
		宮本 和宏君	
		補欠	
		補欠	
		補欠	
		補欠	
		補欠	
		補欠	
		補欠	
		補欠	
		補欠	
		補欠	
		補欠	
		補欠	
		補欠	
		補欠	
		補欠	
		補欠	
		補欠	
		補欠	
		補欠	
		補欠	
		補欠	
		補欠	
		補欠	
		補欠	
		補欠	
		補欠	
		補欠	
		補欠	
		補欠	
		補欠	
		補欠	
		補欠	
		補欠	
		補欠	
		補欠	
		補欠	
		補欠	
		補欠	
		補欠	
		補欠	
		補欠	
		補欠	
		補欠	
		補欠	
		補欠	
		補欠	
		補欠	
		補欠	
		補欠	
		補欠	
		補欠	
		補欠	
		補欠	
		補欠	
		補欠	
		補欠	
		補欠	
		補欠	
		補欠	
		補欠	
		補欠	
		補欠	
		補欠	
		補欠	
		補欠	
		補欠	
		補欠	
		補欠	
		補欠	
		補欠	
		補欠	
		補欠	
		補欠	
		補欠	
		補欠	
		補欠	
		補欠	
		補欠	
		補欠	
		補欠	
		補欠	
		補欠	
		補欠	
		補欠	
		補欠	
		補欠	
		補欠	
		補欠	
		補欠	
		補欠	
		補欠	
		補欠	
		補欠	
		補欠	
		補欠	
		補欠	
		補欠	
		補欠	
		補欠	
		補欠	
		補欠	
		補欠	
		補欠	
		補欠	
		補欠	
		補欠	
		補欠	
		補欠	
		補欠	
		補欠	
		補欠	
		補欠	
		補欠	
		補欠	
		補欠	
		補欠	
		補欠	
		補欠	
		補欠	
		補欠	
		補欠	
		補欠	
		補欠	
		補欠	
		補欠	
		補欠	
		補欠	
		補欠	
		補欠	
		補欠	
		補欠	
		補欠	
		補欠	
		補欠	
		補欠	
		補欠	
		補欠	
		補欠	
		補欠	
		補欠	
		補欠	
		補欠	
		補欠	
		補欠	
		補欠	
		補欠	
		補欠	
		補欠	
		補欠	
		補欠	
		補欠	
		補欠	
		補欠	
		補欠	
		補欠	
		補欠	
		補欠	
		補欠	
		補欠	
		補欠	
		補欠	
		補欠	
		補欠	
		補欠	
		補欠	
		補欠	
		補欠	
		補欠	
		補欠	
		補欠	
		補欠	
		補欠	
		補欠	
		補欠	
		補欠	
		補欠	
		補欠	
		補欠	
		補欠	
		補欠	
		補欠	
		補欠	
		補欠	
		補欠	
		補欠	
		補欠	
		補欠	
		補欠	
		補欠	
		補欠	
		補欠	
		補欠	
		補欠	
		補欠	
		補欠	
		補欠	
		補欠	
		補欠	
		補欠	
		補欠	
		補欠	
		補欠	
		補欠	
		補欠	
		補欠	
		補欠	
		補欠	
		補欠	
		補欠	
		補欠	
		補欠	
		補欠	
		補欠	
		補欠	
		補欠	
		補欠	
		補欠	
		補欠	
		補欠	
		補欠	
		補欠	
		補欠	
		補欠	
		補欠	
		補欠	
		補欠	
		補欠	
		補欠	
		補欠	
		補欠	
		補欠	
		補欠	
		補欠	
		補欠	

令和八年五月十五日 参議院会議録第十三号

投資の促進及び保護に関する日本国とセルビア共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件

一六

審査報告書

投資の促進及び保護に関する日本国とセルビア共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件

右は多数をもって承認すべきものと議決した。

よつて要領書を添えて報告する。

令和八年五月十四日

外交防衛委員長 里見 隆治

参議院議長 関口 昌一殿

要領書

一、委員会の決定の理由

この協定は、我が国とセルビア共和国との間で、投資に関する内国民待遇及び最恵国待遇など、投資の促進及び保護に関する法的枠組みを定めるものである。この協定の締結は、両国間の経済関係の更なる緊密化に資するものと期待されるので、おおむね妥当な措置と認める。

一、費用

別に費用を要しない。

投資の促進及び保護に関する日本国とセルビア共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件

右は本院において承認することを議決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

令和八年四月二十三日

衆議院議長 森 英介

参議院議長 関口 昌一殿

投資の促進及び保護に関する日本国とセルビア共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件

投資の促進及び保護に関する日本国とセルビア共和国との間の協定の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

投資の促進及び保護に関する日本国とセルビア共和国との間の協定

日本国及びセルビア共和国(以下「両締約国」という。)は、

両締約国間の経済関係を強化するために投資を更に促進することを希望し、
一方の締約国の投資家による他方の締約国の区域における投資を拡大するための安定した、衡平な、良好な及び透明性のある条件を更に作り出すことを意図し、

一般に適用される健康上、安全上及び環境上の措置を緩和することなしに、これらの目的を達成することが可能であることを認識し、

国際的に受け入れられた労働基準に従つて両締約国間の投資を促進する上で、労働者と使用者との間の協調的な関係が重要であることを認識して、

次のとおり協定した。

第一章 投資

第一条 定義

この協定の適用上、

(a) 「投資財産」とは、投資家が直接又は間接に所有し、又は支配している全ての種類の資産

をいい、次のものを含む。

- (i) 企業及び企業の支店
- (ii) 株式、出資その他の形態の企業持分
- (iii) 債券、社債、貸付金その他の債務証券
- (iv) 先物、オプションその他の派生商品
- (v) 契約(完成後引渡し、建設、経営、生産又は利益配分に関する契約を含む。)に基づく権利
- (vi) 金銭債権及び金銭的価値を有する契約に基づく給付の請求権
- (vii) 知的財産権(著作権及び関連する権利、特許権並びに実用新案、商標、意匠、集積回路の回路配置、植物の新品種、営業用の名称、原産地表示又は地理的表示及び開示されていない情報に関する権利を含む。)及びのれん
- (viii) 法令又は契約によつて与えられる権利(例えば、特許、免許、承認、許可。天然資源の探査及び採掘のための権利を含む。)
- (ix) 他の全ての資産(有体であるか無体であるかを問わず、また、動産であるか不動産であるかを問わず。)及び賃借権、抵当権、先取特権、質権その他の関連する財産権

投資財産には、投資財産から生ずる価値、特に、利益、利子、資本利得、配当、使用料及び手数料を含む。投資される資産の形態の変更は、その投資財産としての性質に影響を及ぼすものではない。

ただし、一方の締約国の区域内にある国民又は企業による他方の締約国の区域内にある企業に対する物品又はサービスの販売のため

の契約のみから生ずる金銭債権は、投資財産には当たらない。

(b) 「締約国の投資家」とは、次の者であつて、他方の締約国の区域において投資を行つており、又は既に行つたものをいう。

(i) 一方の締約国の法令によりその国籍を有する自然人

注釈 この協定は、両締約国の国籍を有する自然人の投資財産については、

当該自然人が投資を行つた時点以降において、当該投資を行つた締約国の区域外に居住し続けている場合を除くほか、適用しない。

(ii) 一方の締約国の企業

(c) 「企業」とは、営利目的であるかどうかを問わず、また、民間又は政府のいずれが所有し、又は支配しているかを問わず、関係法令に基づいて適正に設立され、又は組織される法人その他の事業体(社団、信託、組合、個人企業、合併企業、団体、組織及び会社を含む。)をいう。

(d) 「締約国の企業」とは、締約国の関係法令に基づいて適正に設立され、又は組織される企業をいう。

(e) 「投資活動」とは、投資財産の運営、経営、維持、使用、享有及び売却その他の処分をいう。

(f) 「区域」とは、

(i) 日本国については、日本国の領域並びに日本国が国際法に従い主権的権利又は管轄権を行使する排他的経済水域及び大陸棚をいう。

(ii) セルビア共和国については、セルビア共和国の領域をいう。 (g) 「自由利用可能通貨」とは、国際通貨基金協定に定義する自由利用可能通貨をいう。 (h) 「世界貿易機関設立協定」とは、千九百九十四年四月十五日にマラケシュで作成された世界貿易機関を設立するマラケシュ協定をいう。 (i) 「貿易関連知的所有権協定」とは、世界貿易機関設立協定附属書一C知的所有権の貿易関連の側面に関する協定をいう。 (j) 「申立人」とは、一方の締約国の投資家であつて、他方の締約国との間の投資紛争の当事者であるものをいう。 (k) 「被申立人」とは、投資紛争の当事者である締約国をいう。 (l) 「一方の紛争当事者」とは、申立人又は被申立人をいう。 (m) 「紛争当事者」とは、申立人及び被申立人をいう。 (n) 「非紛争締約国」とは、投資紛争の当事者でない締約国をいう。 (o) 「ICSID」とは、投資紛争解決国際センターをいう。 (p) 「ICSID追加的制度規則」とは、投資紛争解決国際センターの事務局が手続を実施するための追加的な制度を規律する規則をいう。 (q) 「ICSID追加的制度仲裁規則」とは、ICSID追加的制度規則に従って行われる仲裁手続に適用する規則をいう。 (r) 「ICSID条約」とは、千九百六十五年三月十八日にワシントンで作成された国家と他の国家の国民との間の投資紛争の解決に関する条約をいう。 (s) 「ニューヨーク条約」とは、千九百五十八年六月十日にニューヨークで作成された外国仲裁判断の承認及び執行に関する条約をいう。 (t) 「UNCITRAL仲裁規則」とは、国際連合国際商取引法委員会の仲裁規則をいう。	月十八日にワシントンで作成された国家と他の国家の国民との間の投資紛争の解決に関する条約をいう。 (s) 「ニューヨーク条約」とは、千九百五十八年六月十日にニューヨークで作成された外国仲裁判断の承認及び執行に関する条約をいう。 (t) 「UNCITRAL仲裁規則」とは、国際連合国際商取引法委員会の仲裁規則をいう。 第二条 投資の促進及び許可 1 一方の締約国は、自国の区域において他方の締約国の投資家による投資が行われるための良好な条件を醸成する。 2 一方の締約国は、自国の関係法令(外国人による所有及び支配に関するものを含む。)に従つて権限を行使する自国の権利を留保の上、他方の締約国の投資家による投資を許可する。 第三条 内国民待遇 1 一方の締約国は、自国の区域において、投資活動に関し、他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、同様の状況において自国の投資家及びその投資財産に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。 2 1の規定は、一方の締約国が、自国の区域における他方の締約国の投資家の投資活動に関して特別な手続を定める措置を採用し、又は維持することを妨げるものと解してはならない。ただし、当該手続は、この協定に基づく当該他方の締約国の投資家の権利を実質的に害するものであつてはならない。 第四条 最恵国待遇 1 一方の締約国は、自国の区域において、投資活動に関し、他方の締約国の投資家及びその投資	投資財産に対し、同様の状況において第三国の投資家及びその投資財産に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。 2 1の規定は、一方の締約国に対し、自国が当事国である現行の又は将来における地域的な経済統合同盟に基づいて与える特惠的な待遇を他方の締約国の投資家及びその投資財産に与えることを義務付けるものと解してはならない。 第五条 一般的待遇 1 一方の締約国は、自国の区域において、他方の締約国の投資家の投資財産に対し、国際慣習法に基づく待遇(公正かつ衡平な待遇並びに十分な保護及び保障を含む。)を与える。「公正かつ衡平な待遇」及び「十分な保護及び保障」の概念は、外国人の待遇に関する国際慣習法上の最低基準が要求する待遇以上の待遇を与えることを求めるものではなく、また、追加の実質的な権利を創設するものではない。 2 (a) 「公正かつ衡平な待遇」には、法の正当な手続の原則に従つた刑事上若しくは民事上の訴訟手続又は行政上の裁決手続における裁判を行うことを拒否しないとの各締約国の義務を含む。 (b) 「十分な保護及び保障」の要件により、各締約国は、国際慣習法上求められる程度の警察の保護を与えることが義務付けられる。 第六条 裁判所の裁判を受ける権利 一方の締約国は、自国の区域において、他方の締約国の投資家の権利の行使及び擁護のため全ての審級にわたり裁判所の裁判を受け、及び行政機関に対して申立てをする権利に関し、当該他方の締約国の投資家に対し、同様の状況において自国	の投資家又は第三国の投資家に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。 第七条 特定措置の履行要求の禁止 1 いずれの一方の締約国も、自国の区域における締約国又は第三国の投資家の投資活動に関し、次の事項の要求を課し、又は強制することができず、また、当該事項を約束し、又は履行することを強制することができない。 (a) 一定の水準又は割合の物品又はサービスを輸出すること。 (b) 一定の水準又は割合の現地調達を達成すること。 (c) 自国の区域において生産された物品若しくは提供されたサービスを購入し、利用し、若しくは優先し、又は自国の区域内の自然人若しくは企業から物品若しくはサービスを購入すること。 (d) 輸入数量又は輸入価額を、輸出数量若しくは輸出価額と又は当該投資家の投資財産に関連する外国為替の流入の量と何らかの形で関連付けること。 (e) 当該投資家の投資財産により生産される物品又は提供されるサービスの自国の区域における販売を、輸出数量若しくは輸出価額と又は外国為替収入と何らかの形で関連付けることにより制限すること。 (f) 輸出又は輸出のための販売を制限すること。 (g) 技術、製造工程その他の財産的価値を有する知識を自国の区域内の自然人又は企業に移転すること。
--	--	---	---

(h) 自国の区域に当該投資家の特定地域又は世界市場に向けた事業本部を設置すること。 (i) 一定の数又は割合の自国民を雇用すること。 (j) 自国の区域において一定の水準又は価額の研究開発を達成すること。 (k) 当該投資家が生産する物品又は当該投資家が提供するサービスの一又は二以上を、特定地域又は世界市場に向けて自国の区域のみから供給すること。	3 (a) 2のいかなる規定も、一方の締約国が、自国の区域における締約国又は第三国の投資家の投資活動に関し、利益の享受又はその継続のための条件として、自国の区域において、生産拠点を設け、サービスを提供し、労働者を訓練し、若しくは雇用し、特定の施設を建設し、若しくは拡張し、又は研究開発を行うことを要求し、これに従うことを求めることを妨げるものと解してはならない。 (b) 1(g)の規定は、競争法についての申し立てられた違反に係る救済措置として司法裁判所、行政裁判所又は競争当局が1(g)に規定する事項の要求を課し、又は当該事項を約束し、若しくは履行することを強制する場合に、適用しない。 (c) 1(g)の規定は、貿易関連知的所有権協定に反しない態様で行われる知的財産権の移転に関する要求である場合には、適用しない。 (d) 2(a)及び(b)の規定は、輸入締約国が物品の内容に関して課する要件であつて、特惠的な関税又は特惠的な割当ての適用を受けるために必要なものについては、適用しない。	た場合には、1に規定する事項に関し、速やかに、当該他方の締約国の個別の質問に応じ、及び当該他方の締約国に対して情報を提供する。 3 1及び2の規定は、締約国に対し、秘密の情報であつて、その開示が法令の実施を妨げ、若しくは公共の利益に反することとなり、又はプライバシー若しくは正当な商業上の利益を害することとなるものの開示を義務付けるものと解してはならない。	は国有化又はこれに対する収用若しくは国有化と同等の措置(以下「収用」という。)を実施してはならない。ただし、次の全ての要件を満たす場合は、この限りでない。 (a) 公共の目的のためのものであること。 (b) 差別的なものでないこと。 (c) 2から5までの規定に従って行われる迅速、適当かつ実効的な補償の支払を伴うものであること。 (d) 正当な法的手続に従って実施するものであること。
2 いずれの一方の締約国も、自国の区域における締約国又は第三国の投資家の投資活動に関し、利益の享受又はその継続のための条件として、次の事項を要求し、これに従うことを求めることができない。 (a) 一定の水準又は割合の現地調達を達成すること。 (b) 自国の区域において生産された物品を購入し、利用し、若しくは優先し、又は自国の区域内の自然人若しくは企業から物品を購入すること。 (c) 輸入数量又は輸入価額を、輸出数量若しくは輸出価額と又は当該投資家の投資財産に関連する外国為替の流入の量と何らかの形で関連付けること。 (d) 当該投資家の投資財産により生産される物品又は提供されるサービスの自国の区域における販売を、輸出数量若しくは輸出価額と又は外国為替収入と何らかの形で関連付けることにより制限すること。 (e) 輸出又は輸出のための販売を制限すること。	1 各締約国は、自国の法令、行政上の手続、一般に適用される行政上及び司法上の決定並びに国際協定であつて、この協定の実施及び運用に関連し、又は影響を及ぼすものを速やかに公表し、又は公に入手可能なものとする。 2 一方の締約国は、他方の締約国の要請があつ	1 いずれの一方の締約国も、自国の区域にある他方の締約国の投資家の投資財産の収用若しく	2 補償は、収用が公表された時又は収用が行われた時のいずれか早い方の時における収用された投資財産の公正な市場価格に相当するものでなければならぬ。公正な市場価格には、収用が事前に公に知られることにより生じた価格の変化を反映させてはならない。 3 補償については、遅滞なく支払うものとし、収用の日から支払の日までに発生した商業的に妥当な金利に基づく利子を含むものとし、実際に換価すること及び自由に移転することができるものとする。 4 支払が自由利用可能通貨によって行われる場合には、支払われる補償には、収用の日から支払の日までに発生した利子であつて、当該自由利用可能通貨についての商業的に妥当な金利に基づくものを含める。 5 締約国が自由利用可能通貨以外の通貨によって支払うことを選択する場合には、支払われる補償は、(a)に規定する市場価格に(b)に規定する利子を加えた額を支払の日の市場における為替相場により当該自由利用可能通貨以外の通貨に換算した額を下回らないものとする。

(a) 収用の日における公正な市場価格であつて、その日の市場における為替相場により自由利用可能通貨に換算したものと (b) 収用の日から支払の日までに発生した利子であつて、(a)の自由利用可能通貨についての商業的に妥当な金利に基づくものと 6 この条の規定は、貿易関連知的所有権協定に基づき知的財産権に関する強制実施許諾の付与又は知的財産権の取消し、制限若しくは創設については、当該付与又は当該取消し、制限若しくは創設が貿易関連知的所有権協定に適合する限りにおいて、適用しない。	第十四条 代位 一方の締約国又はその指定する機関が、自国の投資家に対し、他方の締約国の区域にある当該投資家の投資財産に関連する損害の填補に係る契約、保証契約又は保険契約に基づいて支払を行う場合には、当該他方の締約国は、当該支払の原因となつた当該投資家の権利又は請求権の当該一方の締約国又はその指定する機関への移転を承認し、かつ、当該一方の締約国又はその指定する機関が、代位により、当該投資家の当初の権利又は請求権と内容及び範囲において同じ権利又は請求権を行使する権利を有することを承認する。当該権利又は請求権の移転に基づき当該一方の締約国又はその指定する機関に対して行われる支払及び当該支払に係る資金の移転については、前二条及び次条の規定を準用する。	(e) 当該一方の締約国の区域にある投資財産に関連する活動に従事する当該一方の締約国外から赴任した者が得る収入その他の報酬 (f) 第十二条及び第十三条の規定に従つて行われる支払 (g) 紛争の結果として生ずる支払 2 各締約国は、更に、資金の移転が遅滞なく、かつ、自由利用可能通貨により当該資金の移転の日の市場における為替相場で行われることを確保する。 3 1及び2の規定にかかわらず、締約国は、次の事項に関する自国の法令を衡平、無差別かつ誠実に適用する場合には、資金の移転を遅らせ、又は妨げることができる。 (a) 税の納付 (b) 破産、支払不能又は債権者の権利の保護 (c) 証券、先物、オプション又は派生商品の発行、交換又は取引 (d) 刑事犯罪 (e) 法執行当局又は金融規制当局を支援するために必要である場合には、通貨その他の支払手段の移転に関する報告又は記録の保存 (f) 裁決手続における命令又は判決の履行の確保	なる態様で適用しないことを条件とする。 (a) 人、動物又は植物の生命又は健康の保護のために必要な措置 (b) 公衆の道徳の保護又は公の秩序の維持のために必要な措置。もつとも、公の秩序を理由とする例外は、社会の基本的な利益のうちのいずれかに対し真正かつ重大な脅威がもたらされる場合に限り、援用することができる。 (c) この協定に反しない法令の遵守を確保するために必要な措置。この措置には、次の事項に関する措置を含む。 (i) 欺まんの若しくは詐欺的な行為の防止又は契約の不履行がもたらす結果の処理 (ii) 個人の情報を処理し、及び公表することに関連するプライバシーの保護又は個人の記録及び勘定の秘密の保護 (iii) 安全 (d) 美術的、歴史的又は考古学的価値のある国家的財産の保護のためにとる措置 2 第十三条3の規定に従つてとる条件として、この協定のいかなる規定も、締約国が次の措置を採用し、又は実施することを妨げるものと解してはならない。 (a) 自国の安全保障上の重大な利益の保護のために必要であると認める措置。この措置には、次の措置を含む。 (i) 戦時、武力紛争の時その他の自国又は国際関係における緊急時にとる措置 (ii) 兵器の不拡散に係る国内政策又は国際協定の実施に関連してとる措置 (b) 国際の平和及び安全の維持のため国際連合憲章に基づく義務に従つてとる措置
1 一方の締約国は、武力紛争又は自国の区域における緊急事態(例えば、革命、暴動、国内争乱その他これらに類する事件)により、自国の区域にある投資財産に関連する損失又は損害を被つた他方の締約国の投資家に対し、原状回復、損害賠償、補償その他の解決方法に関し、自国の投資家又は第三国の投資家に与える待遇のうち当該他方の締約国の投資家にとつていづれか有利なものよりも不利でない待遇を与える。 2 1に規定する解決方法の手段としての支払が行われる場合には、当該支払については、実際に換価すること、自由に移転すること及び市場における為替相場により自由利用可能通貨に自由に変換することができるものとする。 3 いずれの締約国も、第十六条2の規定に従つてとる措置を理由として、1の規定に基づく義務を免除されない。	第十五条 資金の移転 1 一方の締約国は、自国の区域にある他方の締約国の投資家の投資財産に関連する全ての資金の移転が、自国の区域に向け又は自国の区域から、自由に、かつ、遅滞なく行われることを確保する。この資金の移転には、特に次のものの移転を含める。 (a) 当初の資金及び投資財産を維持し、又は増大させるための追加的な資金 (b) 利益、利子、資本利得、配当、使用料、手数料その他の投資財産から生ずる収益 (c) 契約に基づいて行われる支払であつて、投資財産に関連するもの(融資の返済を含む。) (d) 投資財産の全部又は一部の売却又は清算によつて得られる収入	1 この協定のいかなる規定も、一方の締約国が次の措置を採用し、又は実施することを妨げるものと解してはならない。ただし、これらの措置を、自国の区域における他方の締約国の投資家及びその投資財産に対する恣意的若しくは不当な差別の手段又は偽装した制限となることと	

3 この協定のいかなる規定も、締約国に対し、その開示が自国の安全保障上の重大な利益に反すると当該締約国が決定する情報の提供又は当該情報へのアクセスを要求するものと解してはならない。	(e) 他方の締約国に対して速やかに通報されるものであること。 (f) 他方の締約国の商業上、経済上又は金融上の利益に対して不必要な損害を与えることを避けるものであること。	2 この協定のいかなる規定も、知的財産権の保護に関する多数国間協定であつて両締約国が当事国であるものに基づく両締約国の権利及び義務に影響を及ぼすものではない。	あつて当該他方の締約国の企業であるものが第三国の投資家によつて所有され、又は支配されており、かつ、次のいずれかの場合に該当するときは、当該他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、この協定による利益を否認することができる。
4 締約国は、2の規定に基づいてこの協定に基づき義務に適合しない措置をとる場合であつても、当該義務を回避するための手段として当該措置を用いてはならない。	3 一方の締約国は、1の規定に基づき措置を採用した場合において、他方の締約国の要請があつたときは、自国が採用した制限の見直しのため、当該他方の締約国と協議を開始する。	3 この協定のいかなる規定も、いずれか一方の締約国に対し、知的財産権の保護に関する多数国間協定であつて自国が当事国であるものにより第三国の投資家及びその投資財産に与えている待遇を、他方の締約国の投資家及びその投資財産に与えることを義務付けるものと解してはならない。	(a) 当該一方の締約国が当該第三国と外交関係を有していない場合 (b) 当該第三国に関する措置であつて、当該他方の締約国の企業との取引を禁止するもの又は当該他方の締約国の企業若しくはその投資財産に対してこの協定による利益を与えることにより当該措置に違反し、若しくは当該措置を阻害することとなるものを当該一方の締約国が採用し、又は維持する場合
1 いずれの締約国も、次のいずれかの場合には、国境を越える資本取引及び投資財産に関連する取引のための支払又は資金の移転(第十五条に規定する資金の移転を含む。)について制限的な措置を採用し、又は維持することができる。	1 この協定の他の規定にかかわらず、締約国は、信用秩序の維持のための金融サービスに関連する措置(投資家、預金者、保険契約者若しくは信託上の義務を金融サービスを提供する企業が負う者を保護し、又は金融システムの健全性及び安定性を確保するための措置を含む。)をとることを妨げられない。	1 第二十条 租税に係る課税措置 1 この協定のいかなる規定も、租税条約に基づく締約国の権利及び義務に影響を及ぼすものではない。この協定と当該租税条約とが抵触する場合においては、その抵触の限りにおいて、当該租税条約が優先する。	2 一方の締約国は、他方の締約国の投資家であつて当該他方の締約国の企業であるものが第三国又は自国の投資家によつて所有され、又は支配されており、かつ、当該他方の締約国の企業が当該他方の締約国の区域において実質的な事業活動を行っていないときは、当該他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、この協定による利益を否認することができる。
(a) 国際収支及び対外支払に関して重大な困難が生じ、又は生ずるおそれがある場合 (b) 資本の移動が経済全般の運営、特に金融政策及び為替政策に重大な困難をもたらし、又はもたらすおそれがある例外的な場合 2 1に規定する制限的な措置は、次の全ての要件を満たすものとする。	2 締約国は、1の規定に基づいてとる措置がこの協定に適合しない場合には、当該措置をこの協定に基づく当該締約国の義務を回避するための手段として用いてはならない。	2 第三条及び第四条の規定は、租税に係る課税措置については、適用しない。 第二十一条 健康、安全及び環境に関する措置並びに労働基準 一方の締約国は、健康、安全若しくは環境に関する自国の措置の緩和又は自国の労働基準の引下げを通じて他方の締約国及び第三国の投資家による投資を奨励することが適当でないことを認める。一方の締約国は、自国の区域における他方の締約国及び第三国の投資家による投資財産の設立、取得又は拡張を奨励する手段として当該措置又は当該基準の適用の免除その他の逸脱措置を行うべきではない。	3 この条の規定の適用上、 (a) 企業が投資家によつて「所有」されるとは、当該投資家が当該企業の五十パーセントを超える持分を受益者として所有する場合をいう。 (b) 企業が投資家によつて「支配」されるとは、当該投資家が当該企業の役員の過半数を指名し、又は当該企業の活動につき法的に指示する権限を有する場合をいう。
(a) 他方の締約国に対し、第三国よりも不利でない待遇を与えるよう適用されるものであること。 (b) 国際通貨基金協定に適合するものであること。 (c) 1に規定する状況に対処するために必要な限度を超えないものであること。 (d) 一時的なものであり、かつ、1に規定する状況が改善するに伴い漸進的に廃止されるもの	1 両締約国は、知的財産権への十分かつ効果的な保護を与え、及び確保し、並びに知的財産の保護に関する制度の効率性及び透明性を促進する。この目的のため、両締約国は、いずれか一方の締約国の要請があつた場合には、速やかに協議する。各締約国は、その協議の結果に基づき、他方の締約国の投資家の投資財産に悪影響を及ぼしていると認められる要因を除去するために、自国の法令に従い、適当な措置をとる。	第二十二条 利益の否認 1 一方の締約国は、他方の締約国の投資家であつて当該他方の締約国の企業であるものが第三国の投資家によつて所有され、又は支配されており、かつ、次のいずれかの場合に該当するときは、当該他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、この協定による利益を否認することができる。	あつて当該他方の締約国の企業であるものが第三国の投資家によつて所有され、又は支配されており、かつ、次のいずれかの場合に該当するときは、当該他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、この協定による利益を否認することができる。

第二章 紛争解決

第二十三条 両締約国間の紛争の解決

1 一方の締約国は、この協定の実施に影響を及ぼす問題に関して他方の締約国が行う申入れに対し好意的な考慮を払うものとし、かつ、当該申入れに関する協議のための適当な機会を与える。

2 この協定の解釈及び適用に関する両締約国間の紛争であつて、外交交渉によつても満足な調整に至らなかつたものは、仲裁委員会に決定のため付託する。仲裁委員会は、紛争ごとに次の方法によつて構成する。各締約国は、いずれか一方の締約国が他方の締約国から当該紛争の仲裁を要請する公文を受領した日から六十日以内に、各一人の仲裁委員を任命する。このようにして任命された二人の仲裁委員は、両締約国の承認により仲裁委員長となる者として任命される第三の仲裁委員を選定する。ただし、当該第三の仲裁委員は、いずれかの締約国の国民であつてはならない。仲裁委員長は、他の二人の仲裁委員の任命の日から六十日以内に任命される。

3 2に定める必要な任命が2に規定する期間内に行われなかつた場合には、いずれの締約国も、別段の合意がある場合を除くほか、ハーグの常設仲裁裁判所事務総長に対し当該任命を行うよう要請することができる。

4 仲裁委員会は、両締約国との協議の後、自己の手続規則を定める。仲裁委員会は、この協定並びに対象となる事項に適用可能な国際法の規則及び原則に従つて紛争について決定を行う。仲裁委員会は、合理的な期間内に投票の過半数

による議決で決定を行う。当該決定は、最終的なものであり、かつ、拘束力を有する。

5 各締約国は、自国が選定した仲裁委員に係る費用及び自国が仲裁に参加する費用を負担する。仲裁委員長がその職務を遂行するための費用及び仲裁委員会の残余の費用は、両締約国が均等に負担する。

第二十四条 一方の締約国と他方の締約国の投資家との間の投資紛争の解決

1 申立人と被申立人との間に投資紛争が生ずる場合には、両者は、まず、協議及び交渉（拘束力を有しない第三者による手続の利用を含めることができる。）を通じて当該投資紛争を解決するよう努めるべきである。

2 一方の紛争当事者が、協議及び交渉によつて投資紛争が解決されないと認める場合には、申立人は、次のことを行うことができる。

(a) 自己のために、次の事項から成る請求をこの条の規定による仲裁に付託すること。
(i) 被申立人が前章の規定に基づく義務に違反したこと。

(ii) (i)に規定する違反を理由とする又はその違反から生ずる損失又は損害を当該申立人が被つたこと。

(b) 当該申立人が直接又は間接に所有し、又は支配している法人である被申立人の企業のために、次の事項から成る請求をこの条の規定による仲裁に付託すること。

(i) 被申立人が前章の規定に基づく義務に違反したこと。
(ii) (i)に規定する違反を理由とする又はその

違反から生ずる損失又は損害を当該企業が被つたこと。

3 申立人は、被申立人に対し、この条の規定による仲裁に請求を付託する少なくとも九十日前に、そのような付託の意図の書面による通知（以下「付託の意図の通知」という。）を送付する。付託の意図の通知には、次の事項を明記する。

(a) 当該申立人の氏名又は名称及び住所並びに2(b)の規定によつて付託する請求の場合には2(b)に規定する企業の名称、住所及び設立場所
(b) 各請求について、違反があつたとされる前章の条項その他関連する条項
(c) 各請求に関する法的根拠及び事実に係る根拠

(d) 当該申立人が求める救済手段及び損害賠償請求額の概算

4 申立人は、請求を生じさせる事態の発生から六箇月が経過したことを条件として、2に規定する請求を次のいずれかの仲裁に付託することができる。

(a) ICSID条約による仲裁。ただし、両締約国がICSID条約の当事国である場合に限り。

(b) ICSID追加的制度規則による仲裁。ただし、次のいずれかの場合に限る。

(i) いずれの締約国もICSID条約の当事国でない場合
(ii) いずれか一方の締約国のみがICSID条約の当事国である場合
(c) UNCITRAL仲裁規則による仲裁

(d) 紛争当事者が合意する場合には、他の仲裁機関又は仲裁規則による仲裁

5 この条の規定による仲裁については、請求は、次のいずれかの時に付託されたものとみなす。

(a) 申立人による仲裁の請求であつて、ICSID条約第三十六条1に規定するものをICSID事務局長が受領した時
(b) 申立人による仲裁の請求であつて、ICSID追加的制度仲裁規則第二規則に規定するものをICSID事務局長が受領した時

(c) 申立人による仲裁に関する通知であつて、UNCITRAL仲裁規則第三条に規定するものを、UNCITRAL仲裁規則第二十条に規定する請求の陳述書とともに被申立人が受領した時

(d) 4(d)の規定により他の仲裁機関又は仲裁規則による仲裁が選択された場合には、申立人による当該仲裁に関する通知を被申立人が受領した時。ただし、当該仲裁機関又は当該仲裁規則において別段の定めがある場合は、この限りでない。

(a) 及び(b)に規定する仲裁の請求並びに(c)及び(d)に規定する仲裁に関する通知は、以下「仲裁の通知」という。

6 各締約国は、この協定の規定に従つてこの条の規定による仲裁に請求を付託することに同意する。

7 6の規定にかかわらず、この条の規定による仲裁への請求の付託は、申立人が2の規定によつて申し立てられる違反が発生したこと及び2(a)の規定によつて付託する請求の場合には申

立人、2 (b)の規定によつて付託する請求の場合には2 (b)に規定する企業が損失又は損害を被つたことを知つた又は知るべきであつた最初の日から三年が経過した場合には、行うことができない。	要件が満たされないこと又は他の手続上の若しくは管轄権に関する根拠に基づいて請求を却下する場合には、その効力を失う。	(a) 被申立人が、申立人及びその投資財産に関し、前章の規定に基づく義務に違反したかどうか。	とされ、又は他の方法により開示から保護される情報
8 この条の規定による仲裁への請求の付託は、次のいずれかの場合に該当するときを除くほか、行うことができない。 (a) 2 (a)の規定によつて付託する請求については、次の条件を満たす場合 (i) 申立人が、この条に定める手続による仲裁に書面により同意すること。 (ii) 申立人が、いずれかの締約国の法律の下にある行政裁判所若しくは司法裁判所又は他の紛争解決手続において、2 (a) (i)に規定する違反を構成するとされる措置に関する手続を開始し、又は継続する権利を書面により放棄すること。	10 8 (a) (ii)及び(b) (ii)の規定にかかわらず、申立人又は2 (b)に規定する企業は、被申立人の法律の下にある行政裁判所又は司法裁判所において、暫定的な差止めによる救済(損害賠償の支払を伴わないものに限る。)の申立てを行い、又は当該申立てに係る手続を継続することができる。 11 仲裁廷は、2 (a)又は(b)の規定により請求が付託される場合には、この協定及び関係する国際法の規則に従つて、係争中の事案について決定する。	(b) 違反があつた場合には、次の救済措置のいずれか一方又は双方 (i) 損害賠償及び適当な利子 (ii) 原状回復。この場合の裁定においては、被申立人が原状回復に代えて損害賠償及び適当な利子を支払うことができることを定めるものとする。	18 仲裁地は、紛争当事者が別段の合意をする場合を除くほか、ニューヨーク条約の当事国の国内とする。
(a) 2 (a)の規定によつて付託する請求については、次の条件を満たす場合 (i) 申立人が、この条に定める手続による仲裁に書面により同意すること。 (ii) 申立人が、いずれかの締約国の法律の下にある行政裁判所若しくは司法裁判所又は他の紛争解決手続において、2 (a) (i)に規定する違反を構成するとされる措置に関する手続を開始し、又は継続する権利を書面により放棄すること。	12 被申立人は、非紛争締約国に次のものを送付する。 (a) 仲裁の通知(仲裁の請求が付託された日の後三十日以内に送付する。) (b) 仲裁において提出された全ての主張書面の写し	16 15の規定に従うことを条件として、2 (b)の規定によつて付託する請求の場合には、 (a) 損害賠償及び適当な利子の支払を命ずる裁定においては、支払が2 (b)に規定する企業に対して行われることを定めるものとする。 (b) 原状回復を命ずる裁定においては、原状回復が2 (b)に規定する企業に対して行われることを定めるものとする。	19 仲裁廷の裁定は、最終的なものであり、かつ、紛争当事者を拘束する。当該裁定は、執行が求められている国における有効な裁定の執行に関する関係法令及び関連する国際法(ICS ID条約及びニューヨーク条約を含む。)に従つて執行される。
(b) 2 (b)の規定によつて付託する請求については、次の条件を満たす場合 (i) 申立人及び2 (b)に規定する企業の双方が、この条に定める手続による仲裁に書面により同意すること。 (ii) 申立人及び2 (b)に規定する企業の双方が、いずれかの締約国の法律の下にある行政裁判所若しくは司法裁判所又は他の紛争解決手続において、2 (b) (i)に規定する違反を構成するとされる措置に関する手続を開始し、又は継続する権利を書面により放棄すること。	13 非紛争締約国は、紛争当事者への書面による通知を行った上で、この協定の解釈に関する問題につき仲裁廷に対して意見を提出することができる。 14 被申立人は、この条の規定による仲裁において、抗弁、反対請求若しくは相殺として、又はその他の目的のために、申立人が申し立てられた損害の全部又は一部に対する填補その他の補償を保険契約又は保証契約に基づいて既に受領したこと又は将来受領することを主張してはならない。	17 被申立人は、次に掲げる情報を除くほか、4の規定により設置される仲裁廷に提出され、又は当該仲裁廷が発する全ての文書(裁定を含む。)を時宜を失することなく公に入手可能なものとする。 (a) 業務上の秘密の情報 (b) いずれかの締約国の法令により、特に秘密	2 一方の締約国は、1に規定する当局の名称の変更を速やかに公に入手可能なものとし、他方の締約国に通報する。 3 各締約国は、1及び2に規定する自国の当局の住所を公に入手可能なものとする。
9 8 (a) (ii)又は(b) (ii)の規定に従つて行われる放棄は、仲裁廷が3、4、7若しくは8に規定する	15 仲裁廷は、次の事項についてのみ裁定を下すことができる。	被申立人は、次に掲げる情報を除くほか、4の規定により設置される仲裁廷に提出され、又は当該仲裁廷が発する全ての文書(裁定を含む。)を時宜を失することなく公に入手可能なものとする。 (a) 業務上の秘密の情報 (b) いずれかの締約国の法令により、特に秘密	外国為替及び外国貿易法(昭和二十四年法律第二百二十八号。その改正を含む。)に基づく日本国の決定であつて、同法に基づく事前届出を要する投資に関するもの(投資の内容の変更又は投資に係る手続の中止の命令を含む。)は、この協定の紛争解決の規定の対象とならない。

第三章 合同委員会

第二十七条 合同委員会

1 両締約国は、この協定の目的を達成するため、次のことを任務とする合同委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(a) この協定の実施及び運用について討議し、及び見直しを行うこと。

(b) この協定の範囲内の投資に関連する事項であつて投資環境の整備に関係するものについて情報を交換し、及び討議すること。

(c) 投資に関連するその他の事項であつてこの協定に関係するものについて討議すること。

2 委員会は、必要に応じ、この協定の機能を強化し、又はこの協定の目的を達成するため、コンセンサス方式による決定により、両締約国に対して適当な勧告を行うことができる。

3 委員会は、両締約国の代表者から成る。委員会は、両締約国の同意が得られる場合には、両締約国の政府以外の関係団体の代表者であつて、討議する問題に関連する必要な専門知識を有するものを招請すること及び民間部門との共同合会を開催することができる。

4 委員会は、任務を遂行するため自己の手続規則を定める。

5 委員会は、小委員会を設置し、当該小委員会に対して特定の作業を委任することができる。

6 委員会は、いずれかの締約国の要請があつた場合には、会合する。

第四章 最終規定

第二十八条 見直し

両締約国は、いずれか一方の締約国の要請があつた場合には、両締約国間の投資を更に促進

し、及び漸進的に自由化することを目的として、この協定の見直しを行う。

第二十九条 改正

この協定は、両締約国の書面による合意により改正することができる。改正は、第三十一条に規定するところにより効力を生ずる。

第三十条 見出し

この協定中の章及び条の見出しは、引用上の便宜のためにのみ付されたものであつて、この協定の解釈に影響を及ぼすものではない。

第三十一条 最終規定

1 両締約国は、この協定の効力発生のために必要とされるそれぞれの国内手続の完了を外交上の経路を通じて相互に通告する。この協定は、双方の通告が受領された日のうちいずれか遅い方の日の後三十日目の日に効力を生ずる。この協定は、この協定の効力発生の後十年の期間効力を有するものとし、その後は、2に定めるところに従つて終了する時まで引き続き効力を有する。

2 いずれの一方の締約国も、一年前に他方の締約国に対して書面による通告を行うことにより、最初の十年の期間の終わりに、又はその後いつでも、この協定を終了させることができる。

3 この協定は、一方の締約国の投資家の投資財産であつて、この協定の効力発生の前に他方の締約国の区域において当該他方の締約国の法令に従つて取得されたものについても適用する。

4 この協定の終了の日の前に取得された投資財産に関しては、この協定の規定は、この協定の終了の日から更に十年の期間引き続き効力を有

する。

5 この協定は、この協定の効力発生の前に生じた事態に起因する請求については、適用しない。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの協定に署名した。

二千二十五年十二月二十四日にベオグラードで、英語により本書二通を作成した。

日本国のために

セルビア共和国駐在日本国特命全權大使

今村 朗

セルビア共和国のために

通商大臣 ヤゴダ・ラザレビッチ

審査報告書

投資の促進及び保護に関する日本国とパラグアイ共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件

右は多数をもつて承認すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

令和八年五月十四日

外交防衛委員長 里見 隆治

参議院議長 関口 昌一殿

要領書

一、委員会の決定の理由

この協定は、我が国とパラグアイ共和国との

間で、投資に関する内国民待遇及び最恵国待遇など、投資の促進及び保護に関する法的枠組みを定めるものである。この協定の締結は、両国間の経済関係の更なる緊密化に資するものと期待されるので、おおむね妥当な措置と認める。

一、費用

別に費用を要しない。

投資の促進及び保護に関する日本国とパラグアイ共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件

右は本院において承認することを議決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

令和八年四月二十三日

衆議院議長 森 英介

参議院議長 関口 昌一殿

投資の促進及び保護に関する日本国とパラグアイ共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件

投資の促進及び保護に関する日本国とパラグアイ共和国との間の協定の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

投資の促進及び保護に関する日本国とパラグアイ共和国との間の協定

日本国及びパラグアイ共和国(以下「両締約国」という。)は、

両締約国間の経済関係を強化するために投資を更に促進することを希望し、

平等及び相互の利益の原則に基づき、一方の締約国の投資家による他方の締約国の区域における投資を拡大するための安定した、衡平な、良好な及び透明性のある条件を更に作り出すことを意図し、

両締約国において投資家の発意を促し、及び繁栄を促進する上で投資の促進を図ることが一層重要になっていることを認識し、

経済的開発、社会的開発及び環境保護が相互に依存しており、かつ、持続可能な開発に関する相互に補強する柱であること並びに投資を促進するための両締約国の協同の努力が持続可能な開発を促進する上で重要な役割を果たすことができることを認識し、

一般に適用される健康上、安全上及び環境上の措置を緩和することなしに、労働者と使用者との間の協調的な関係によつて、これらの目的を達成することが可能であることを認識し、

この協定が両締約国間の全般的な関係の更なる発展に寄与することを確信して、

第一章 投資

第一条 定義

この協定の適用上、

(a) 「投資財産」とは、一方の締約国の投資家が直接又は間接に所有し、又は支配している全ての種類の資産であつて、他方の締約国の関係法令に従つて形成され、投資としての性質（例えば、資本その他の資源の約束、収益若しくは利得についての期待又は危険の負担）を有するものをいい、次のものを含む。

(i) 企業及び企業の支店

(ii) 株式、出資その他の形態の企業の持分

(iii) 債券、社債、貸付金その他の債務証券。ただし、当初の償還期間の長短にかかわらず、締約国が発行する国債又は公的企業が発行する債務証券は含まない。

(iv) 契約（完成後引渡し、建設、経営、生産又は利益配分に関する契約を含む。）に基づく権利

(v) 金銭債権及び金銭的価値を有する契約に基づく給付の請求権

(vi) 知的財産権（著作権及び関連する権利、特許権並びに実用新案、商標、意匠、集積回路の回路配置、植物の新品種、営業用の名称、原産地表示又は地理的表示及び開示されていない情報に関する権利を含む。）

(vii) 法令又は契約によつて与えられる権利（例えば、特許、免許、承認、許可。天然資源の探査及び採掘のための権利を含む。）

(viii) 他の全ての資産（有体であるか無体であるかを問わず、また、動産であるか不動産であるかを問わない。）及び賃借権、抵当権、先取特権、質権その他の関連する財産権

投資財産には、投資財産から生ずる価値、特に、利益、利子、資本利得、配当、使用料及び手数料を含む。投資される資産の形態の変更は、その投資財産としての性質に影響を及ぼすものではない。

(b) 「締約国の投資家」とは、次の者であつて、他方の締約国の区域において投資を行つており、又は既に行つたものをいう。

(i) 一方の締約国の法令によりその国籍を有する自然人

注釈 この協定は、両締約国の国籍を有する自然人の投資財産については、

当該自然人が投資を行つた時点で降において、当該投資を行つた締約国の区域外に居住し続けている場合又は当該投資財産に関連する資金の移転が当該投資を行つた締約国外から行われたものであると証明される場合を除くほか、適用しない。

(ii) 一方の締約国の企業

(c) 「企業」とは、営利目的であるかどうかを問わず、また、民間又は政府のいずれが所有し、又は支配しているかを問わず、関係法令に基づいて適正に設立され、又は組織される法人その他の事業体（社団、信託、組合、個人企業、合併企業、団体、組織及び会社を含む。）をいう。

(d) 「締約国の企業」とは、次のいずれの要件も満たす企業をいう。

(i) 締約国の関係法令に基づいて適正に設立され、又は組織されたものであること。

(ii) 当該締約国の区域において実質的な事業活動を行っていること。

(e) (i) 企業が投資家によつて「所有」されるとは、当該投資家が当該企業の五十パーセントを超える持分を所有する場合をいう。

(ii) 企業が投資家によつて「支配」されるとは、当該投資家が当該企業の役員の過半数を指名し、又は当該企業の活動につき法的に指示する権限を有する場合をいう。

(f) 「投資活動」とは、投資財産の運営、経営、

維持、使用、享有及び売却その他の処分をいう。

(g) 「区域」とは、

(i) 日本国については、日本国の領域並びに日本国が国際法に従い主権的権利又は管轄権を行使する排他的経済水域及び大陸棚をいう。

(ii) パラグアイ共和国については、パラグアイ共和国が国際法及び国内法に従い主権又は管轄権を行使する領域をいう。

(h) 「自由利用可能通貨」とは、国際通貨基金協定に定義する自由利用可能通貨をいう。

(i) 「世界貿易機関設立協定」とは、千九百九十四年四月十五日にマラケシュで作成された世界貿易機関を設立するマラケシュ協定をいう。

(j) 「貿易関連知的所有権協定」とは、世界貿易機関設立協定附属書一C知的所有権の貿易関連の側面に関する協定をいう。

(k) 「申立人」とは、一方の締約国の投資家であつて、他方の締約国との間の投資紛争の当事者であるものをいう。

(l) 「被申立人」とは、投資紛争の当事者である締約国をいう。

(m) 「双方の紛争当事者」とは、申立人又は被申立人をいう。

(n) 「紛争当事者」とは、申立人及び被申立人をいう。

(o) 「非紛争締約国」とは、投資紛争の当事者でない締約国をいう。

(p) 「ICSID」とは、投資紛争解決国際センターをいう。

(q) 「ICSID追加的制度規則」とは、投資紛争解決国際センターの事務局が手続を実施するための追加的な制度を規律する規則をいう。	家及びその投資財産に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。	家及びその投資財産に与える待遇 (c) 航空、漁業又は海事(海難救助を含む。)に關する二国間又は多数国間の国際協定の当事国であることに伴う特恵的な待遇	する国際的な紛争解決のための手続又は制度を含まない。
(r) 「ICSID条約」とは、千九百六十五年三月十八日にワシントンで作成された国家と他の国家の国民との間の投資紛争の解決に関する条約をいう。	2 1の規定は、一方の締約国が、自国の区域における他方の締約国の投資家の投資活動に關して特別な手続を定める措置を採用し、又は維持することを妨げるものと解してはならない。ただし、当該手続は、この協定に基づく当該他方の締約国の投資家の権利を実質的に害するものであつてはならない。	(d) 法の執行及び矯正に係るサービスへの投資に關する措置並びに所得に關する保障又は保険、社会保障又は社会保険、社会福祉、公衆のための訓練、保健、保育、公営住宅等の社会事業サービスへの投資に關する措置	6 この条の規定は、一方の締約国に対し、自国が当事国である自由貿易地域、関税同盟、共同市場、経済同盟その他これらに類する統合のための協定から生ずる利益、利点又は特権を他方の締約国の投資家及びその投資財産に与える義務を課するものではない。
(s) 「ニューヨーク条約」とは、千九百五十八年六月十日にニューヨークで作成された外国仲裁判断の承認及び執行に關する条約をいう。	3 待遇がこの条に規定する「同様の状況」において与えられるものであるかどうかは、当該状況の全体(当該待遇が公共の福祉に係る正当な目的に基つて投資財産又は投資家を区別するものであるかどうかを含む。)によつて判断する。	(e) 電信サービス、公営競技等に係るサービス、たばこの製造、各締約国の中央銀行の銀行券の製造、貨幣の製造及び販売並びに郵便サービスへの投資に關する措置	7 この条の規定は、いずれか一方の締約国に対し、この協定の効力発生の前に当該一方の締約国が署名した国際協定に基つて与えるより好ましい待遇を他方の締約国の投資家及びその投資財産に与える義務を課するものではない。
(t) 「UNCITRAL仲裁規則」とは、国際連合国際商取引法委員会の仲裁規則をいう。	4 待遇がこの条に規定する「同様の状況」において与えられるものであるかどうかは、当該状況の全体(当該待遇が公共の福祉に係る正当な目的に基つて投資財産又は投資家を区別するものであるかどうかを含む。)によつて判断する。	(f) 締約国の領海、内水、排他的経済水域及び大陸棚における漁業への投資に關する措置	8 待遇がこの条に規定する「同様の状況」において与えられるものであるかどうかは、当該状況の全体(当該待遇が公共の福祉に係る正当な目的に基つて投資財産又は投資家を区別するものであるかどうかを含む。)によつて判断する。
(u) 「CPC」とは、暫定的な中央生産物分類(統計文書M第七十七号、国際連合国際経済社会局統計部、ニューヨーク、千九百九十一年をいう。	1 一方の締約国は、自国の区域において、投資活動に關し、他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、同様の状況において第三国の投資家及びその投資財産に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。	(g) この協定の効力発生の日の状況の下で締約国の政府が認識していたか、若しくは認識し得た産業以外の産業への投資に關する措置又はこの協定の効力発生の日には技術的に投資が可能でなかつた産業への投資に關する措置	1 一方の締約国は、自国の区域において、他方の締約国の投資家の投資財産に対し、国際慣習法に基づく待遇(公正かつ衡平な待遇並びに十分な保護及び保障を含む。)を与える。「公正かつ衡平な待遇」及び「十分な保護及び保障」の概念は、外国人の待遇に關する国際慣習法上の最低基準が要求する待遇以上の待遇を与えることを求めるものではなく、また、追加の実質的な権利を創設するものではない。
(v) 「J S I C」とは、日本国総務省が作成し、二千二十三年七月二十七日に改定した日本標準産業分類をいう。	2 一方の締約国は、自国の区域において、投資の許可に關連する事項に關し、他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、同様の状況において第三国の投資家及びその投資財産に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。	注釈 この協定の効力発生の日にJ S I C又はC P Cにおいて明示的かつ具体的な記述により分類されている産業は、同日に日本国政府が認識し得たものとする。	2 (a) 「公正かつ衡平な待遇」には、法の正当な手続の原則に従つた刑事上若しくは民事上の訴訟手続又は行政上の裁決手続における裁判を行うことを拒否しないとの締約国の義務を含む。
1 一方の締約国は、自国の区域において、投資活動に關し、他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、同様の状況において自国の投資を許可する。	3 2の規定は、次のものについては、適用しない。 (a) 次のものに関する措置 (i) 土地の取得又は賃貸借 (ii) 補助金 (iii) 政府調達	4 いずれの一方の締約国も、この協定の効力発生の日の後に3の規定が対象とする措置を採用する場合には、他方の締約国の投資家に対し、その国籍を理由として、当該措置が効力を生じた時点で存在する投資財産を売却その他の方法で処分することを要求してはならない。	
1 一方の締約国は、自国の区域において、投資活動に關し、他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、同様の状況において自国の投資を許可する。	(b) 締約国が相互主義に基つて第三国の投資	5 この条に規定する待遇には、国際協定に規定	

(b) 「十分な保護及び保障」の要件により、各締約国は、国際慣習法上求められる程度の警察の保護を与えることが義務付けられる。

3 この協定の他の規定又は他の国際協定に対する違反があつた旨の決定が行われることは、この条の規定に対する違反があつたことを証明するものではない。

第六条 裁判所の裁判を受ける権利

一方の締約国は、自国の区域において、他方の締約国の投資家の権利の行使及び擁護のため全ての審級にわたり裁判所の裁判を受け、及び行政機関に対して申立てをする権利に関し、当該他方の締約国の投資家に対し、同様の状況において自国の投資家又は第三国の投資家に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。

第七条 貿易に関連する投資措置に関する協定に基づく権利及び義務

1 両締約国は、世界貿易機関設立協定附属書一A貿易に関連する投資措置に関する協定に基づく自国の権利及び義務を再確認する。

2 この条の規定の適用に関する紛争は、第二十二条2から8まで及び第二十三条の規定の対象とならない。

第八条 透明性

1 各締約国は、自国の法令、行政上の手続、一般に適用される行政上及び司法上の決定並びに国際協定であつて、この協定の実施及び運用に関連し、又は影響を及ぼすものを速やかに公表し、又は公に入手可能なものとする。

2 一方の締約国は、他方の締約国の要請があつた場合には、1に規定する事項に関し、速やかに、当該他方の締約国の個別の質問に応じ、及

び当該他方の締約国に対して情報を提供する。

3 1及び2の規定は、締約国に対し、秘密の情報であつて、その開示が法令の実施を妨げ、若しくは公共の利益に反することとなり、又はプライバシー若しくは正当な商業上の利益を害することとなるものの開示を義務付けるものと解してはならない。

第九条 腐敗行為の防止に関する措置

各締約国は、自国の法令に従い、この協定の対象となる事項に関する腐敗行為を防止し、及び阻止するために、措置をとり、及び努力を払うことを確保する。

第十条 投資家の入国、滞在及び居住

一方の締約国は、投資活動を行うことを目的として自国の領域に入国し、及び滞在することを希望する他方の締約国の国籍を有する自然人、当該他方の締約国の企業が雇用する従業員並びに当該他方の締約国の企業の役員、理事及び取締役の入国、滞在及び居住に係る申請に対し、自国の法令に従い、好意的な考慮を払う。

第十一条 収用及び補償

1 いずれの一方の締約国も、自国の区域にある他方の締約国の投資家の投資財産について、直接的に、又は収用若しくは国有化と同等の措置を通じて間接的に、収用又は国有化(以下「収用」という。)を実施してはならない。ただし、次の全ての要件を満たす場合は、この限りでない。

(a) 公共の目的のためのものであること。

(b) 差別的なものでないこと。

(c) 3から6までの規定に従つて行われる迅速、適当かつ実効的な補償の支払を伴うもの

であること。

(d) 自国の法令及び正当な法的手続に関する国際的な基準に従つて実施するものであること。

2 (a) 両締約国は、1の規定が次の二の事態を取り扱っているとの理解を共有していることを確認する。

(i) 第一の事態は、直接的な収用である。直接的な収用とは、投資財産が正式な権原の移転又は明白な差押えを通じて、国有化され、又は他の方法により直接的に収用される場合をいう。

(ii) 第二の事態は、間接的な収用である。間接的な収用とは、締約国による一又は一連の行為が正式な権原の移転又は明白な差押えなしに直接的な収用と同等の効果を有する場合をいう。締約国による一又は一連の行為が特定の事態において間接的な収用を構成するかどうかを決定するに当たつては、特に次の事項を考慮し、事案ごとに、事実に基づいて調査するものとする。

(A) 政府の行為の経済的な影響。ただし、締約国による一又は一連の行為が投資財産の経済的価値に悪影響を及ぼすという事実のみをもつて間接的な収用が行われたことが確定するものではない。

(B) 政府の行為が投資に基づく明確かつ合理的な期待を害する程度

注釈 投資家の投資に基づく期待が合理的なものであるかどうかは、関係がある限りにおいて、政府が当該投資家に対して拘束力のある書

面による保証を与えたかどうか、関連する分野における政府の規制の性質及び程度又は政府の規制の可能性等の要素による。

(c) 政府の行為の性質

(b) 公共の福祉に係る正当な目的(例えば、公衆衛生、安全及び環境)を保護するために立案され、及び適用される締約国による差別的でない規制措置は、極めて限られた場合を除くほか、間接的な収用を構成しない。

注釈 公衆衛生を保護するための規制措置には、特に、医薬品(生物学的製品を含む)、診断技術、ワクチン、医療機器、遺伝子治療及び遺伝子技術、健康に関連する補助具及び器具並びに血液及び血液に関連する製品の規制、価格の決定及び供給並びにこれらのものについての払戻しに関する措置を含む。

このことは、この(b)の規定の適用範囲を限定するものではない。

3 補償は、収用が公表された時又は収用が行われた時のいずれか早い方の時における収用された投資財産の公正な市場価格に相当するものでなければならない。公正な市場価格には、収用が事前に公に知られることにより生じた価格の変化を反映させてはならない。

4 補償については、不当に遅滞することなく支払うものとし、収用の日から支払の日までに発生した商業的に妥当な金利に基づく利子を含むものとし、実際に換価すること及び自由に移転することができるものとする。

5 支払が自由利用可能通貨によって行われる場合には、支払われる補償には、収用の日から支払の日までに発生した利子であつて、当該自由利用可能通貨についての商業的に妥当な金利に基づくものを含める。	れか有利なものよりも不利でない待遇を与える。	を認めるものではない。	(c) 刑事犯罪 (d) 法執行当局又は金融規制当局を支援するために必要である場合には、通貨その他の支払手段の移転に関する報告又は記録の保存 (e) 裁判手続における命令又は判決の履行の確保
6 締約国が自由利用可能通貨以外の通貨によって支払うことを選択する場合には、支払われる補償は、(a)に規定する市場価格に(b)に規定する利子を加えた額を支払の日の市場における為替相場により当該自由利用可能通貨以外の通貨に換算した額を下回らないものとする。	3 いずれの締約国も、第十五条2の規定に従つてとる措置を理由として、1の規定に基づく義務を免除されない。	1 一方の締約国は、自国の区域にある他方の締約国の投資家の投資財産に関連する全ての資金の移転が、自国の区域に向け又は自国の区域から、自由に、かつ、不当に遅滞することなく行われることを確保する。この資金の移転には、特に次のものの移転を含める。 (a) 当初の資金及び投資財産を維持し、又は増大させるための追加的な資金 (b) 利益、利子、資本利得、配当、使用料、手数料その他の投資財産から生ずる収益 (c) 契約に基づいて行われる支払であつて、投資財産に関連するもの(融資の返済を含む。) (d) 投資財産の全部又は一部の売却又は清算によつて得られる収入 (e) 当該一方の締約国の区域にある投資財産に関連する活動に従事する当該一方の締約国外から赴任した者が得る収入その他の報酬 (f) 第十一条及び第十二条の規定に従つて行われる支払 (g) 紛争の結果として生ずる支払	1 この協定のいかなる規定も、一方の締約国が次の措置を採用し、又は実施することを妨げるものと解してはならない。ただし、これらの措置を、自国の区域における他方の締約国の投資家及びその投資財産に対する恣意的若しくは不当な差別の手段又は偽装した制限となることとなる態様で適用しないことを条件とする。 (a) 人、動物又は植物の生命又は健康の保護のために必要な措置 (b) 公衆の道徳の保護又は公の秩序の維持のために必要な措置。もつとも、公の秩序を理由とする例外は、社会の基本的な利益のうちのいずれかに対し真正かつ重大な脅威がもたらされる場合に限り、援用することができる。 (c) この協定に反しない法令の遵守を確保するために必要な措置。この措置には、次の事項に関する措置を含む。 (i) 欺まんの若しくは詐欺的な行為の防止又は契約の不履行がもたらす結果の処理 (ii) 個人の情報を処理し、及び公表することに関連するプライバシーの保護又は個人の記録及び勘定の秘密の保護 (iii) 安全 (d) 美術的、歴史的又は考古学的価値のある国家的財産の保護のためにとる措置
7 この条の規定は、貿易関連知的所有権協定に基づく知的財産権に関する強制実施許諾の付与又は知的財産権の取消し、制限若しくは創設については、当該付与又は当該取消し、制限若しくは創設が貿易関連知的所有権協定に適合する限りにおいて、適用しない。	1 一方の締約国又はその指定する機関が、自国の投資家に対し、他方の締約国の区域にある当該投資家の投資財産に関連する損害の填補に係る契約、保証契約又は保険契約に基づいて支払を行う場合には、当該他方の締約国は、当該支払の原因となった当該投資家の権利又は請求権の当該一方の締約国又はその指定する機関への移転を承認し、かつ、当該一方の締約国又はその指定する機関が、代位により、当該投資家の当初の権利又は請求権と内容及び範囲において同じ権利又は請求権を行使する権利を有することを承認する。当該権利又は請求権の移転に基づき当該一方の締約国又はその指定する機関に対して行われる支払及び当該支払に係る資金の移転については、前二条及び次条の規定を準用する。	2 各締約国は、更に、資金の移転が不当に遅滞することなく、かつ、自由利用可能通貨により当該資金の移転の日の市場における為替相場で行われることを確保する。	15 第十五条 一般的例外及び安全保障のための例外 (d) 美術的、歴史的又は考古学的価値のある国家的財産の保護のためにとる措置
第十二条 争乱からの保護 1 一方の締約国は、武力紛争又は自国の区域における緊急事態(例えば、革命、暴動、国内争乱その他これらに類する事件)により、自国の区域にある投資財産に関連する損失又は損害を被った他方の締約国の投資家に対し、原状回復、損害賠償、補償その他の解決方法に関し、自国の投資家又は第三国の投資家に与える待遇のうち当該他方の締約国の投資家にとつてい	2 この条の規定は、締約国又はその指定する機関が、損害の填補に係る契約、保証契約又は保険契約であつて商業的な危険に関するものに基づいて支払を行ったという事実のみを根拠として、第二十三条の規定に基づく請求を行う権利	3 1及び2の規定にかかわらず、締約国は、次の事項に関する自国の法令を衡平、無差別かつ誠実に適用する場合には、資金の移転を遅らせ、又は妨げることができる。 (a) 破産、支払不能又は債権者の権利の保護 (b) 証券の発行、交換又は取引	15 第十五条 一般的例外及び安全保障のための例外 (d) 美術的、歴史的又は考古学的価値のある国家的財産の保護のためにとる措置

2 第十二条3の規定に従うことを条件として、この協定のいかなる規定も、締約国が次の措置を採用し、又は実施することを妨げるものと解してはならない。 (a) 自国の安全保障上の重大な利益の保護のために必要であると認める措置。この措置には、次の措置を含む。 (i) 戦時、武力紛争の時その他の自国又は国際関係における緊急時にとる措置 (ii) 兵器の不拡散に係る国内政策又は国際協定の実施に関連してとる措置 (b) 国際の平和及び安全の維持のため国際連合憲章に基づく義務に従ってとる措置 3 この協定のいかなる規定も、締約国に対し、その開示が自国の安全保障上の重大な利益に反すると当該締約国が決定する情報の提供又は当該情報へのアクセスを要求するものと解してはならない。 4 締約国は、2の規定に基づいてこの協定に基づく義務に適合しない措置をとる場合であつても、当該義務を回避するための手段として当該措置を用いてはならない。 第十六条 一時的なセーフガード措置 1 いずれの締約国も、次のいずれかの場合には、国境を越える資本取引及び投資財産に関連する取引のための支払又は資金の移転(第十四条に規定する資金の移転を含む)について制限的な措置を採用し、又は維持することができ (a) 国際収支及び対外支払に関して重大な困難が生じ、又は生ずるおそれがある場合 (b) 資本の移動が経済全般の運営、特に金融政	策及び為替政策に重大な困難をもたらし、又はもたらすおそれがある例外的な場合 2 1に規定する制限的な措置は、次の全ての要件を満たすものとする。 (a) 他方の締約国に対し、第三国よりも不利でない待遇を与えるよう適用されるものであること。 (b) 国際通貨基金協定に適合するものであること。 (c) 1に規定する状況に対処するために必要な限度を超えないものであること。 (d) 一時的なものであり、かつ、1に規定する状況が改善するに伴い漸進的に廃止されるものであること。 (e) 他方の締約国に対して速やかに通報されるものであること。 (f) 他方の締約国の商業上、経済上又は金融上の利益に対して不必要な損害を与えることを避けるものであること。 3 一方の締約国は、1の規定に基づく措置を採用した場合において、他方の締約国の要請があつたときは、自国が採用した制限の見直しのため、当該他方の締約国と協議を開始する。 第十七条 信用秩序の維持のための措置 1 この協定の他の規定にかかわらず、締約国は、信用秩序の維持のための金融サービスに関連する措置(投資家、預金者、保険契約者若しくは信託上の義務を金融サービスを提供する企業が負う者を保護し、又は金融システムの健全性及び安定性を確保するための措置を含む)をとることを妨げられない。 2 締約国は、1の規定に基づいてとる措置がこ	の協定に適合しない場合には、当該措置をこの協定に基づく当該締約国の義務を回避するための手段として用いてはならない。 第十八条 知的財産権 1 両締約国は、知的財産権への十分かつ効果的な保護を与え、及び確保し、並びに知的財産の保護に関する制度の効率性及び透明性を促進する。この目的のため、両締約国は、いずれか一方の締約国の要請があつた場合には、速やかに協議する。各締約国は、その協議の結果に基づき、他方の締約国の投資家の投資財産に悪影響を及ぼしていると認められる要因を除去するために、自国の法令に従い、適当な措置をとる。 2 この協定のいかなる規定も、知的財産権の保護に関する多数国間協定であつて両締約国が当事国であるものに基づく両締約国の権利及び義務に影響を及ぼすものではない。 3 この協定のいかなる規定も、いずれか一方の締約国に対し、知的財産権の保護に関する多数国間協定であつて自国が当事国であるものにより第三国の投資家及びその投資財産に与えている待遇を、他方の締約国の投資家及びその投資財産に与えることを義務付けるものと解してはならない。 第十九条 租税に係る課税措置 1 この協定のいかなる規定も、租税条約に基づく締約国の権利及び義務に影響を及ぼすものではない。この協定と当該租税条約とが抵触する場合には、その抵触の限りにおいて、当該租税条約が優先する。 2 第三条及び第四条の規定は、租税に係る課税措置については、適用しない。	第二十條 健康、安全及び環境に関する措置並びに労働基準 一方の締約国は、健康、安全若しくは環境に関する自国の措置の緩和又は自国の労働基準の引下げを通じて他方の締約国及び第三国の投資家による投資を奨励することが適当でないことを認める。一方の締約国は、自国の区域における他方の締約国及び第三国の投資家による投資を奨励する手段として当該措置又は当該基準の適用の免除その他の逸脱措置を行うべきではない。 第二十一条 利益の否認 1 一方の締約国は、他方の締約国の投資家であつて当該他方の締約国の企業であるものが第三国の投資家によつて所有され、又は支配されており、かつ、次のいずれかの場合に該当するときは、当該他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、この協定による利益を否認することができる。 (a) 当該一方の締約国が当該第三国と外交関係を有していない場合 (b) 当該第三国に関する措置であつて、当該他方の締約国の企業との取引を禁止するもの又は当該他方の締約国の企業若しくはその投資財産に対してこの協定による利益を与えることにより当該措置に違反し、若しくは当該措置を阻害することとなるものを当該一方の締約国が採用し、又は維持する場合 2 一方の締約国は、他方の締約国の投資家であつて当該他方の締約国の企業であるものが第三国又は自国の投資家によつて所有され、又は支配されており、かつ、当該他方の締約国の企業が当該他方の締約国の区域において実質的な
---	--	--	--

事業活動を行っていないときは、当該他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、この協定による利益を否認することができる。

第二章 紛争解決

第二十二条 両締約国間の紛争の解決

1 一方の締約国は、この協定の解釈及び適用に影響を及ぼす問題に関して他方の締約国が行う申入れに対し好意的な考慮を払うものとし、かつ、当該申入れに関する協議(第二十六条の規定によつて設置される合同委員会の会合を通じて協議を含む。)のための適当な機会を与える。

2 この協定の解釈及び適用に関する両締約国間の紛争であつて、1に規定する協議の要請の後百八十日以内に外交交渉によつても満足な調整に至らなかつたものは、仲裁委員会に決定のため付託する。仲裁委員会は、いずれか一方の締約国が当該紛争の仲裁を要請する公文を受領した日から六十日の期間内に各締約国が任命する各一人の仲裁委員と、このようにして選定された二人の仲裁委員が仲裁委員長となる者としてその後の六十日の期間内に合意する第三の仲裁委員との三人の仲裁委員から成る。この場合において、第三の仲裁委員は、いずれかの締約国の国民であつてはならず、いずれかの締約国に日常の住居を有してはならず、及びいずれかの締約国により雇用されてはならない。

3 各締約国が任命した仲裁委員が2に規定するその後の六十日の期間内に第三の仲裁委員について合意しなかつた場合には、両締約国は、ハーグの常設仲裁裁判所事務総長に対し、いずれの締約国の国民でもない第三の仲裁委員を任命するよう要請する。同裁判所事務総長がいずれかの締約国の国民である場合又は他の理由によりこの任務を遂行することができない場合には、同裁判所事務次長が必要な任命を行うよう要請される。同裁判所事務次長がいずれかの締約国の国民である場合又は同裁判所事務次長も当該任務を遂行することができない場合には、同裁判所事務総長及び同裁判所事務次長が指名することに合意する者であつて、いずれの締約国の国民でもない同裁判所国際事務局の職員が必要な任命を行うよう要請される。

4 2及び3に定める必要な任命が行われなかつた場合には、いずれの締約国も、別段の合意がある場合を除くほか、ハーグの常設仲裁裁判所事務総長に対し当該任命を行うよう要請することができる。

5 両締約国は、仲裁委員の任命に当たり、仲裁委員会の仲裁委員が次の全ての要件を満たすべきであることを考慮する。

(a) 投資についての専門知識及び法律又は国際貿易についての経験を有すること。

(b) 客観性、信頼性及び判断の健全性を基準として、厳格な審査の上選任されること。

(c) いずれの締約国の政府の指示も受けていないこと。

6 仲裁委員会は、両締約国との協議の後、自己の手続規則を定める。仲裁委員会は、この協定並びに対象となる事項に適用可能な国際法の規則及び原則に従つて紛争について決定を行う。仲裁委員会は、合理的な期間内に投票の過半数による議決で決定を行う。当該決定は、最終的なものであり、かつ、拘束力を有する。

7 各締約国は、6の規定の適用を妨げることなく、仲裁委員会に対し、その決定の通告の後十

五日以内に当該決定の説明又は解釈を要請することができる。仲裁委員会は、要請がなされた後十五日以内に当該要請についての決定を行う。

8 各締約国は、自国が選定した仲裁委員に係る費用及び自国が仲裁に参加する費用を負担する。仲裁委員長がその職務を遂行するための費用及び仲裁委員会の残余の費用は、両締約国が均等に負担する。

第二十三条 一方の締約国と他方の締約国の投資家との間の投資紛争の解決

1 申立人と被申立人との間に投資紛争が生ずる場合には、両者は、可能な限り、まず、協議及び交渉(あつせん、調停、仲介等の拘束力を有しない第三者による手続の利用を含めることができる。)を通じて当該投資紛争を解決するよう努める。

2 一方の紛争当事者が、1の規定に従つて投資紛争が解決されないと認める場合には、申立人は、次のことを行うことができる。

(a) 自己のために、次の事項から成る請求をこの条の規定による仲裁に付託すること。

(i) 被申立人が前章の規定に基づく義務に違反したこと。

(ii) (i)に規定する違反を理由とする又はその違反から生ずる損失又は損害を当該申立人が被つたこと。

(b) 当該申立人が直接又は間接に所有し、又は支配している法人である被申立人の企業のために、次の事項から成る請求をこの条の規定による仲裁に付託すること。

(i) 被申立人が前章の規定に基づく義務に違反したこと。

(ii) (i)に規定する違反を理由とする又はその違反から生ずる損失又は損害を当該企業が被つたこと。

3 申立人は、被申立人に対し、この条の規定による仲裁に請求を付託する百八十日前までに、そのような付託の意図の書面による通知(以下「付託の意図の通知」という。)を送付する。付託の意図の通知には、次の事項を明記する。

(a) 当該申立人の氏名又は名称及び住所並びに2(b)の規定によつて付託する請求の場合には2(b)に規定する企業の名称、住所及び設立場所

(b) 各請求について、2(a)(i)又は(b)(i)に規定する違反があつたとされる前章の条項

(c) 各請求に関する法的根拠及び事実に係る根拠

(d) 当該申立人が求める救済手段及び損害賠償請求額の概算

4 申立人は、付託の意図の通知の日から百八十日が経過し、かつ、投資紛争がいずれの締約国においても行政裁判所又は司法裁判所に付託されていないことを条件として、2に規定する請求を次のいずれかの仲裁に付託することができる。

(a) ICSID条約による仲裁。ただし、両締約国がICSID条約の当事国である場合に限る。

(b) ICSID追加的制度規則による仲裁。ただし、いずれか一方の締約国のみがICSID条約の当事国である場合に限る。

(c) UNCITRAL 仲裁規則による仲裁 (d) 紛争当事者が合意する場合に、他の仲裁機関又は仲裁規則による仲裁 5 2 (a) 又は (b) に規定する申立人又は企業が 8 (a) (ii) 又は (b) (ii) の規定に基づく書面による放棄により投資紛争を仲裁に付託した場合には、その紛争解決の場の選択は、最終的なものである。 6 各締約国は、この協定の規定に従ってこの条の規定による仲裁に請求を付託することに同意する。 7 6 の規定にかかわらず、この条の規定による仲裁への請求の付託は、申立人が 2 の規定によつて申し立てられる違反が発生したこと及び 2 (a) の規定によつて付託する請求の場合には申立人、2 (b) の規定によつて付託する請求の場合には 2 (b) に規定する企業が損失又は損害を被つたことを知った又は知るべきであつた最初の日から三年が経過した場合には、行うことができない。 8 この条の規定による仲裁への請求の付託は、次のいずれかの場合に該当するときは除くほか、行うことができない。 (a) 2 (a) の規定によつて付託する請求については、次の条件を満たす場合 (i) 申立人が、この条に定める手続による仲裁に書面により同意すること。 (ii) 申立人が、いずれかの締約国の法律の下にある行政裁判所若しくは司法裁判所又は他の紛争解決手続において、2 (a) (i) に規定する違反を構成するとされる措置に関する手続を開始し、又は継続する権利を書面により放棄すること。	(b) 2 (b) の規定によつて付託する請求については、次の条件を満たす場合 (i) 申立人及び 2 (b) に規定する企業の双方が、この条に定める手続による仲裁に書面により同意すること。 (ii) 申立人及び 2 (b) に規定する企業の双方が、いずれかの締約国の法律の下にある行政裁判所若しくは司法裁判所又は他の紛争解決手続において、2 (b) (i) に規定する違反を構成するとされる措置に関する手続を開始し、又は継続する権利を書面により放棄すること。 9 5 並びに 8 (a) (ii) 及び (b) (ii) の規定にかかわらず、申立人又は 2 (b) に規定する企業は、被申立人の法律の下にある行政裁判所又は司法裁判所において、暫定的な差止めによる救済（損害賠償の支払を伴わないものに限る。）の申立てを行い、又は当該申立てに係る手続を継続することができる。 10 仲裁廷は、2 (a) 又は (b) の規定により請求が付託される場合には、この協定及び関係する国際法の規則に従つて、係争中の事案について決定する。 11 被申立人は、非紛争締約国に次のものを送付する。 (a) 申立人による仲裁に関する通知又は仲裁の請求（仲裁の請求が付託された日の後三十日以内に送付する。） (b) 仲裁において提出された全ての主張書面の写し 12 非紛争締約国は、紛争当事者への書面による通知を行った上で、この協定の解釈に関する問題につき仲裁廷に対して意見を提出することができる。	13 被申立人は、この条の規定による仲裁において、抗弁、反対請求若しくは相殺として、又はその他の目的のために、申立人が申し立てられた損害の全部又は一部に対する填補その他の補償を保険契約又は保証契約に基づいて既に受領したこと又は将来受領することを主張してはならない。 14 仲裁廷は、次の事項についてのみ裁定を下すことができる。 (a) 被申立人が、申立人及びその投資財産に関し、前章の規定に基づく義務に違反したかどうか。 (b) 違反があつた場合には、次の救済措置のいずれか一方又は双方 (i) 損害賠償及び適当な利子 (ii) 原状回復。この場合の裁定においては、被申立人が原状回復に代えて損害賠償及び適当な利子を支払うことができることを定めるものとする。 仲裁廷は、仲裁に係る費用及び代理人の報酬についても、適用される仲裁規則に従つて裁定を下すことができる。 15 14 の規定に従ふことを条件として、2 (b) の規定によつて付託する請求の場合には、 (a) 損害賠償及び適当な利子の支払を命ずる裁定においては、支払が 2 (b) に規定する企業に對して行われることを定めるものとする。 (b) 原状回復を命ずる裁定においては、原状回復が 2 (b) に規定する企業に對して行われることを定めるものとする。	(c) 裁定においては、自然人又は企業が救済につき関係法令に基づいて有するいかなる権利にも当該裁定が影響を及ぼすものではないことを定めるものとする。 16 被申立人は、次に掲げる情報を除くほか、4 の規定により設置される仲裁廷に提出され、又は当該仲裁廷が発する全ての文書（裁定を含む。）を時宜を失することなく公に入手可能なものとすることができる。 (a) 業務上の秘密の情報 (b) いずれかの締約国の法令により、特に秘密とされ、又は他の方法により開示から保護される情報 (c) 関連する仲裁規則に従つて不開示としなければならない情報 17 仲裁地は、紛争当事者が別段の合意をする場合を除くほか、ニューヨーク条約の当事国の国内とする。 18 仲裁廷の裁定は、最終的なものであり、かつ、紛争当事者を拘束する。当該裁定は、執行が求められている国における有効な裁定の執行に関する関係法令及び関連する国際法（ICSID 条約及びニューヨーク条約を含む。）に従つて執行される。 第二十四条 紛争解決の適用除外 1 外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号。その改正を含む。）に基づく日本国の決定であつて、同法に基づく事前届出を要する投資に関するもの（投資の内容の変更又は投資に係る手続の中止の命令を含む。）は、この章の紛争解決の規定の対象とならない。 2 いずれかの締約国が、事前届出を要する投資
---	--	--	--

に適用される審査の手続に関する法令であつて、この章の紛争解決の規定の対象とすべきでないものを将来採用する場合には、両締約国は、それぞれの立場を害することなく、この条の規定の見直しのために協議する。

第二十五条 文書の送達

1 この章の規定による仲裁に関する通知その他の文書は、次の送達先への交付により締約国に送達する。

- (a) 日本国については、外務省国際法局
(b) パラグアイ共和国については、国家法務局長及び外務省

2 一方の締約国は、1に規定する当局の名称の変更を速やかに公に入手可能なものとし、他方の締約国に通報する。

3 各締約国は、1及び2に規定する自国の当局の住所を公に入手可能なものとする。

第三章 合同委員会

第二十六条 合同委員会

1 両締約国は、この協定の目的を達成するため、次のことを任務とする合同委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

- (a) この協定の実施及び運用について討議し、及び見直しを行うこと。

(b) この協定の範囲内の投資に関連する事項であつて投資環境の整備に関係するものについて情報を交換し、及び討議すること。

(c) 投資に関連するその他の事項であつてこの協定に関係するものについて討議すること。

2 委員会は、必要に応じ、この協定の機能を強化し、又はこの協定の目的を達成するため、コンセンサス方式による決定により、両締約国に対して適当な勧告を行うことができる。

3 委員会は、両締約国の代表者から成る。委員会は、両締約国の同意が得られる場合には、両締約国の政府以外の関係団体の代表者であつて、討議する問題に関連する必要な専門知識を有するものを招請すること及び民間部門との共同会合を開催することができる。

4 委員会は、任務を遂行するため自己の手続規則を定める。

5 委員会は、小委員会を設置し、当該小委員会に対して特定の作業を委任することができる。

6 委員会は、いずれかの締約国の要請があつた場合には、会合する。

第四章 最終規定

第二十七条 見出し

この協定中の章及び条の見出しは、引用上の便宜のためにのみ付されたものであつて、この協定の解釈に影響を及ぼすものではない。

第二十八条 最終規定

1 両締約国は、この協定の効力発生のために必要とされるそれぞれの国内手続の完了を外交上の経路を通じて相互に通告する。この協定は、双方の通告が受領された日のうちいずれか遅い方の日の後三十日目の日に効力を生ずる。この協定は、この協定の効力発生の後十年の期間効力を有するものとし、その後は、2に定めるところに従つて終了する時まで引き続き効力を有する。

2 いずれの一方の締約国も、一年前に他方の締約国に対して書面による通告を行うことにより、最初の十年の期間の終わりに、又はその後いつでも、この協定を終了させることができる。

3 この協定は、一方の締約国の投資家の投資財産であつて、この協定の効力発生の前に他方の締約国の区域において当該他方の締約国の法令に従つて取得されたものについても適用する。

4 この協定の終了の日の前に取得された投資財産に関しては、この協定の規定は、この協定の終了の日から更に十年の期間引き続き効力を有する。

5 この協定は、この協定の効力発生の前に生じた事態に起因する請求については、適用しない。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正當に委任を受けてこの協定に署名した。

二千二十五年十二月五日にアスンシオンで、ひとしく正文である日本語、スペイン語及び英語により本書二通を作成した。解釈に相違がある場合には、英語の本文による。

日本国のために

板垣克巳

パラグアイ共和国のために

ルベン・ラミレス

審査報告書

投資の促進及び保護に関する日本国とザンビア共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件

右は多数をもって承認すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

令和八年五月十四日

外防衛委員長 里見 隆治

参議院議長 関口 昌一殿

要領書

一、委員会の決定の理由

この協定は、我が国とザンビア共和国との間で、投資に関する内国民待遇及び最恵国待遇など、投資の促進及び保護に関する法的枠組みを定めるものである。この協定の締結は、両国間の経済関係の更なる緊密化に資するものと期待されるので、おおむね妥当な措置と認める。

一、費用
別に費用を要しない。

投資の促進及び保護に関する日本国とザンビア共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件

右は本院において承認することを議決した。よつて国会法第八十三条により送付する。

令和八年四月二十三日

衆議院議長 森 英介

参議院議長 関口 昌一殿

投資の促進及び保護に関する日本国とザンビア共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件

投資の促進及び保護に関する日本国とザンビア共和国との間の協定の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

投資の促進及び保護に関する日本国とザンビア共和国との間の協定

日本国及びザンビア共和国（以下「両締約国」という。）は、

両締約国間の経済関係を強化するために投資を更に促進することを希望し、

一方の締約国の投資家による他方の締約国の領域における投資を拡大するための安定した、衡平な、良好な及び透明性のある条件を更に作り出すことを意図し、

両締約国において投資家の発意を促し、及び繁栄を促進する上で投資の漸進的な自由化を図ることが一層重要になっていることを認識し、

一般に適用される健康上、安全上及び環境上の措置を緩和することなしに、これらの目的を達成することが可能であることを認識し、

両締約国間の投資を促進する上で労働者と使用者との間の協調的な関係が重要であることを認識し、

この協定が、各締約国が自国の公共政策上の目的を実現するためにその領域における投資をこの協定に適合する態様で規制することを可能とするものとして作成されていることを認識して、次のとおり協定した。

第一章 投資

第一条 定義

この協定の適用上、

(a) 「投資財産」とは、投資家が直接又は間接に所有し、又は支配している全ての種類の資産をいい、次のものを含む。

(i) 企業及び企業の支店

(ii) 株式、出資その他の形態の企業の持分

(iii) 債券、社債、貸付金その他の債務証券

(iv) 先物、オプションその他の派生商品

(v) 契約（完成後引渡し、建設、経営、生産又は利益配分に関する契約を含む。）に基づく権利

(vi) 金銭債権及び金銭的価値を有する契約に基づく給付の請求権

(vii) 知的財産権（著作権及び関連する権利、特許権並びに実用新案、商標、意匠、集積回路の回路配置、植物の新品種、営業用の名称、原産地表示又は地理的表示及び開示されていない情報に関する権利を含む。）

(viii) 法令又は契約によって与えられる権利（例えば、特許、免許、承認、許可。天然資源の探査及び採掘のための権利を含む。）

(ix) 他の全ての資産（有体であるか無体であるかを問わず、また、動産であるか不動産であるかを問わない。）及び賃借権、抵当権、先取特権、質権その他の関連する財産権

投資財産には、投資財産から生ずる価値、特に、利益、利子、資本利得、配当、使用料及び手数料を含む。投資される資産の形態の変更は、その投資財産としての性質に影響を及ぼすものではない。

(b) 「投資に関する合意」とは、一方の締約国の中央又は地方の政府又は当局と他方の締約国の投資家又はその投資財産であつて当該一方の締約国の領域にある企業であるものとの間の書面合意であり、当該投資家又は当該投資財産が当該一方の締約国における投資財産の

設立又は取得に当たり依拠するものをいう。

注釈 「書面合意」とは、両当事者によって作成される書面による合意であつて、当該両当事者の間に権利及び義務を創設し、かつ、第二十四条11(b)の規定に基づき準拠法により当該両当事者に対して拘束力を有するもの（単一の文書によるものであるか、複数の文書によるものであるかを問わない。）をいう。

(i) 行政当局若しくは司法当局の一方的な行為（例えば、締約国がその規制権限のみに基づいて与える許可、免許又は承認）又は政令、命令若しくは判決のみをもつて、書面合意であるとはされない。

(ii) 行政上又は司法上の同意判決又は同意命令は、書面合意であるとはされない。

(c) 「締約国の投資家」とは、次の者であつて、他方の締約国の領域において投資を行おうとし、行つており、又は既に行つたものをいう。

(i) 一方の締約国の法令によりその国籍を有する自然人

(ii) 一方の締約国の企業

(d) 「企業」とは、営利目的であるかどうかを問わず、また、民間又は政府のいずれが所有し、又は支配しているかを問わず、関係法令に基づいて適正に設立され、又は組織される法人その他の事業体（社団、信託、組合、個人企業、合併企業、団体、組織及び会社を含む。）をいう。

む。）をいう。

(e) 「締約国の企業」とは、締約国の関係法令に基づいて適正に設立され、又は組織される企業をいう。

(f) 「投資活動」とは、投資財産の運営、経営、維持、使用、享有及び売却その他の処分をいう。

(g) 「領域」とは、それぞれの締約国について、当該締約国の領域並びに当該締約国が国際法に従い主権的権利又は管轄権を行使する排他的経済水域及び大陸棚をいう。

(h) 「自由利用可能通貨」とは、国際通貨基金協定に定義する自由利用可能通貨をいう。

(i) 「世界貿易機関設立協定」とは、千九百九十四年四月十五日にマラケシュで作成された世界貿易機関を設立するマラケシュ協定をいう。

(j) 「貿易関連知的所有権協定」とは、世界貿易機関設立協定付属書一C知的所有権の貿易関連の側面に関する協定をいう。

(k) 「申立人」とは、一方の締約国の投資家であつて、他方の締約国との間の投資紛争の当事者であるものをいう。

(l) 「被申立人」とは、投資紛争の当事者である締約国をいう。

(m) 「双方の紛争当事者」とは、申立人又は被申立人をいう。

(n) 「紛争当事者」とは、申立人及び被申立人をいう。

(o) 「非紛争締約国」とは、投資紛争の当事者でない締約国をいう。

(p) 「ICSID」とは、投資紛争解決国際センターをいう。

(q) 「ICSID追加的制度規則」とは、投資紛争解決国際センターの事務局が手続を実施するための追加的な制度を規律する規則をいう。	(r) 「ICSID追加的制度仲裁規則」とは、ICSID追加的規則に従って行われる仲裁手続に適用する規則をいう。	(s) 「ICSID条約」とは、千九百六十五年三月十八日にワシントンで作成された国家と他の国家の国民との間の投資紛争の解決に関する条約をいう。	(t) 「ニューヨーク条約」とは、千九百五十八年六月十日にニューヨークで作成された外国仲裁判断の承認及び執行に関する条約をいう。	(u) 「UNCITRAL仲裁規則」とは、国際連合国際商取引法委員会の仲裁規則をいう。	第二条 投資の促進及び許可 1 一方の締約国は、自国の領域において他方の締約国の投資家による投資が行われるための良好な条件を醸成する。	2 一方の締約国は、自国の関係法令(外国人による所有及び支配に関するものを含む)に従って権限を行使する自国の権利を留保の上、他方の締約国の投資家による投資を許可する。	第三条 内国民待遇	1 一方の締約国は、自国の領域において、投資活動に関し、他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、同様の状況において自国の投資家及びその投資財産に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。	2 1の規定は、一方の締約国が、自国の領域における他方の締約国の投資家の投資活動に関して特別な手続を定める措置を採用し、又は維持			
することを妨げるものと解してはならない。ただし、当該手続は、この協定に基づく当該他方の締約国の投資家の権利を実質的に害するものであってはならない。	第四条 最恵国待遇 1 一方の締約国は、自国の領域において、投資活動に関し、他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、同様の状況において第三国の投資家及びその投資財産に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。	注釈 この条に規定する待遇には、国際協定に規定する国際的な紛争解決のための手続又は制度を含まない。	2 一方の締約国は、自国の領域において、投資の許可に関連する事項に関し、他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、同様の状況において第三国の投資家及びその投資財産に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。	3 2の規定は、次のものについては、適用しない。	(a) 次のものに関する措置 (i) 土地の取得又は賃貸借 (ii) 補助金 (iii) 政府調達	(b) 締約国が相互主義に基づいて第三国の投資家及びその投資財産に与える待遇	(c) 植物の新品種の保護、航空、漁業又は海事(海難救助を含む。)に関する二国間又は多数国間の国際協定の当事国であることに伴う特惠的な待遇	(d) 法の執行及び矯正に係るサービスへの投資に関する措置並びに所得に関する保障又は保険、社会保障又は社会保険、社会福祉、公衆				
のための訓練、保健、保育、公営住宅等の社会事業サービスへの投資に関する措置 (e) 電信サービス、公営競技等に係るサービス、たばこの製造、締約国の中央銀行の銀行券の製造、貨幣の製造及び販売並びに郵便サービスへの投資に関する措置 (f) 締約国の領海、内水、排他的経済水域及び大陸棚における漁業への投資に関する措置	第五条 一般的待遇 一方の締約国は、自国の領域において、他方の締約国の投資家の投資財産に対し、国際慣習法に基づく待遇(公正かつ衡平な待遇並びに十分な保護及び保障を含む。)を与える。「公正かつ衡平な待遇」及び「十分な保護及び保障」の概念は、外国人の待遇に関する国際慣習法上の最低基準が要求する待遇以上の待遇を与えることを求めるものではなく、また、追加の実質的な権利を創設するものではない。	第六条 裁判所の裁判を受ける権利 一方の締約国は、自国の領域において、他方の締約国の投資家の権利の行使及び擁護のため全ての審級にわたり裁判所の裁判を受け、及び行政機関に対して申立てをする権利に関し、当該他方の締約国の投資家に対し、同様の状況において自国の投資家又は第三国の投資家に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。	第七条 特定措置の履行要求の禁止 1 いずれの一方の締約国も、自国の領域における締約国又は第三国の投資家の投資活動に関し、次の事項の要求を課し、又は強制することができず、また、当該事項を約束し、又は履行することを強制することができない。	(a) 一定の水準又は割合の物品又はサービスを	(b) 当該投資家の投資財産により生産される物品又は提供されるサービスの自国の領域における販売を、輸出数量若しくは輸出価額と又は外国為替収入と何らかの形で関連付けることにより制限すること。	(c) 当該投資家と自国の領域内の自然人又は企業との間で任意に締結されるライセンス契約(既に締結されたものかどうかを問わない。)について次の事項を採用すること。ただし、当該一方の締約国が政府の権限の行使として、次の事項の要求を課し、又は次の事項を約束し、若しくは履行することを強制する場合に限る。	(i) 当該ライセンス契約の下での使用料に係る一定の率又は額 (ii) 当該ライセンス契約の有効期間に係る一定の期間	注釈 この(c)に規定する「ライセンス契約」とは、技術、製造工程その他の財産的価値を有する知識の移転に関するライセンス契約をいう。	(d) 製造工程その他の財産的価値を有する知識を自国の領域内の自然人又は企業に移転すること。	(e) 自国の領域に当該投資家の特定地域又は世界市場に向けた事業本部を設置すること。	(f) 自国の領域において一定の水準又は価額の研究開発を達成すること。	(g) 当該投資家が生産する物品又は当該投資家が提供するサービスの一又は二以上を、特定地域又は世界市場に向けて自国の領域のみから供給すること。

2 いずれの一方の締約国も、自国の領域における締約国又は第三国の投資家の投資活動に関して、利益の享受又はその継続のための条件として、当該投資家の投資財産により生産される物品又は提供されるサービスの自国の領域における販売を、輸出数量若しくは輸出価額と又は外国為替収入と何らかの形で関連付けることにより制限することができない。 3 (a) 2の規定は、一方の締約国が、自国の領域における締約国又は第三国の投資家の投資活動に関し、利益の享受又はその継続のための条件として、自国の領域において、生産拠点を設定し、サービスを提供し、労働者を訓練し、若しくは雇用し、特定の施設を建設し、若しくは拡張し、又は研究開発を行うことを要求し、これに従うことを求めることを妨げるものと解してはならない。 (b) 1(c)及び(d)の規定は、競争法についての申し立てられた違反に係る救済措置として司法裁判所、行政裁判所又は競争当局が1(c)若しくは(d)に規定する事項の要求を課し、又は当該事項を約束し、若しくは履行することを強制する場合には、適用しない。 (c) 1(d)の規定は、貿易関連知的所有権協定に反しない態様で行われる知的財産権の移転に関する要求である場合には、適用しない。 4 世界貿易機関設立協定附属書一A貿易に関連する投資措置に関する協定の規定は、必要な変更を加えた上で、この協定に組み込まれ、この協定の一部を成す。 5 1及び2の規定は、これらの規定に定める要求以外のいかなる要求についても、適用しない。	1 各締約国は、自国の法令、行政上の手続、一般に適用される行政上及び司法上の決定並びに国際協定であつて、この協定の実施及び運用に関連し、又は影響を及ぼすものを速やかに公表し、又は公に入手可能なものとする。 2 一方の締約国は、他方の締約国の要請があつた場合には、1に規定する事項に関し、速やかに、当該他方の締約国の個別の質問に応じ、及び当該他方の締約国に対して情報を提供する。 3 1及び2の規定は、締約国に対し、秘密の情報であつて、その開示が法令の実施を妨げ、若しくは公共の利益に反することとなり、又はプライバシー若しくは正当な商業上の利益を害することとなるものの開示を義務付けるものと解してはならない。 第九条 公衆による意見提出の手続 各締約国は、緊急の場合又は純粋に軽微な場合を除くほか、自国の法令に従い、この協定の対象となる事項に影響を及ぼす一般に適用される規制を設定し、改正し、又は廃止する前に、公衆による意見提出のための合理的な機会を与えるよう努める。 第十条 腐敗行為の防止に関する措置 各締約国は、自国の法令に従い、この協定の対象となる事項に関する腐敗行為を防止し、及び阻止するために、措置をとり、及び努力を払うことを確保する。 第十一条 投資家の入国、滞在及び居住 一方の締約国は、自国の関係法令に従い、投資活動を行うことを目的として自国の領域に入国し、及び滞在することを希望する他方の締約国の国籍を有する自然人、当該他方の締約国の企業が	雇用する従業員並びに当該他方の締約国の企業の役員、理事及び取締役の入国、滞在及び居住を許可する。 第十二条 収用及び補償 1 いずれの一方の締約国も、自国の領域にある他方の締約国の投資家の投資財産の収用若しくは国有化又はこれに対する収用若しくは国有化と同等の措置(以下「収用」という。)を実施してはならない。ただし、次の全ての要件を満たす場合は、この限りでない。 (a) 公共の目的のためのものであること。 (b) 差別的なものでないこと。 (c) 2から5までの規定に従つて行われる迅速、適当かつ実効的な補償の支払を伴うものであること。 (d) 正当な法の手続に従つて実施するものであること。 2 補償は、収用が公表された時又は収用が行われた時のいずれか早い方の時における収用された投資財産の公正な市場価格に相当するものでなければならぬ。公正な市場価格には、収用が事前に公に知られることにより生じた価格の変化を反映させてはならない。 3 補償については、遅滞なく支払うものとし、収用の日から支払の日までに発生した商業的に妥当な金利に基づく利子を含むものとし、実際に換価すること及び自由に移転することができるとする。 4 支払が自由利用可能通貨によって行われる場合には、支払われる補償には、収用の日から支払の日までに発生した利子であつて、当該自由利用可能通貨についての商業的に妥当な金利に基づくものを含める。	5 締約国が自由利用可能通貨以外の通貨によって支払うことを選択する場合には、支払われる補償は、(a)に規定する市場価格に(b)に規定する利子を加えた額を支払日の市場における為替相場により当該自由利用可能通貨以外の通貨に換算した額を下回らないものとする。 (a) 収用の日における公正な市場価格であつて、その日の市場における為替相場により自由利用可能通貨に換算したもの (b) 収用の日から支払の日までに発生した利子であつて、(a)の自由利用可能通貨についての商業的に妥当な金利に基づくもの 6 この条の規定は、貿易関連知的所有権協定に基づく知的財産権に関する強制実施許諾の付与又は知的財産権の取消し、制限若しくは創設については、当該付与又は当該取消し、制限若しくは創設が貿易関連知的所有権協定に適合する限りにおいて、適用しない。 第十三条 損失又は損害に対する補償 1 一方の締約国は、武力紛争又は自国の領域における緊急事態(例えば、革命、暴動、国内争乱その他これらに類する事件)により、自国の領域にある投資財産に関連する損失又は損害を被つた他方の締約国の投資家に対し、原状回復、損害賠償、補償その他の解決方法に関し、自国の投資家又は第三国の投資家に与える待遇のうち当該他方の締約国の投資家にとっていづれか有利なものよりも不利でない待遇を与える。 2 1の規定の適用を妨げることなく、一方の締約国の投資家が1に規定する事態において他方の締約国の領域において次に掲げる行為によつて損失を被つた場合には、当該他方の締約国
--	--	--	---

は、当該投資家に対し、当該損失について必要に応じて原状回復、補償又はその双方を与える。 (a) 当該他方の締約国の軍隊又は当局による当該投資家の投資財産の全部又は一部の徴発 (b) 当該他方の締約国の軍隊又は当局による当該投資家の投資財産の全部又は一部の破壊であつて当該事態において必要とはされなかつたもの	支払及び当該支払に係る資金の移転については、前二条及び次条の規定を準用する。 第十五条 資金の移転 1 一方の締約国は、自国の領域にある他方の締約国の投資家の投資財産に関連する全ての資金の移転が、自国の領域に向け又は自国の領域から、自由に、かつ、遅滞なく行われることを確保する。この資金の移転には、特に次のものの移転を含める。 (a) 当初の資金及び投資財産を維持し、又は増大させるための追加的な資金 (b) 投資財産から生ずる収益(利益、利子、資本利得、配当、使用料及び手数料を含む。) (c) 契約に基づいて行われる支払であつて、投資財産に関連するもの(融資の返済を含む。) (d) 投資財産の全部又は一部の売却又は清算によつて得られる収入 (e) 当該一方の締約国の領域にある投資財産に関連する活動に従事する当該一方の締約国外から赴任した者が得る収入その他の報酬 (f) 第十二条及び第十三条の規定に従つて行われる支払 (g) 紛争の結果として生ずる支払 2 各締約国は、更に、資金の移転が遅滞なく、かつ、自由利用可能通貨により当該資金の移転の日の市場における為替相場で行われることを確保する。 3 1及び2の規定にかかわらず、締約国は、次の事項に関する自国の法令を衡平、無差別かつ誠実に適用する場合には、資金の移転を遅らせ、又は妨げることができる。 (a) 破産、支払不能又は債権者の権利の保護 (b) 証券、先物、オプション又は派生商品の発	3 1及び2に規定する解決方法の手段としての支払が行われる場合には、当該支払については、実際に換価すること、自由に移転すること及び市場における為替相場により自由利用可能通貨に自由に交換することができるものとする。 4 いずれの締約国も、第十六条2の規定に従つてとる措置を理由として、1及び2の規定に基づく義務を免除されない。 第十四条 代位 一方の締約国又はその指定する機関が、自国の投資家に対し、他方の締約国の領域にある当該投資家の投資財産に関する損害の填補に係る契約、保証契約又は保険契約に基づいて支払を行う場合には、当該他方の締約国は、当該支払の原因となつた当該投資家の権利又は請求権の当該一方の締約国又はその指定する機関への移転を承認する。当該他方の締約国は、前段に規定する支払が行われた場合には、当該一方の締約国又はその指定する機関が、代位により、当該投資家の当初の権利又は請求権と内容及び範囲において同じ権利又は請求権を行使する権利を有することを承認する。当該権利又は請求権の移転に基づき当該一方の締約国又はその指定する機関に対して行われる	行、交換又は取引 (c) 刑事犯罪 (d) 法執行当局又は金融規制当局を支援するために必要である場合には、通貨その他の支払手段の移転に関する報告又は記録の保存 (e) 裁判手続における命令又は判決の履行の確保 (f) 租税及び課徴金の支払の履行の確保 第十六条 一般の例外及び安全保障のための例外 1 この協定のいかなる規定も、一方の締約国が次の措置を採用し、又は実施することを妨げるものと解してはならない。ただし、これらの措置を、自国の領域における他方の締約国の投資家及びその投資財産に対する恣意的若しくは不当な差別の手段又は偽装した制限となることとなる態様で適用しないことを条件とする。 (a) 人、動物又は植物の生命又は健康の保護のために必要な措置 (b) 公衆の道德の保護又は公の秩序の維持のために必要な措置。もつとも、公の秩序を理由とする例外は、社会の基本的な利益のうちのいずれかに対し真正かつ重大な脅威がもたらされる場合に限り、援用することができる。 (c) この協定に反しない法令の遵守を確保するために必要な措置。この措置には、次の事項に関する措置を含む。 (i) 欺まんの若しくは詐欺的な行為の防止又は契約の不履行がもたらす結果の処理 (ii) 個人の情報を処理し、及び公表することに関連するプライバシーの保護又は個人の記録及び勘定の秘密の保護 (iii) 安全	(d) 美術的、歴史的又は考古学的価値のある国家的財産の保護のためにとる措置 2 第十三条4の規定に従つてとる措置として、この協定のいかなる規定も、締約国が次の措置を採用し、又は実施することを妨げるものと解してはならない。 (a) 自国の安全保障上の重大な利益の保護のために必要であると認める措置。この措置には、次の措置を含む。 (i) 戦時、武力紛争の時その他の自国又は国際関係における緊急時にとる措置 (ii) 兵器の不拡散に係る国内政策又は国際協定の実施に関連してとる措置 (b) 国際の平和及び安全の維持のため国際連合憲章に基づく義務に従つてとる措置 3 この協定のいかなる規定も、締約国に対し、その開示が自国の安全保障上の重大な利益に反すると当該締約国が決定する情報の提供又は当該情報へのアクセスを要求するものと解してはならない。 4 締約国は、2の規定に基づいてこの協定に基づく義務に適合しない措置をとる場合であつても、当該義務を回避するための手段として当該措置を用いてはならない。 第十七条 一時的なセーフガード措置 1 いずれの締約国も、次のいずれかの場合には、国境を越える資本取引及び投資財産に関連する取引のための支払又は資金の移転(第十五条に規定する資金の移転を含む。)について制限的な措置を採用し、又は維持することができる。 (a) 国際収支及び対外支払に関して重大な困難が生じ、又は生ずるおそれがある場合	2 この協定のいかなる規定も、締約国が次の措置を採用し、又は実施することを妨げるものと解してはならない。 (a) 自国の安全保障上の重大な利益の保護のために必要であると認める措置。この措置には、次の措置を含む。 (i) 戦時、武力紛争の時その他の自国又は国際関係における緊急時にとる措置 (ii) 兵器の不拡散に係る国内政策又は国際協定の実施に関連してとる措置 (b) 国際の平和及び安全の維持のため国際連合憲章に基づく義務に従つてとる措置 3 この協定のいかなる規定も、締約国に対し、その開示が自国の安全保障上の重大な利益に反すると当該締約国が決定する情報の提供又は当該情報へのアクセスを要求するものと解してはならない。 4 締約国は、2の規定に基づいてこの協定に基づく義務に適合しない措置をとる場合であつても、当該義務を回避するための手段として当該措置を用いてはならない。 第十七条 一時的なセーフガード措置 1 いずれの締約国も、次のいずれかの場合には、国境を越える資本取引及び投資財産に関連する取引のための支払又は資金の移転(第十五条に規定する資金の移転を含む。)について制限的な措置を採用し、又は維持することができる。 (a) 国際収支及び対外支払に関して重大な困難が生じ、又は生ずるおそれがある場合
--	---	--	--	---	---

令和八年五月十五日 参議院会議録第十三号

投資の促進及び保護に関する日本国とザンビア共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件

(b) 資本の移動が経済全般の運営、特に金融政策及び為替政策に重大な困難をもたらし、又はもたらすおそれがある例外的な場合 2 1に規定する制限的な措置は、次の全ての要件を満たすものとする。	2 締約国は、1の規定に基づいてとる措置がこの協定に適合しない場合には、当該措置をこの協定に基づく当該締約国の義務を回避するための手段として用いてはならない。 第十九条 知的財産権 1 両締約国は、知的財産権への十分かつ効果的な保護を与え、及び確保し、並びに知的財産の保護に関する制度の効率性及び透明性を促進する。この目的のため、両締約国は、いずれか一方の締約国の要請があつた場合には、速やかに協議する。各締約国は、その協議の結果に基づき、他方の締約国の投資家の投資財産に悪影響を及ぼしていると認められる要因を除去するために、自国の法令に従い、適当な措置をとる。 2 この協定のいかなる規定も、知的財産権の保護に関する多数国間協定であつて両締約国が当事国であるものに基づく両締約国の権利及び義務に影響を及ぼすものではない。 3 この協定のいかなる規定も、いずれか一方の締約国に対し、知的財産権の保護に関する多数国間協定であつて自国が当事国であるものにより第三国の投資家及びその投資財産に与えている待遇を、他方の締約国の投資家及びその投資財産に与えることを義務付けるものと解してはならない。 第二十条 租税に係る課税措置 1 この協定のいかなる規定も、租税条約に基づく締約国の権利及び義務に影響を及ぼすものではない。この協定と当該租税条約とが抵触する場合には、その抵触の限りにおいて、当該租税条約が優先する。 2 第三条及び第四条の規定は、租税に係る課税措置については、適用しない。	第二十一条 健康、安全及び環境に関する措置並びに労働基準 一方の締約国は、健康、安全若しくは環境に関する自国の措置の緩和又は自国の労働基準の引下げを通じて他方の締約国及び第三国の投資家による投資を奨励することが適当でないことを認める。一方の締約国は、自国の領域における他方の締約国及び第三国の投資家による投資財産の設立、取得又は拡張を奨励する手段として当該措置又は当該基準の適用の免除その他の逸脱措置を行うべきではない。 第二十二条 利益の否認 1 一方の締約国は、他方の締約国の投資家であつて当該他方の締約国の企業であるものが第三国の投資家によつて所有され、又は支配されており、かつ、次のいずれかの場合に該当するときは、当該他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、この協定による利益を否認することができる。 (a) 当該一方の締約国が当該第三国と外交関係を有していない場合 (b) 当該第三国に関する措置であつて、当該他方の締約国の企業との取引を禁止するもの又は当該他方の締約国の企業若しくはその投資財産に対してこの協定による利益を与えることにより当該措置に違反し、若しくは当該措置を阻害することとなるものを当該一方の締約国が採用し、又は維持する場合 2 一方の締約国は、他方の締約国の投資家であつて当該他方の締約国の企業であるものが第三国又は自国の投資家によつて所有され、又は支配されており、かつ、当該他方の締約国の企業が当該他方の締約国の領域において実質的な	事業活動を行っていないときは、当該他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、この協定による利益を否認することができる。 3 この条の規定の適用上、 (a) 企業が投資家によつて「所有」されるとは、当該投資家が当該企業の五十パーセントを超える持分を受益者として所有する場合をいう。 (b) 企業が投資家によつて「支配」されるとは、当該投資家が当該企業の役員の過半数を指名し、又は当該企業の活動につき法的に指示する権限を有する場合をいう。 第二章 紛争解決 第二十三条 両締約国間の紛争の解決 1 一方の締約国は、この協定の実施に影響を及ぼす問題に関して他方の締約国が行う申入れに対し好意的な考慮を払うものとし、かつ、当該申入れに関する協議のための適当な機会を与える。 2 この協定の解釈及び適用に関する両締約国間の紛争であつて、外交交渉によつても満足な調整に至らなかったものは、仲裁委員会に決定のため付託する。仲裁委員会は、紛争ごとに次の方法によつて構成する。各締約国は、いずれか一方の締約国が他方の締約国から当該紛争の仲裁を要請する公文を受領した日から六十日以内に、各一人の仲裁委員を任命する。このようにして任命された二人の仲裁委員は、両締約国の承認により仲裁委員長となる者として任命される第三の仲裁委員を選定する。ただし、当該第三の仲裁委員は、いずれの締約国の国民であつてもならない。仲裁委員長は、他の二人の仲裁委員の任命の日から六十日以内に任命される。
(a) 他方の締約国に対し、第三国よりも不利でない待遇を与えるよう適用されるものであること。 (b) 国際通貨基金協定に適合するものであること。 (c) 1に規定する状況に対処するために必要な限度を超えないものであること。 (d) 一時的なものであり、かつ、1に規定する状況が改善するに伴い漸進的に廃止されるものであること。 (e) 他方の締約国に対して速やかに通報されるものであること。 (f) 他方の締約国の商業上、経済上又は金融上の利益に対して不必要な損害を与えることを避けるものであること。 3 一方の締約国は、1の規定に基づく措置を採用した場合において、他方の締約国の要請があつたときは、自国が採用した制限の見直しのため、当該他方の締約国と協議を開始する。 第十八条 信用秩序の維持のための措置 1 この協定の他の規定にかかわらず、締約国は、信用秩序の維持のための金融サービスに関連する措置(投資家、預金者、保険契約者若しくは信託上の義務を金融サービスを提供する企業が負う者を保護し、又は金融システムの健全性及び安定性を確保するための措置を含む。)をとることを妨げられない。	2 締約国は、1の規定に基づいてとる措置がこの協定に適合しない場合には、当該措置をこの協定に基づく当該締約国の義務を回避するための手段として用いてはならない。 第十九条 知的財産権 1 両締約国は、知的財産権への十分かつ効果的な保護を与え、及び確保し、並びに知的財産の保護に関する制度の効率性及び透明性を促進する。この目的のため、両締約国は、いずれか一方の締約国の要請があつた場合には、速やかに協議する。各締約国は、その協議の結果に基づき、他方の締約国の投資家の投資財産に悪影響を及ぼしていると認められる要因を除去するために、自国の法令に従い、適当な措置をとる。 2 この協定のいかなる規定も、知的財産権の保護に関する多数国間協定であつて両締約国が当事国であるものに基づく両締約国の権利及び義務に影響を及ぼすものではない。 3 この協定のいかなる規定も、いずれか一方の締約国に対し、知的財産権の保護に関する多数国間協定であつて自国が当事国であるものにより第三国の投資家及びその投資財産に与えている待遇を、他方の締約国の投資家及びその投資財産に与えることを義務付けるものと解してはならない。 第二十条 租税に係る課税措置 1 この協定のいかなる規定も、租税条約に基づく締約国の権利及び義務に影響を及ぼすものではない。この協定と当該租税条約とが抵触する場合には、その抵触の限りにおいて、当該租税条約が優先する。 2 第三条及び第四条の規定は、租税に係る課税措置については、適用しない。	第二十一条 健康、安全及び環境に関する措置並びに労働基準 一方の締約国は、健康、安全若しくは環境に関する自国の措置の緩和又は自国の労働基準の引下げを通じて他方の締約国及び第三国の投資家による投資を奨励することが適当でないことを認める。一方の締約国は、自国の領域における他方の締約国及び第三国の投資家による投資財産の設立、取得又は拡張を奨励する手段として当該措置又は当該基準の適用の免除その他の逸脱措置を行うべきではない。 第二十二条 利益の否認 1 一方の締約国は、他方の締約国の投資家であつて当該他方の締約国の企業であるものが第三国の投資家によつて所有され、又は支配されており、かつ、次のいずれかの場合に該当するときは、当該他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、この協定による利益を否認することができる。 (a) 当該一方の締約国が当該第三国と外交関係を有していない場合 (b) 当該第三国に関する措置であつて、当該他方の締約国の企業との取引を禁止するもの又は当該他方の締約国の企業若しくはその投資財産に対してこの協定による利益を与えることにより当該措置に違反し、若しくは当該措置を阻害することとなるものを当該一方の締約国が採用し、又は維持する場合 2 一方の締約国は、他方の締約国の投資家であつて当該他方の締約国の企業であるものが第三国又は自国の投資家によつて所有され、又は支配されており、かつ、当該他方の締約国の企業が当該他方の締約国の領域において実質的な	事業活動を行っていないときは、当該他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、この協定による利益を否認することができる。 3 この条の規定の適用上、 (a) 企業が投資家によつて「所有」されるとは、当該投資家が当該企業の五十パーセントを超える持分を受益者として所有する場合をいう。 (b) 企業が投資家によつて「支配」されるとは、当該投資家が当該企業の役員の過半数を指名し、又は当該企業の活動につき法的に指示する権限を有する場合をいう。 第二章 紛争解決 第二十三条 両締約国間の紛争の解決 1 一方の締約国は、この協定の実施に影響を及ぼす問題に関して他方の締約国が行う申入れに対し好意的な考慮を払うものとし、かつ、当該申入れに関する協議のための適当な機会を与える。 2 この協定の解釈及び適用に関する両締約国間の紛争であつて、外交交渉によつても満足な調整に至らなかったものは、仲裁委員会に決定のため付託する。仲裁委員会は、紛争ごとに次の方法によつて構成する。各締約国は、いずれか一方の締約国が他方の締約国から当該紛争の仲裁を要請する公文を受領した日から六十日以内に、各一人の仲裁委員を任命する。このようにして任命された二人の仲裁委員は、両締約国の承認により仲裁委員長となる者として任命される第三の仲裁委員を選定する。ただし、当該第三の仲裁委員は、いずれの締約国の国民であつてもならない。仲裁委員長は、他の二人の仲裁委員の任命の日から六十日以内に任命される。

3 2に定める必要な任命が2に規定する期間内に行われなかった場合には、いずれの締約国も、別段の合意がある場合を除くほか、ハーグの常設仲裁裁判所事務総長に対し当該任命を行うよう要請することができる。	(B) 当該申立人が当事者である投資に関する合意 (i) に規定する違反を理由とする又はその違反から生ずる損失又は損害を当該申立人が被ったこと。 (b) 当該申立人が直接又は間接に所有し、又は支配している法人である被申立人の企業のために、次の事項から成る請求をこの条の規定による仲裁に付託すること。 (i) 被申立人が次のいずれかに違反したと。 (A) 前章の規定に基づく義務 (B) 当該企業が当事者である投資に関する合意 (i) に規定する違反を理由とする又はその違反から生ずる損失又は損害を当該企業が被ったこと。	4 請求額の概算 申立人は、請求を生じさせる事態の発生から六箇月が経過したことを条件として、2に規定する請求を次のいずれかの仲裁に付託することができる。 (a) ICSID条約による仲裁。ただし、両締約国がICSID条約の当事国である場合に限る。 (b) ICSID追加的制度規則による仲裁。ただし、次のいずれかの場合に限る。 (i) いずれの締約国もICSID条約の当事国でない場合 (ii) いずれか一方の締約国のみがICSID条約の当事国である場合 (c) UNCITRAL仲裁規則による仲裁 (d) 紛争当事者が合意する場合又は、他の仲裁機関又は仲裁規則による仲裁 この条の規定による仲裁については、請求は、次のいずれかの時に付託されたものとみなす。 (a) 申立人による仲裁の請求であつて、ICSID条約第三十六条1に規定するものをICSID事務局局長が受領した時 (b) 申立人による仲裁の請求であつて、ICSID追加的制度仲裁規則第二規則に規定するものをICSID事務局局長が受領した時 (c) 申立人による仲裁に関する通知であつて、UNCITRAL仲裁規則第三条に規定するものを、UNCITRAL仲裁規則第二十条に規定する請求の陳述書とともに被申立人が受領した時 (d) 4(d)の規定により他の仲裁機関又は仲裁規則による仲裁が選択された場合には、申立人による当該仲裁に関する通知を被申立人が受領した時。ただし、当該仲裁機関又は当該仲裁規則において別段の定めがある場合は、この限りでない。 (a) 及び(b)に規定する仲裁の請求並びに(c)及び(d)に規定する仲裁に関する通知は、以下この条において「仲裁の通知」という。	6 各締約国は、この協定の規定に従つてこの条の規定による仲裁に請求を付託することに同意する。2(a)(i)(B)又は(b)(i)(B)の規定に従つて請求が付託される場合において、投資に関する合意が紛争解決の場を指定する規定を定めるときは、当該規定は、当該投資に関する合意の違反を主張する請求について前段に規定する同意の取消し又は排除と解してはならない。 7 6の規定にかかわらず、この条の規定による仲裁への請求の付託は、申立人が2の規定によつて申し立てられる違反が発生したこと及び2(a)の規定によつて付託する請求の場合には申立人、2(b)の規定によつて付託する請求の場合には2(b)に規定する企業が損失又は損害を被つたことを知つた又は知るべきであつた最初の日から三年が経過した場合には、行うことができない。 8 この条の規定による仲裁への請求の付託は、次のいずれかの場合に該当するときを除くほか、行うことができない。 (a) 2(a)の規定によつて付託する請求については、次の条件を満たす場合 (i) 申立人が、この条に定める手続による仲裁に書面により同意すること。
4 仲裁委員会は、両締約国との協議の後、自己の手続規則を定める。仲裁委員会は、この協定並びに対象となる事項に適用可能な国際法の規則及び原則に従つて紛争について決定を行う。仲裁委員会は、合理的な期間内に投票の過半数による議決で決定を行う。当該決定は、最終的なものであり、かつ、拘束力を有する。 5 各締約国は、自国が選定した仲裁委員に係る費用及び自国が仲裁に参加する費用を負担する。仲裁委員長がその職務を遂行するための費用及び仲裁委員会の残余の費用は、両締約国が均等に負担する。 第二十四条 一方の締約国と他方の締約国の投資家との間の投資紛争の解決 1 申立人と被申立人との間に投資紛争が生ずる場合には、両者は、まず、協議及び交渉(拘束力を有しない第三者による手続の利用を含めることができる。)を通じて当該投資紛争を解決するよう努めるべきである。 2 一方の紛争当事者が、協議及び交渉によつて投資紛争が解決されないと認める場合には、申立人は、次のことを行うことができる。 (a) 自己のために、次の事項から成る請求をこの条の規定による仲裁に付託すること。 (i) 被申立人が次のいずれかに違反したと。 (A) 前章の規定に基づく義務	3 申立人は、被申立人に対し、この条の規定による仲裁に請求を付託する少なくとも九十日前に、そのような付託の意図の書面による通知(以下「付託の意図の通知」という。)を送付する。付託の意図の通知には、次の事項を明記する。 (a) 当該申立人の氏名又は名称及び住所並びに2(b)の規定によつて付託する請求の場合には2(b)に規定する企業の名称、住所及び設立場所 (b) 各請求について、違反があつたとされる前章の条項又は投資に関する合意の条項その他関連する条項 (c) 各請求に関する法的根拠及び事実に係る根拠 (d) 当該申立人が求める救済手段及び損害賠償	5 この条の規定による仲裁については、請求は、次のいずれかの時に付託されたものとみなす。 (a) 申立人による仲裁の請求であつて、ICSID条約第三十六条1に規定するものをICSID事務局局長が受領した時 (b) 申立人による仲裁の請求であつて、ICSID追加的制度仲裁規則第二規則に規定するものをICSID事務局局長が受領した時 (c) 申立人による仲裁に関する通知であつて、UNCITRAL仲裁規則第三条に規定するものを、UNCITRAL仲裁規則第二十条に規定する請求の陳述書とともに被申立人が受領した時 (d) 4(d)の規定により他の仲裁機関又は仲裁規則による仲裁が選択された場合には、申立人による当該仲裁に関する通知を被申立人が受領した時。ただし、当該仲裁機関又は当該仲裁規則において別段の定めがある場合は、この限りでない。 (a) 及び(b)に規定する仲裁の請求並びに(c)及び(d)に規定する仲裁に関する通知は、以下この条において「仲裁の通知」という。	6 各締約国は、この協定の規定に従つてこの条の規定による仲裁に請求を付託することに同意する。2(a)(i)(B)又は(b)(i)(B)の規定に従つて請求が付託される場合において、投資に関する合意が紛争解決の場を指定する規定を定めるときは、当該規定は、当該投資に関する合意の違反を主張する請求について前段に規定する同意の取消し又は排除と解してはならない。 7 6の規定にかかわらず、この条の規定による仲裁への請求の付託は、申立人が2の規定によつて申し立てられる違反が発生したこと及び2(a)の規定によつて付託する請求の場合には申立人、2(b)の規定によつて付託する請求の場合には2(b)に規定する企業が損失又は損害を被つたことを知つた又は知るべきであつた最初の日から三年が経過した場合には、行うことができない。 8 この条の規定による仲裁への請求の付託は、次のいずれかの場合に該当するときを除くほか、行うことができない。 (a) 2(a)の規定によつて付託する請求については、次の条件を満たす場合 (i) 申立人が、この条に定める手続による仲裁に書面により同意すること。

(ii) 申立人が、いずれかの締約国の法律の下にある行政裁判所若しくは司法裁判所又は他の紛争解決手続において、2(a)(i)に規定する違反を構成するとされる措置に関する手続を開始し、又は継続する権利を書面により放棄すること。 (b) 2(b)の規定によつて付託する請求については、次の条件を満たす場合 (i) 申立人及び2(b)に規定する企業の双方が、この条に定める手続による仲裁に書面により同意すること。 (ii) 申立人及び2(b)に規定する企業の双方が、いずれかの締約国の法律の下にある行政裁判所若しくは司法裁判所又は他の紛争解決手続において、2(b)(i)に規定する違反を構成するとされる措置に関する手続を開始し、又は継続する権利を書面により放棄すること。	(b) 仲裁廷は、2(a)(i)(B)又は(b)(i)(B)の規定により請求が付託される場合には、次のものを適用する。 (i) 関連する投資に関する合意に規定する法規その他紛争当事者が合意する法規 (ii) 法規が規定されていない場合その他紛争当事者により合意されていない場合には、被申立人の法令(法の抵触に関する規則を含む。) 12 被申立人は、非紛争締約国に次のものを送付する。 (a) 仲裁の通知(仲裁の請求が付託された日の後三十日以内に送付する。) (b) 仲裁において提出された全ての主張書面の写し 13 非紛争締約国は、紛争当事者への書面による通知を行った上で、この協定の解釈に関する問題につき仲裁廷に対して意見を提出することができる。 14 被申立人は、この条の規定による仲裁において、抗弁、反対請求若しくは相殺として、又はその他の目的のために、申立人が申し立てられた損害の全部又は一部に対する填補その他の補償を保険契約又は保証契約に基づいて既に受領したこと又は将来受領することを主張してはならない。 15 仲裁廷は、次の事項についてのみ裁定を下すことができる。 (a) 被申立人が、申立人及びその投資財産に関し、前章の規定に基づく義務又は2(a)(i)(B)若しくは(b)(i)(B)に規定する投資に関する合意に基づく義務に違反したかどうか。 (b) 違反があった場合には、次の救済措置のい	づれか一方又は双方 (i) 損害賠償及び適当な利子 (ii) 原状回復。この場合の裁定においては、被申立人が原状回復に代えて損害賠償及び適当な利子を支払うことができることを定めるものとする。 仲裁廷は、仲裁に係る費用及び代理人の報酬についても、適用される仲裁規則に従つて裁定を下すことができる。 16 15の規定に従うことを条件として、2(b)の規定によつて付託する請求の場合には、 (a) 損害賠償及び適当な利子の支払を命ずる裁定においては、支払が2(b)に規定する企業に対して行われることを定めるものとする。 (b) 原状回復を命ずる裁定においては、原状回復が2(b)に規定する企業に対して行われることを定めるものとする。 (c) 裁定においては、自然人又は企業が救済につき関係法令に基づいて有するいかなる権利にも当該裁定が影響を及ぼすものではないことを定めるものとする。 17 被申立人は、次に掲げる情報を除くほか、4の規定により設置される仲裁廷に提出され、又は当該仲裁廷が発する全ての文書(裁定を含む。)を時宜を失することなく公に入手可能なものとすることができる。 (a) 業務上の秘密の情報 (b) いずれかの締約国の法令により、特に秘密とされ、又は他の方法により開示から保護される情報 (c) 関連する仲裁規則に従つて不開示としなければならない情報 紛争当事者は、関係する仲裁規則による仲裁	の法律上の場所について合意することができ。紛争当事者が合意に達しない場合には、仲裁廷は、関係する仲裁規則に従つて当該場所(ニューヨーク条約の当事国の領域内に限る。)を決定する。 19 仲裁廷の裁定は、最終的なものであり、かつ、紛争当事者を拘束する。当該裁定は、執行が求められている国における有効な裁定の執行に関する関係法令及び関連する国際法(ICS ID条約及びニューヨーク条約を含む。)に従つて執行される。 第二十五条 紛争解決の適用除外 外国為替及び外国貿易法(昭和二十四年法律第二百二十八号。その改正を含む。)に基づく日本国の決定であつて、同法に基づく事前届出を要する投資に関するもの(投資の内容の変更又は投資に係る手続の中止の命令を含む。)は、この章の紛争解決の規定の対象とならない。 第二十六条 文書の送達 1 この章の規定による仲裁に関する通知その他の文書は、次の送達先への交付により締約国に送達する。 (a) 日本国については、外務省国際法局 (b) ザンビア共和国については、外務国際協力省 2 一方の締約国は、1に規定する当局の名称の変更を速やかに公に入手可能なものとし、他方の締約国に通報する。 3 各締約国は、1及び2に規定する自国の当局の住所を公に入手可能なものとする。 第三章 合同委員会 第二十七条 合同委員会 1 両締約国は、この協定の目的を達成するた
9 8(a)又は(b)(ii)の規定に従つて行われる放棄は、仲裁廷が3、4、7若しくは8に規定する要件が満たされないこと又は他の手続上の若しくは管轄権に関する根拠に基づいて請求を却下する場合には、その効力を失う。 10 8(a)(ii)及び(b)(ii)の規定にかかわらず、申立人又は2(b)に規定する企業は、被申立人の法律の下にある行政裁判所又は司法裁判所において、暫定的な差止めによる救済(損害賠償の支払を伴わないものに限る。)の申立てを行い、又は当該申立てに係る手続を継続することができる。 11(a) 仲裁廷は、2(a)(i)(A)又は(b)(i)(A)の規定により請求が付託される場合には、この協定及び関係する国際法の規則に従つて、係争中の事案について決定する。			

め、次のことを任務とする合同委員会(以下「委員会」という。)を設置する。 (a) この協定の実施及び運用について討議し、及び見直しを行うこと。 (b) この協定の範囲内の投資に関連する事項であつて投資環境の整備に係るものについて情報を交換し、及び討議すること。 (c) 投資に関連するその他の事項であつてこの協定に係るものについて討議すること。	2 委員会は、必要に応じ、この協定の機能を強化し、又はこの協定の目的を達成するため、コンセンサス方式による決定により、両締約国に対して適当な勧告を行うことができる。 3 委員会は、両締約国の代表者から成る。委員会は、両締約国の同意が得られる場合には、両締約国政府以外の関係団体の代表者であつて、討議する問題に関連する必要な専門知識を有するものを招請すること及び民間部門との共同会合を開催することができる。 4 委員会は、任務を遂行するため自己の手続規則を定める。 5 委員会は、小委員会を設置し、当該小委員会に対して特定の作業を委任することができる。 6 委員会は、いずれかの締約国の要請があつた場合には、会合する。	第四章 最終規定 第二十八条 見出し この協定中の章及び条の見出しは、引用上の便宜のためにのみ付されたものであつて、この協定の解釈に影響を及ぼすものではない。 第二十九条 協定の適用範囲 1 この協定は、一方の締約国の投資家の投資財産であつて、この協定の効力発生の前に他方の締約国の領域において当該他方の締約国の法令に従つて取得されたものについても適用する。 2 この協定の終了の日の前に取得された投資財産に関しては、この協定の規定は、この協定の終了の日から更に十年の期間引き続き効力を有する。 3 この協定は、この協定の効力発生の前に生じた事態に起因する請求については、適用しない。	第三十条 見直し 両締約国は、いずれか一方の締約国の要請があつた場合には、両締約国間の投資を更に促進し、及び漸進的に自由化することを目的として、この協定の見直しを行う。 第三十一条 効力発生 両締約国は、この協定の効力発生のために必要とされるそれぞれの国内手続の完了を外交上の経路を通じて相互に通告する。この協定は、双方の通告が受領された日のうちいずれか遅い方の日の後三十日目の日に効力を生ずる。 第三十二条 有効期間及び終了 1 この協定は、この協定の効力発生の後十年の期間効力を有するものとし、その後は、2に定めるところから従つて終了する時まで引き続き効力を有する。 2 いずれの一方の締約国も、一年前に他方の締約国に対して書面による通告を行うことにより、最初の十年の期間の終わりに、又はその後いつでも、この協定を終了させることができる。	1 この協定は、一方の締約国の投資家の投資財
改正することができる。改正は、第三十一条に規定するところにより効力を生ずる。 以上の証拠として、下名は、各自の政府から正當に委任を受けてこの協定に署名した。 二千二十五年二月六日に東京で、ひとしく正文である日本語及び英語により本書一通を作成した。	日本国のために 竹内一之 ザンビア共和国のために チボカ・ムレンガ 審査報告書 投資の自由化、促進及び保護に関する日本国とタジキスタン共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件 右は多数をもつて承認すべきものと議決した。 よつて要領書を添えて報告する。 令和八年五月十四日 外 交 防 衛 委 員 長 里 見 隆 治 参 議 院 議 長 関 口 昌 一 殿	要領書 一、委員会の決定の理由 この協定は、我が国とタジキスタン共和国との間で、投資に関する内国民待遇及び最恵国待遇など、投資の自由化、促進及び保護に関する法的枠組みを定めるものである。この協定の締結は、両国間の経済関係の更なる緊密化に資するものと期待されるので、おおむね妥当な措置と認める。 一、費用 別に費用を要しない。 投資の自由化、促進及び保護に関する日本国とタジキスタン共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件 右は本院において承認することを議決した。 よつて国会法第八十三条により送付する。 令和八年四月二十三日 衆 議 院 議 長 森 英 介 参 議 院 議 長 関 口 昌 一 殿	投資の自由化、促進 投資の自由化、促進及び保護に関する日本国とタジキスタン共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件 投資の自由化、促進及び保護に関する日本国とタジキスタン共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件 投資の自由化、促進及び保護に関する日本国とタジキスタン共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件 投資の自由化、促進及び保護に関する日本国とタジキスタン共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件 投資の自由化、促進及び保護に関する日本国とタジキスタン共和国(以下「両締約国」という。))は、 両締約国間の経済関係を強化するために投資を更に促進することを希望し、 一方の締約国の投資家による他方の締約国の区域における投資を拡大するための安定した、衡平な、良好な及び透明性のある条件を更に作り出すことを意図し、 両締約国において投資家の発意を促し、及び繁	投資の促進及び保護に関する日本国とザンビア共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件

を促進する上で投資の漸進的な自由化を図ることが一層重要になっていることを認識し、

一般に適用される健康上、安全上及び環境上の措置を緩和することなしに、これらの目的を達成することが可能であることを認識し、

両締約国間の投資を促進する上で労働者と使用者との間の協動的な関係が重要であることを認識して、

次のとおり協定した。

第一章 投資

第一条 定義

この協定の適用上、

(a) 「投資財産」とは、投資家が直接又は間接に所有し、又は支配している全ての種類の資産をいい、次のものを含む。

- (i) 企業及び企業の支店
- (ii) 株式、出資その他の形態の企業の持分
- (iii) 債券、社債、貸付金その他の債務証書
- (iv) 先物、オプションその他の派生商品
- (v) 契約(完成後引渡し、建設、経営、生産又は利益配分に関する契約を含む)に基づく権利
- (vi) 金銭債権及び金銭的価値を有する契約に基づく給付の請求権
- (vii) 知的財産権(著作権及び関連する権利、特許権並びに実用新案、商標、意匠、集積回路の回路配置、植物の新品種、営業用の名称、原産地表示又は地理的表示及び開示されていない情報に関する権利を含む)。
- (viii) 法令又は契約によつて与えられる権利(例えば、特許、免許、承認、許可。天然資源の探査及び採掘のための権利を含む)。
- (ix) 他の全ての資産(有体であるか無体であ

るか問わず、また、動産であるか不動産であるかを問わない。)及び賃借権、抵当権、先取特権、質権その他の関連する財産権

投資財産には、投資財産から生ずる価値、特に、利益、利子、資本利得、配当、使用料及び手数料を含む。投資される資産の形態の変更は、その投資財産としての性質に影響を及ぼすものではない。

(b) 「投資に関する合意」とは、一方の締約国の中央又は地方の政府又は当局と他方の締約国の投資家又はその投資財産であつて当該一方の締約国の区域にある企業であるものとの間の書面合意であり、当該投資家又は当該投資財産が当該一方の締約国における投資財産の設立又は取得に当たり依拠するものをいう。

注釈 「書面合意」とは、両当事者によつて作成される書面による合意であつて、当該両当事者の間に権利及び義務を創設し、かつ、第二十四条 11(b)の規定に基づき準拠法により当該両当事者に対して拘束力を有するもの(単一の文書によるものであるか、複数の文書によるものであるかを問わない。)をいう。

(i) 行政当局若しくは司法当局の一方的な行為(例えば、締約国がその規制権限のみに基づいて与える許可、免許又は承認又は政令、命令若しくは判決のみをもつて、書面合意であるとはされない。

れない。

(c) 「締約国の投資家」とは、次の者であつて、他方の締約国の区域において投資を行おうとし、行つており、又は既に行つたものを用う。

(i) 一方の締約国の法令によりその国籍を有する自然人

(ii) 一方の締約国の企業

(d) 「企業」とは、営利目的であるかどうかを問わず、また、民間又は政府のいずれが所有し、又は支配しているかを問わず、関係法令に基づいて適正に設立され、又は組織される法人その他の事業体(社団、信託、組合、個人企業、合併企業、団体、組織及び会社を含む)をいう。

(e) 「締約国の企業」とは、締約国の関係法令に基づいて適正に設立され、又は組織される企業をいう。

(f) 「投資活動」とは、投資財産の設立、取得、拡張、運営、経営、維持、使用、享有及び売却その他の処分をいう。

(g) 「区域」とは、それぞれの締約国について、当該締約国の領域並びに当該締約国が国際法に従い主権的権利又は管轄権を行使する排他的経済水域及び大陸棚をいう。

(h) 「現行の」とは、この協定の効力発生の日において効力を有することをいう。

(i) 「自由利用可能通貨」とは、国際通貨基金協定に定義する自由利用可能通貨をいう。

(j) 「世界貿易機関設立協定」とは、千九百九十四年四月十五日にマラケシュで作成された世界貿易機関を設立するマラケシュ協定をいう。

(k) 「貿易関連知的所有権協定」とは、世界貿易機関設立協定附属書一 C 知的所有権の貿易関連の側面に関する協定をいう。

(l) 「申立人」とは、一方の締約国の投資家であつて、他方の締約国との間の投資紛争の当事者であるものをいう。

(m) 「被申立人」とは、投資紛争の当事者である締約国をいう。

(n) 「双方の紛争当事者」とは、申立人又は被申立人をいう。

(o) 「紛争当事者」とは、申立人及び被申立人をいう。

(p) 「非紛争締約国」とは、投資紛争の当事者でない締約国をいう。

(q) 「ICSID」とは、投資紛争解決国際センターをいう。

(r) 「ICSID 条約」とは、千九百六十五年三月十八日にワシントンで作成された国家と他の国家の国民との間の投資紛争の解決に関する条約をいう。

(s) 「ニューヨーク条約」とは、千九百五十八年六月十日にニューヨークで作成された外国仲裁判断の承認及び執行に関する条約をいう。

(t) 「UNCITRAL 仲裁規則」とは、国際連合国際商取引法委員会の仲裁規則をいう。

第二条 内国民待遇

1 一方の締約国は、自国の区域において、投資活動に関し、他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、同様の状況において自国の投資家及びその投資財産に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。

2 1 の規定は、一方の締約国が、自国の区域における他方の締約国の投資家の投資活動に関し

て特別な手続を定める措置を採用し、又は維持することを妨げるものと解してはならない。ただし、当該手続は、この協定に基づく当該他方の締約国の投資家の権利を実質的に害するものであってはならない。	第三条 最恵国待遇 一方の締約国は、自国の区域において、投資活動に関し、他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、同様の状況において第三国の投資家及びその投資財産に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。	注釈 この条に規定する待遇には、国際協定に規定する国際的な紛争解決のための手続又は制度を含まない。	第四条 一般的待遇 一方の締約国は、自国の区域において、他方の締約国の投資家の投資財産に対し、国際慣習法に基づき待遇（公正かつ衡平な待遇並びに十分な保護及び保障を含む。）を与える。	第五条 裁判所の裁判を受ける権利 一方の締約国は、自国の区域において、他方の締約国の投資家の権利の行使及び擁護のため全ての審級にわたり裁判所の裁判を受け、及び行政機関に対して申立てをする権利に関し、当該他方の締約国の投資家に對し、同様の状況において自国の投資家又は第三国の投資家に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。	第六条 特定措置の履行要求の禁止 1 いずれの一方の締約国も、自国の区域における締約国又は第三国の投資家の投資活動に関し、次の事項の要求を課し、又は強制することができず、また、当該事項を約束し、又は履行することを強制することができない。
(a) 一定の水準又は割合の物品又はサービスを輸出すること。 (b) 一定の水準又は割合の現地調達を達成すること。 (c) 自国の区域において生産された物品若しくは提供されたサービスを購入し、利用し、若しくは優先し、又は自国の区域内の自然人若しくは企業から物品若しくはサービスを購入すること。 (d) 輸入数量又は輸入価額を、輸出数量若しくは輸出価額と又は当該投資家の投資財産に関連する外国為替の流入の量と何らかの形で関連付けること。 (e) 当該投資家の投資財産により生産される物品又は提供されるサービスの自国の区域における販売を、輸出数量若しくは輸出価額と又は外国為替収入と何らかの形で関連付けることにより制限すること。 (f) 輸出又は輸出のための販売を制限すること。 (g) 特定の国籍を有する自然人を役員、理事又は取締役任命すること。 (h) 当該投資家と自国の区域内の自然人又は企業との間で任意に締結されるライセンス契約（既に締結されたものかどうかを問わない。）について次の事項を採用すること。ただし、当該一方の締約国が政府の権限の行使として、次の事項の要求を課し、又は次の事項を約束し、若しくは履行することを強制する場合に限る。 (i) 当該ライセンス契約の下での使用料に係る一定の率又は額 (ii) 当該ライセンス契約の有効期間に係る一					
定の期間 注釈 この(h)に規定する「ライセンス契約」とは、技術、製造工程その他の財産的価値を有する知識の移転に関するライセンス契約をいう。 (i) 技術、製造工程その他の財産的価値を有する知識を自国の区域内の自然人又は企業に移転すること。 (j) 自国の区域に当該投資家の特定地域又は世界市場に向けた事業本部を設置すること。 (k) 一定の数又は割合の自国民を雇用すること。 (l) 自国の区域において一定の水準又は価額の研究開発を達成すること。 (m) 当該投資家が生産する物品又は当該投資家が提供するサービスの一又は二以上を、特定地域又は世界市場に向けて自国の区域のみから供給すること。					
(d) 当該投資家の投資財産により生産される物品又は提供されるサービスの自国の区域における販売を、輸出数量若しくは輸出価額と又は外国為替収入と何らかの形で関連付けることにより制限すること。 (e) 輸出又は輸出のための販売を制限すること。 3(a) 2のいかなる規定も、一方の締約国が、自国の区域における締約国又は第三国の投資家の投資活動に関し、利益の享受又はその継続のための条件として、自国の区域において、生産拠点を設け、サービスを提供し、労働者を訓練し、若しくは雇用し、特定の施設を建設し、若しくは拡張し、又は研究開発を行うことを要求し、これに従うことを求めることを妨げるものと解してはならない。 (b) 1(h)及び(i)の規定は、競争法についての申し立てられた違反に係る救済措置として司法裁判所、行政裁判所又は競争当局が1(h)若しくは(i)に規定する事項の要求を課し、又は当該事項を約束し、若しくは履行することを強制する場合には、適用しない。 (c) 1(i)の規定は、貿易関連知的所有権協定に反しない態様で行われる知的財産権の移転に関する要求である場合には、適用しない。 (d) 2(a)及び(b)の規定は、輸入締約国が物品の内容に関して課する要件であつて、特恵的な関税又は特恵的な割当ての適用を受けるために必要なものについては、適用しない。 4 1及び2の規定は、これらの規定に定める要求以外のいかなる要求についても、適用しない。					

1 第二条、第三条及び前条の規定は、次のものについては、適用しない。 (a) 次の機関により維持されるこれらの規定に適合しない現行の措置であつて、附属書Ⅰの各締約国の表に記載するもの (i) 締約国の中央政府 (ii) 日本国の都道府県又はタジキスタン共和国の地域 (b) (a)(ii)に規定する都道府県又は地域以外の地方府により維持されるこれらの規定に適合しない現行の措置 (c) (a)及び(b)に規定する適合しない措置の継続又は即時の更新 (d) (a)及び(b)に規定する適合しない措置の改正又は修正(当該改正又は修正の直前における当該措置と第二条、第三条及び前条の規定との適合性の水準を低下させない場合に限る。)	野若しくは活動に関する新たな若しくは一層制限的な措置を採用する場合には、その改正若しくは修正又は当該新たな若しくは一層制限的な措置の実施の前に(例外的な状況においてはその後でできる限り速やかに)、次のことを行う。 (a) 当該改正若しくは修正又は当該新たな若しくは一層制限的な措置の詳細な情報を他方の締約国に通報すること。 (b) 他方の締約国の要請があつた場合には、相互の満足を確認することを目的として当該他方の締約国と誠実に協議を行うこと。	3 1及び2の規定は、締約国に対し、秘密の情報であつて、その開示が法令の実施を妨げ、若しくは公共の利益に反することとなり、又はプライバシー若しくは正当な商業上の利益を害することとなるものの開示を義務付けるものと解してはならない。	(a) 公共の目的のためのものであること。 (b) 差別的なものでないこと。 (c) 2から5までの規定に従つて行われる迅速、適当かつ実効的な補償の支払を伴うものであること。 (d) 正当な法的手続に従つて実施するものであること。
2 第二条、第三条及び前条の規定は、締約国が附属書Ⅱの自国の表に記載する分野、小分野又は活動に関して採用し、又は維持する措置については、適用しない。 3 いずれの一方の締約国も、附属書Ⅱの自国の表の対象となる措置をこの協定の効力発生の日の後に採用する場合には、他方の締約国の投資家に対し、その国籍を理由として、当該措置が効力を生じた時点で存在する投資財産を売却その他の方法で処分することを要求してはならない。 4 一方の締約国は、この協定の効力発生の日の後に、附属書Ⅰの自国の表に記載する現行の適合しない措置を改正し、若しくは修正する場合又は附属書Ⅱの自国の表に記載する分野、小分	5 各締約国は、適当な場合には、附属書Ⅰ及び附属書Ⅱの自国の表に掲げる適合しない措置を削減し、又は撤廃するよう努める。 6 第二条及び第三条の規定は、貿易関連知的所有権協定第三条及び第四条の規定に基づく義務の例外又は特別の取扱い(貿易関連知的所有権協定第三条から第五条までに明示的に規定するもの)の対象となるいかなる措置についても、適用しない。 7 第二条、第三条及び前条の規定は、締約国が政府調達に関して採用し、又は維持するいかなる措置についても、適用しない。	9 各締約国は、緊急の場合又は純粹に軽微な場合を除くほか、自国の法令に従い、この協定の対象となる事項に影響を及ぼす一般に適用される規制を設定し、改正し、又は廃止する前に、公衆による意見提出のための合理的な機会を与えるよう努める。	2 補償は、収用が公表された時又は収用が行われた時のいずれか早い方の時における収用された投資財産の公正な市場価格に相当するものでなければならぬ。公正な市場価格には、収用が事前に公に知られることにより生じた価格の変化を反映させてはならない。 3 補償については、遅滞なく支払うものとし、収用の日から支払の日までに発生した商業的に妥当な金利に基づく利子を含むものとし、実際に換価すること及び自由に移転することができるものとする。
2 第二条、第三条及び前条の規定は、締約国が附属書Ⅱの自国の表に記載する分野、小分野又は活動に関して採用し、又は維持する措置については、適用しない。 3 いずれの一方の締約国も、附属書Ⅱの自国の表の対象となる措置をこの協定の効力発生の日の後に採用する場合には、他方の締約国の投資家に対し、その国籍を理由として、当該措置が効力を生じた時点で存在する投資財産を売却その他の方法で処分することを要求してはならない。 4 一方の締約国は、この協定の効力発生の日の後に、附属書Ⅰの自国の表に記載する現行の適合しない措置を改正し、若しくは修正する場合又は附属書Ⅱの自国の表に記載する分野、小分	1 各締約国は、自国の法令、行政上の手続、一般に適用される行政上及び司法上の決定並びに国際協定であつて、この協定の実施及び運用に関連し、又は影響を及ぼすものを速やかに公表し、又は公に入手可能なものとする。 2 一方の締約国は、他方の締約国の要請があつた場合には、1に規定する事項に関し、速やかに、当該他方の締約国の個別の質問に応じ、及び当該他方の締約国に対して情報を提供する。	10 腐敗行為の防止に関する措置 各締約国は、自国の法令に従い、この協定の対象となる事項に関する腐敗行為を防止し、及び阻止するために、措置をとり、及び努力を払うことを確保する。 11 投資家の入国、滞在及び居住 一方の締約国は、投資活動を行うことを目的として自国の領域に入国し、及び滞在することを希望する他方の締約国の国籍を有する自然人、当該他方の締約国の企業が雇用する従業員並びに当該他方の締約国の企業の役員、理事及び取締役の入国、滞在及び居住に係る申請に対し、自国の法令に従い、好意的な考慮を払う。	4 支払が自由利用可能通貨によつて行われる場合には、支払われる補償には、収用の日から支払の日までに発生した利子であつて、当該自由利用可能通貨についての商業的に妥当な金利に基づくものを含める。 5 締約国が自由利用可能通貨以外の通貨によつて支払うことを選択する場合には、支払われる補償は、(a)に規定する市場価格に(b)に規定する利子を加えた額を支払ひの日における為替相場により当該自由利用可能通貨以外の通貨に換算した額を下回らないものとする。
2 一方の締約国は、他方の締約国の要請があつた場合には、1に規定する事項に関し、速やかに、当該他方の締約国の個別の質問に応じ、及び当該他方の締約国に対して情報を提供する。	1 各締約国は、自国の法令、行政上の手続、一般に適用される行政上及び司法上の決定並びに国際協定であつて、この協定の実施及び運用に関連し、又は影響を及ぼすものを速やかに公表し、又は公に入手可能なものとする。 2 一方の締約国は、他方の締約国の要請があつた場合には、1に規定する事項に関し、速やかに、当該他方の締約国の個別の質問に応じ、及び当該他方の締約国に対して情報を提供する。	12 収用及び補償 1 いずれの一方の締約国も、自国の区域にある他方の締約国の投資家の投資財産の収用若しくは国有化又はこれに対する収用若しくは国有化と同等の措置(以下「収用」という。)を実施してはならない。ただし、次の全ての要件を満たす場合は、この限りでない。	(a) 収用の日における公正な市場価格であつて、その日の市場における為替相場により自由利用可能通貨に換算したもの

(b) 収用の日から支払の日までに発生した利子であつて、(a)の自由利用可能通貨についての商業的に妥当な金利に基づくもの 6 この条の規定は、貿易関連知的所有権協定に基づき知的財産権に関する強制実施許諾の付与又は知的財産権の取消し、制限若しくは創設については、当該付与又は当該取消し、制限若しくは創設が貿易関連知的所有権協定に適合する限りにおいて、適用しない。	1 一方の締約国は、武力紛争又は自国の区域における緊急事態(例えば、革命、暴動、国内争乱その他これらに類する事件)により、自国の区域にある投資財産に関連する損失又は損害を被った他方の締約国の投資家に対し、原状回復、損害賠償、補償その他の解決方法に関し、自国の投資家又は第三国の投資家に与える待遇のうち当該他方の締約国の投資家にとっていずれか有利なものよりも不利でない待遇を与える。	2 1に規定する解決方法の手段としての支払が行われる場合には、当該支払については、実際に換価すること、自由に移転すること及び市場における為替相場により自由利用可能通貨に自由に交換することができるものとする。 3 いずれの締約国も、第十六条2の規定に従つてとる措置を理由として、1の規定に基づく義務を免除されない。 第十四条 代位 一方の締約国又はその指定する機関が、自国の投資家に対し、他方の締約国の区域にある当該投資家の投資財産に関連する損害の填補に係る契約、保証契約又は保険契約に基づいて支払を行う
場合には、当該他方の締約国は、当該支払の原因となつた当該投資家の権利又は請求権の当該一方の締約国又はその指定する機関への移転を承認し、かつ、当該一方の締約国又はその指定する機関が、代位により、当該投資家の当初の権利又は請求権と内容及び範囲において同じ権利又は請求権を行使する権利を有することを承認する。当該権利又は請求権の移転に基づき当該一方の締約国又はその指定する機関に対して行われる支払及び当該支払に係る資金の移転については、前二条及び次条の規定を準用する。	第十五条 資金の移転 1 一方の締約国は、自国の区域にある他方の締約国の投資家の投資財産に関連する全ての資金の移転が、自国の区域に向け又は自国の区域から、自由に、かつ、遅滞なく行われることを確保する。この資金の移転には、特に次のものの移転を含める。 (a) 当初の資金及び投資財産を維持し、又は増大させるための追加的な資金 (b) 利益、利子、資本利得、配当、使用料、手数料その他の投資財産から生ずる収益 (c) 契約に基づいて行われる支払であつて、投資財産に関連するもの(融資の返済を含む。) (d) 投資財産の全部又は一部の売却又は清算によつて得られる収入 (e) 当該一方の締約国の区域にある投資財産に関連する活動に従事する当該一方の締約国外から赴任した者が得る収入その他の報酬 (f) 第十二条及び第十三条の規定に従つて行われる支払 (g) 紛争の結果として生ずる支払 2 各締約国は、更に、資金の移転が遅滞なく、	2 各締約国は、更に、資金の移転が遅滞なく、
かつ、自由利用可能通貨により当該資金の移転の日の市場における為替相場で行われることを確保する。 3 1及び2の規定にかかわらず、締約国は、次の事項に関する自国の法令を衡平、無差別かつ誠実に適用する場合には、資金の移転を遅らせ、又は妨げることができる。 (a) 破産、支払不能又は債権者の権利の保護 (b) 証券、先物、オプション又は派生商品の発行、交換又は取引 (c) 刑事犯罪 (d) 法執行当局又は金融規制当局を支援するために必要である場合には、通貨その他の支払手段の移転に関する報告又は記録の保存 (e) 裁決手続における命令又は判決の履行の確保	第十六条 一般的例外及び安全保障のための例外 1 この協定のいかなる規定も、一方の締約国が次の措置を採用し、又は実施することを妨げるものと解してはならない。ただし、これらの措置を、自国の区域における他方の締約国の投資家及びその投資財産に対する恣意的若しくは不当な差別の手段又は偽装した制限となることとなる態様で適用しないことを条件とする。 (a) 人、動物又は植物の生命又は健康の保護のために必要な措置 (b) 公衆の道徳の保護又は公の秩序の維持のために必要な措置。もつとも、公の秩序を理由とする例外は、社会の基本的な利益のうちいずれかに対し真正かつ重大な脅威がもたらされる場合に限り、援用することができる。 (c) この協定に反しない法令の遵守を確保する	(c) この協定に反しない法令の遵守を確保する
ために必要な措置。この措置には、次の事項に関する措置を含む。 (i) 欺まんの若しくは詐欺的な行為の防止又は契約の不履行がもたらす結果の処理 (ii) 個人の情報を処理し、及び公表することに関連するプライバシーの保護又は個人の記録及び勘定の秘密の保護 (iii) 安全 (d) 美術的、歴史的又は考古学的価値のある国家的財産の保護のためにとる措置 2 第十三条3の規定に従うことを条件として、この協定のいかなる規定も、締約国が次の措置を採用し、又は実施することを妨げるものと解してはならない。 (a) 自国の安全保障上の重大な利益の保護のために必要であると認める措置。この措置には、次の措置を含む。 (i) 戦時、武力紛争の時その他の自国又は国際関係における緊急時にとる措置 (ii) 兵器の不拡散に係る国内政策又は国際協定の実施に関連してとる措置 (b) 国際の平和及び安全の維持のため国際連合憲章に基づく義務に従つてとる措置 3 この協定のいかなる規定も、締約国に対し、その開示が自国の安全保障上の重大な利益に反すると当該締約国が決定する情報の提供又は当該情報へのアクセスを要求するものと解してはならない。 4 締約国は、2の規定に基づいてこの協定に基づく義務に適合しない措置をとる場合であつても、当該義務を回避するための手段として当該措置を用いてはならない。	(a) 自国の安全保障上の重大な利益の保護のために必要であると認める措置。この措置には、次の措置を含む。 (i) 戦時、武力紛争の時その他の自国又は国際関係における緊急時にとる措置 (ii) 兵器の不拡散に係る国内政策又は国際協定の実施に関連してとる措置 (b) 国際の平和及び安全の維持のため国際連合憲章に基づく義務に従つてとる措置 3 この協定のいかなる規定も、締約国に対し、その開示が自国の安全保障上の重大な利益に反すると当該締約国が決定する情報の提供又は当該情報へのアクセスを要求するものと解してはならない。 4 締約国は、2の規定に基づいてこの協定に基づく義務に適合しない措置をとる場合であつても、当該義務を回避するための手段として当該措置を用いてはならない。	4 締約国は、2の規定に基づいてこの協定に基づく義務に適合しない措置をとる場合であつても、当該義務を回避するための手段として当該措置を用いてはならない。

第十七条 一時的なセーフガード措置 1 いずれの締約国も、次のいずれかの場合には、国境を越える資本取引及び投資財産に関連する取引のための支払又は資金の移転(第十五条に規定する資金の移転を含む。)について制限的な措置を採用し、又は維持することができ (a) 国際収支及び対外支払に関して重大な困難が生じ、又は生ずるおそれがある場合 (b) 資本の移動が経済全般の運営、特に金融政策及び為替政策に重大な困難をもたらし、又はもたらすおそれがある例外的な場合 2 1に規定する制限的な措置は、次の全ての要件を満たすものとする。 (a) 他方の締約国に対し、第三国よりも不利でない待遇を与えるよう適用されるものであること。 (b) 国際通貨基金協定に適合するものであること。 (c) 1に規定する状況に対処するために必要な限度を超えないものであること。 (d) 一時的なものであり、かつ、1に規定する状況が改善するに伴い漸進的に廃止されるものであること。 (e) 他方の締約国に対して速やかに通報されるものであること。 (f) 他方の締約国の商業上、経済上又は金融上の利益に対して不必要な損害を与えることを避けるものであること。 3 一方の締約国は、1の規定に基づく措置を採用した場合において、他方の締約国の要請があったときは、自国が採用した制限の見直しのため、当該他方の締約国と協議を開始する。	第十八条 信用秩序の維持のための措置 1 この協定の他の規定にかかわらず、締約国は、信用秩序の維持のための金融サービスに関連する措置(投資家、預金者、保険契約者若しくは信託上の義務を金融サービスを提供する企業が負う者を保護し、又は金融システムの健全性及び安定性を確保するための措置を含む。)をとることを妨げられない。 2 締約国は、1の規定に基づいてとる措置がこの協定に適合しない場合には、当該措置をこの協定に基づく当該締約国の義務を回避するための手段として用いてはならない。 第十九条 知的財産権 1 両締約国は、知的財産権への十分かつ効果的な保護を与え、及び確保し、並びに知的財産の保護に関する制度の効率性及び透明性を促進する。この目的のため、両締約国は、いずれか一方の締約国の要請があった場合には、速やかに協議する。各締約国は、その協議の結果に基づき、他方の締約国の投資家の投資財産に悪影響を及ぼしていると認められる要因を除去するために、自国の法令に従い、適当な措置をとる。 2 この協定のいかなる規定も、知的財産権の保護に関する多数国間協定であつて両締約国が当事国であるものに基づく両締約国の権利及び義務に影響を及ぼすものではない。 3 この協定のいかなる規定も、いずれか一方の締約国に対し、知的財産権の保護に関する多数国間協定であつて自国が当事国であるものにより第三国の投資家及びその投資財産に与えている待遇を、他方の締約国の投資家及びその投資財産に与えることを義務付けるものと解してはならない。	第二十条 租税に係る課税措置 1 この協定のいかなる規定も、租税条約に基づく締約国の権利及び義務に影響を及ぼすものではない。この協定と当該租税条約とが抵触する場合には、その抵触の限りにおいて、当該租税条約が優先する。 2 第二条及び第三条の規定は、租税に係る課税措置については、適用しない。 第二十一条 健康、安全及び環境に関する措置並びに労働基準 一方の締約国は、健康、安全若しくは環境に関する自国の措置の緩和又は自国の労働基準の引下げを通じて他方の締約国及び第三国の投資家による投資を奨励することが適当でないことを認める。一方の締約国は、自国の区域における他方の締約国及び第三国の投資家による投資財産の設立、取得又は拡張を奨励する手段として当該措置又は当該基準の適用の免除その他の逸脱措置を行うべきではない。 第二十二条 利益の否認 1 一方の締約国は、他方の締約国の投資家であつて当該他方の締約国の企業であるものが第三国の投資家によつて所有され、又は支配されており、かつ、次のいずれかの場合に該当するときは、当該他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、この協定による利益を否認することができる。 (a) 当該一方の締約国が当該第三国と外交関係を有していない場合 (b) 当該第三国に関する措置であつて、当該他方の締約国の企業との取引を禁止するもの又は当該他方の締約国の企業若しくはその投資	財産に対してこの協定による利益を与えることにより当該措置に違反し、若しくは当該措置を阻害することとなるものを当該一方の締約国が採用し、又は維持する場合 2 一方の締約国は、他方の締約国の投資家であつて当該他方の締約国の企業であるものが第三国又は自国の投資家によつて所有され、又は支配されており、かつ、当該他方の締約国の企業が当該他方の締約国の区域において実質的な事業活動を行っていないときは、当該他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、この協定による利益を否認することができる。 3 この条の規定の適用上、 (a) 企業が投資家によつて「所有」されるとは、当該投資家が当該企業の五十パーセントを超える持分を受益者として所有する場合をいう。 (b) 企業が投資家によつて「支配」されるとは、当該投資家が当該企業の役員の過半数を指名し、又は当該企業の活動につき法的に指示する権限を有する場合をいう。 第三章 紛争解決 第二十三条 両締約国間の紛争の解決 1 一方の締約国は、この協定の実施に影響を及ぼす問題に関して他方の締約国が行う申入れに対し好意的な考慮を払うものとし、かつ、当該申入れに関する協議のための適当な機会を与える。 2 この協定の解釈及び適用に関する両締約国間の紛争であつて、外交交渉によつても満足な調整に至らなかったものは、仲裁委員会に決定のため付託する。仲裁委員会は、紛争ごとに次の
---	--	--	---

方法によって構成する。各締約国は、いずれか一方の締約国が他方の締約国から当該紛争の仲裁を要請する公文を受領した日から六十日以内に、各一人の仲裁委員を任命する。このようにして任命された二人の仲裁委員は、両締約国の承認により仲裁委員長となる者として任命される第三の仲裁委員を選定する。ただし、当該第三の仲裁委員は、いずれかの締約国の国民であってはならない。仲裁委員長は、他の二人の仲裁委員の任命の日から六十日以内に任命される。	場合には、両者は、まず、協議及び交渉（拘束力を有しない第三者による手続の利用を含めることができる。）を通じて当該投資紛争を解決するよう努めるべきである。 2 一方の紛争当事者が、協議及び交渉によって投資紛争が解決されないと認める場合には、申立人は、次のことを行うことができる。 (a) 自己のために、次の事項から成る請求をこの条の規定による仲裁に付託すること。 (i) 被申立人が次のいずれかに違反したと。 (A) 前章の規定に基づく義務 (B) 当該申立人が当事者である投資に関する合意 (ii) (i)に規定する違反を理由とする又はその違反から生ずる損失又は損害を当該申立人が被ったこと。 (b) 当該申立人が直接又は間接に所有し、又は支配している法人である被申立人の企業のために、次の事項から成る請求をこの条の規定による仲裁に付託すること。 (i) 被申立人が次のいずれかに違反したと。 (A) 前章の規定に基づく義務 (B) 当該企業が当事者である投資に関する合意 (ii) (i)に規定する違反を理由とする又はその違反から生ずる損失又は損害を当該企業が被ったこと。 3 申立人は、被申立人に対し、この条の規定による仲裁に請求を付託する少なくとも九十日前に、そのような付託の意図の書面による通知	（以下「付託の意図の通知」という。）を送付する。付託の意図の通知には、次の事項を明記する。 (a) 当該申立人の氏名又は名称及び住所並びに2(b)の規定によって付託する請求の場合には2(b)に規定する企業の名称、住所及び設立場所 (b) 各請求について、違反があったとされる前章の条項又は投資に関する合意の条項その他関連する条項 (c) 各請求に関する法的根拠及び事実に係る根拠 (d) 当該申立人が求める救済手段及び損害賠償請求額の概算 4 申立人は、請求を生じさせる事態の発生から六箇月が経過したことを条件として、2に規定する請求を次のいずれかの仲裁に付託することができる。 (a) ICSID条約による仲裁。ただし、両締約国がICSID条約の当事国である場合に限り。 (b) UNCITRAL仲裁規則による仲裁 (c) 紛争当事者が合意する場合に、他の仲裁機関又は仲裁規則による仲裁 5 この条の規定による仲裁については、請求は、次のいずれかの時に付託されたものとみなす。 (a) 申立人による仲裁の請求であつて、ICSID条約第三十六条1に規定するものをICSID事務局長が受領した時 (b) 申立人による仲裁に関する通知であつて、UNCITRAL仲裁規則第三条に規定する	ものを、UNCITRAL仲裁規則第二十条に規定する請求の陳述書とともに被申立人が受領した時 (c) 4(c)の規定により他の仲裁機関又は仲裁規則による仲裁が選択された場合には、申立人による当該仲裁に関する通知を被申立人が受領した時。ただし、当該仲裁機関又は当該仲裁規則において別段の定めがある場合は、この限りでない。 (a)に規定する仲裁の請求並びに(b)及び(c)に規定する仲裁に関する通知は、以下「仲裁の通知」という。 6 各締約国は、この協定の規定に従つてこの条の規定による仲裁に請求を付託することに同意する。2(a)(i)(B)又は(b)(i)(B)の規定に従つて請求が付託される場合において、投資に関する合意が紛争解決の場を指定する規定を定めるときは、当該規定は、当該投資に関する合意の違反を主張する請求について前段に規定する同意の取消し又は排除と解してはならない。 7 6の規定にかかわらず、この条の規定による仲裁への請求の付託は、申立人が2の規定によつて申し立てられる違反が発生したこと及び2(a)の規定によつて付託する請求の場合には申立人、2(b)の規定によつて付託する請求の場合には2(b)に規定する企業が損失又は損害を被ったことを知った又は知るべきであつた最初の日から三年が経過した場合には、行うことができない。 8 この条の規定による仲裁への請求の付託は、次のいずれかの場合に該当するときを除くほか、行うことができない。
1 申立人と被申立人との間に投資紛争が生ずる 2に定める必要な任命が2に規定する期間内に行われなかった場合には、いずれの締約国も、別段の合意がある場合を除くほか、ハーグの常設仲裁裁判所事務総長に対し当該任命を行うよう要請することができる。 4 仲裁委員会は、両締約国との協議の後、自己の手続規則を定める。仲裁委員会は、この協定並びに対象となる事項に適用可能な国際法の規則及び原則に従つて紛争について決定を行う。仲裁委員会は、合理的な期間内に投票の過半数による議決で決定を行う。当該決定は、最終的なものであり、かつ、拘束力を有する。 5 各締約国は、自国が選定した仲裁委員に係る費用及び自国が仲裁に参加する費用を負担する。仲裁委員長がその職務を遂行するための費用及び仲裁委員会の残余の費用は、両締約国が均等に負担する。 第二十四条 一方の締約国と他方の締約国の投資家との間の投資紛争の解決	3 申立人と被申立人との間に投資紛争が生ずる	投資の自由化、促進及び保護に関する日本国とタジキスタン共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件	四五

(a) 2 (a)の規定によつて付託する請求については、次の条件を満たす場合 (i) 申立人が、この条に定める手続による仲裁に書面により同意すること。 (ii) 申立人が、いずれかの締約国の法律の下にある行政裁判所若しくは司法裁判所又は他の紛争解決手続において、2 (a) (i)に規定する違反を構成するとされる措置に関する手続を開始し、又は継続する権利を書面により放棄すること。 (b) 2 (b)の規定によつて付託する請求については、次の条件を満たす場合 (i) 申立人及び2 (b)に規定する企業の双方が、この条に定める手続による仲裁に書面により同意すること。 (ii) 申立人及び2 (b)に規定する企業の双方が、いずれかの締約国の法律の下にある行政裁判所若しくは司法裁判所又は他の紛争解決手続において、2 (b) (i)に規定する違反を構成するとされる措置に関する手続を開始し、又は継続する権利を書面により放棄すること。	該申立てに係る手続を継続することができる。 11 (a) 仲裁廷は、2 (a) (i) (A)又は2 (b) (i) (A)の規定により請求が付託される場合には、この協定及び関係する国際法の規則に従つて、係争中の事案について決定する。 (b) 仲裁廷は、2 (a) (i) (B)又は2 (b) (i) (B)の規定により請求が付託される場合には、次のものを適用する。 (i) 関連する投資に関する合意に規定する法規 (ii) 法規が規定されていない場合その他紛争当事者により合意されていない場合には、被申立人の法令(法の抵触に関する規則を含む)。 12 被申立人は、非紛争締約国に次のものを送付する。 (a) 仲裁の通知(仲裁の請求が付託された日の後三十日以内に送付する。) (b) 仲裁において提出された全ての主張書面の写し 13 非紛争締約国は、紛争当事者への書面による通知を行った上で、この協定の解釈に関する問題につき仲裁廷に対して意見を提出することができる。 14 被申立人は、この条の規定による仲裁において、抗弁、反対請求若しくは相殺として、又はその他の目的のために、申立人が申し立てられた損害の全部又は一部に対する填補その他の補償を保険契約又は保証契約に基づいて既に受領したこと又は将来受領することを主張してはならない。 15 仲裁廷は、次の事項についてのみ裁定を下す	ことができる。 (a) 被申立人が、申立人及びその投資財産に関し、前章の規定に基づく義務又は2 (a) (i) (B)若しくは2 (b) (i) (B)に規定する投資に関する合意に基づく義務に違反したかどうか。 (b) 違反があつた場合には、次の救済措置のいずれか一方又は双方 (i) 損害賠償及び適当な利子 (ii) 原状回復。この場合の裁定においては、被申立人が原状回復に代えて損害賠償及び適当な利子を支払うことができることを定めるものとする。 仲裁廷は、仲裁に係る費用及び代理人の報酬についても、適用される仲裁規則に従つて裁定を下すことができる。 16 15の規定に従うことを条件として、2 (b)の規定によつて付託する請求の場合には、 (a) 損害賠償及び適当な利子の支払を命ずる裁定においては、支払が2 (b)に規定する企業に對して行われることを定めるものとする。 (b) 原状回復を命ずる裁定においては、原状回復が2 (b)に規定する企業に對して行われることを定めるものとする。 (c) 裁定においては、自然人又は企業が救済につき関係法令に基づいて有するいかなる権利にも当該裁定が影響を及ぼすものではないことを定めるものとする。 17 被申立人は、次に掲げる情報を除くほか、4の規定により設置される仲裁廷に提出され、又は当該仲裁廷が発する全ての文書(裁定を含む)を時宜を失することなく公に入手可能なものとすることができる。	(a) 業務上の秘密の情報 (b) いずれかの締約国の法令により、特に秘密とされ、又は他の方法により開示から保護される情報 (c) 関連する仲裁規則に従つて不開示としなければならない情報 18 仲裁地は、紛争当事者が別段の合意をする場合を除くほか、ニューヨーク条約の当事国の国内とする。 19 仲裁廷の裁定は、最終的なものであり、かつ、紛争当事者を拘束する。当該裁定は、執行が求められている国における有効な裁定の執行に関する関係法令及び関連する国際法(ICS ID条約及びニューヨーク条約を含む)に従つて執行される。 第二十五条 紛争解決の適用除外 外国為替及び外国貿易法(昭和二十四年法律第二百二十八号。その改正を含む)に基づく日本国の決定であつて、同法に基づく事前届出を要する投資に関するもの(投資の内容の変更又は投資に係る手続の中止の命令を含む)は、この章の紛争解決の規定の対象とならない。 第二十六条 文書の送達 1 この章の規定による仲裁に関する通知その他の文書は、次の送達先への交付により締約国に送達する。 (a) 日本国については、外務省国際法局 (b) タジキスタン共和国については、外務省法務局 2 一方の締約国は、1に規定する当局の名称の変更を速やかに公に入手可能なものとし、他方の締約国に通報する。
9 8 (a)又は2 (b) (ii)の規定に従つて行われる放棄は、仲裁廷が3、4、7若しくは8に規定する要件が満たされないこと又は他の手続上の若しくは管轄権に関する根拠に基づいて請求を却下する場合には、その効力を失う。 10 8 (a) (ii)及び2 (b) (ii)の規定にかかわらず、申立人又は2 (b)に規定する企業は、被申立人の法律の下にある行政裁判所又は司法裁判所において、暫定的な差止めによる救済(損害賠償の支払を伴わないものに限る)の申立てを行い、又は当	15 仲裁廷は、次の事項についてのみ裁定を下す		

3 各締約国は、1及び2に規定する自国の当局の住所を公に入手可能なものとする。 第三章 合同委員会 第二十七条 合同委員会	4 委員会は、任務を遂行するため自己の手続規則を定める。 5 委員会は、小委員会を設置し、当該小委員会に対して特定の作業を委任することができる。 6 委員会は、いずれかの締約国の要請があった場合には、会合する。 第四章 最終規定 第二十八条 見出し	終了の日から更に十年の期間引き続き効力を有する。 5 この協定は、この協定の効力発生の前に生じた事態に起因する請求については、適用しない。 6 附属書は、この協定の不可分の一部を成す。	2 表の留保事項には、次の事項を記載する。 (a) 分野。「分野」には、留保事項が対象とする分野を示す。 (b) 小分野。「小分野」には、記載する場合に、留保事項が対象とする個別の小分野を示す。 (c) 産業分類。「産業分類」には、記載する場合には、適合しない措置の対象となる活動を、国内産業分類又は国際産業分類に従って、透明性の観点からのみ示す。 (d) 関連する義務。「関連する義務」には、1に規定する義務であつて、第七条1(a)の規定に従って、掲げられた措置について適用しないものを特定する。 (e) 措置。「措置」には、留保事項が対象とする法令その他の措置を明示する。「措置」の事項に記載する措置は、(i)この協定の効力発生の日に改正されており、継続しており、又は更新されている措置をいい、また、(ii)当該措置の委任を受けて採用され、又は維持され、かつ、当該措置に適合する補助的な措置を含む。 (f) 概要。「概要」には、適合しない措置を記載し、又は留保事項が対象とする措置の一般的な、かつ、拘束力のない概要を記載する。 3 留保事項の解釈に当たっては、当該留保事項に関する全ての事項を考慮する。留保事項は、当該留保事項が付されるこの協定の関連規定に照らして解釈する。「措置」の事項は、他の全ての事項に優先する。 4 この附属書の適用上、「J S I C」とは、日本国総務省が作成し、二千二十三年七月二十七日に改定した日本標準産業分類をいう。
1 両締約国は、この協定の目的を達成するため、次のことを任務とする合同委員会(以下「委員会」という。)を設置する。 (a) この協定の実施及び運用について討議し、及び見直しを行うこと。 (b) 第七条1の規定に従って維持され、改正され、又は修正された適合しない措置について、その削減又は撤廃に寄与することを目的として見直しを行うこと。 (c) 第七条2の規定に従って採用され、又は維持された適合しない措置について、両締約国の投資家にとって良好な条件の整備を促進することを目的として討議すること。 (d) この協定の範囲内の投資に関連する事項であつて投資環境の整備に関係するものについて情報交換し、及び討議すること。 (e) 投資に関連するその他の事項であつてこの協定に関係するものについて討議すること。 2 委員会は、必要に応じ、この協定の機能を強化し、又はこの協定の目的を達成するため、コンセンサス方式による決定により、両締約国に対して適当な勧告を行うことができる。 3 委員会は、両締約国の代表者から成る。委員会は、両締約国の同意が得られる場合には、両締約国の政府以外の関係団体の代表者であつて、討議する問題に関連する必要な専門知識を有するものを招請すること及び民間部門との共同会合を開催することができる。	この協定中の章及び条の見出しは、引用上の便宜のためにのみ付されたものであつて、この協定の解釈に影響を及ぼすものではない。 第二十九条 最終規定 1 両締約国は、この協定の効力発生のために必要とされるそれぞれの国内手続の完了を外交上の経路を通じて相互に通告する。この協定は、双方の通告が受領された日のうちいずれか遅い方の日の後三十日目の日に効力を生ずる。この協定は、この協定の効力発生の後十年の期間効力を有するものとし、その後は、2に定めるところに従つて終了する時まで引き続き効力を有する。 2 いずれの一方の締約国も、一年前に他方の締約国に対して書面による通告を行うことにより、最初の十年の期間の終わりに、又はその後いつでも、この協定を終了させることができる。 3 この協定は、一方の締約国の投資家の投資財産であつて、この協定の効力発生の前に他方の締約国の区域において当該他方の締約国の法令に従つて取得されたものについても適用する。 4 この協定の終了の日の前に取得された投資財産に関しては、この協定の規定は、この協定の	以上の証拠として、下名は、各自の政府から正當に委任を受けてこの協定に署名した。 二千二十五年十二月十九日に東京で、英語により本書二通を作成した。 日本国のために 茂木敏充 タジキスタン共和国のために ラヒムゾダ・スルトン 附属書Ⅰ 第七条1(a)に規定する現行の適合しない措置	(f) 概要。「概要」には、適合しない措置を記載し、又は留保事項が対象とする措置の一般的な、かつ、拘束力のない概要を記載する。 3 留保事項の解釈に当たっては、当該留保事項に関する全ての事項を考慮する。留保事項は、当該留保事項が付されるこの協定の関連規定に照らして解釈する。「措置」の事項は、他の全ての事項に優先する。 4 この附属書の適用上、「J S I C」とは、日本国総務省が作成し、二千二十三年七月二十七日に改定した日本標準産業分類をいう。

日本国の表

一		二	
分野 小分野 産業分類	航空宇宙産業 航空機製造修理業 J S I C 一六 化学工業 J S I C 一八 プラスチック製品製造業(別掲を除く。) J S I C 一九 ゴム製品製造業 J S I C 二一 窯業・土石製品製造業 J S I C 二三 非鉄金属製造業 J S I C 二四 金属製品製造業 J S I C 二五 汎用機械器具製造業 J S I C 二七 業務用機械器具製造業 J S I C 二八 電子部品・デバイス・電子回路製造業 J S I C 二九 電気機械器具製造業 J S I C 三〇 情報通信機械器具製造業 J S I C 三一 輸送用機械器具製造業 J S I C 三九 情報サービス業 J S I C 九〇 機械等修理業(別掲を除く。) 注 J S I C 一六、一八、一九、二一、二三から二五まで、二七から三一まで、三九又は九〇に定める活動のうちこの留保事項が対象とする活動は、航空宇宙産業に関連するものに限られる。 内国民待遇(第二条) 特定措置の履行要求の禁止(第六条) 外国為替及び外国貿易法(昭和二十四年法律第二百二十八号)第三十条 対内直接投資等に関する政令(昭和五十五年政令第二百六十一号)第五条 航空機製造事業法(昭和二十七年法律第二百三十七号)第二条から第五条まで 1 居住者と非居住者との間の航空機産業に関する技術導入契約は、外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件に従う。 2 航空機を製造し、又は航空機の修理サービスを提供しようとする企業は、日本国の法令に基づいて航空機の製造又は修理に関連する工場を設立しなければならない。	分野 小分野 産業分類 関連する義務	概要 措置 関連する義務
金融業 銀行業 J S I C 六二二 銀行(中央銀行を除く。) J S I C 六三一 中小企業等金融業 内国民待遇(第二条)			

三		四	
分野 小分野 産業分類 関連する義務	概要 措置 関連する義務	分野 小分野 産業分類 関連する義務	概要 措置 関連する義務
情報通信業 電気通信業 J S I C 三七〇〇 主として管理事務を行う本社等 J S I C 三七一一 地域電気通信業(有線放送電話業を除く。) J S I C 三七三一 電気通信に附帯するサービス業 内国民待遇(第二条) 特定措置の履行要求の禁止(第六条) 日本電信電話株式会社等に関する法律(昭和五十九年法律第八十五号)第六条及び第十条 1 N T T株式会社は、次の(a)から(c)までに掲げる者により直接又は間接に占められる議決権の割合の合計が三分の一以上となるときは、これらの者の氏名又は名称及び住所を株主名簿に記載してはならない。 (a) 日本国の国籍を有しない自然人 (b) 外国政府又はその代表者 (c) 外国の法人又は団体 2 日本国の国籍を有しない自然人は、N T T株式会社、N T T東日本株式会社及びN T T西日本株式会社の代表取締役就任してはならない。 3 日本国の国籍を有しない自然人は、N T T株式会社、N T T東日本株式会社及びN T T西日本株式会社の取締役又は監査役の三分の一以上を占めてはならない。	預金保険法(昭和四十六年法律第三十四号)第二条 預金保険制度は、日本国の管轄内に本店を有する金融機関のみを対象とする。当該制度は、外国銀行の支店が受け入れる預金については、対象としない。	船舶の国籍に関する事項 内国民待遇(第二条) 特定措置の履行要求の禁止(第六条) 船舶法(明治三十二年法律第四十六号)第一条 日本国の船舶は、日本国の国民又は日本国の法令に基づいて設立された会社であつてその代表者の全員及び業務を執行する役員の三分の二以上が日本国の国民であるものが所有する船舶に与えられる。	

					五
分野 小分野 産業分類 関連する義務 措置 概要	J S I C ○五 鉱業、採石業、砂利採取業 内国民待遇(第二条) 鉱業法(昭和二十五年法律第二百八十九号)第二章及び第三章 日本国の国民又は日本国の法人のみが、鉱業権又は租鉱権を保有することができる。	運輸業 航空運送業 J S I C 四六〇〇 主として管理事務を行う本社等 J S I C 四六一一 航空運送業 内国民待遇(第二条) 最恵国待遇(第三条) 特定措置の履行要求の禁止(第六条)	六	分野 小分野 産業分類 関連する義務 措置 概要	
3 外国の航空運送事業者は、国際航空運送事業を営むためには、国土交通大臣の許可を受けなければならない。	2 日本国の航空運送事業者又は日本国の航空運送事業者を実質的に支配する持株会社等は、1(a)から(c)までに掲げる自然人又は団体であつて当該航空運送事業者又は当該持株会社等の株式を所有するものからその氏名又は名称及び住所を株主名簿に記載することの請求を受けた場合において、その請求に応ずることにより1(d)に掲げる法人に該当することとなるときは、当該請求を拒むことができる。 1 日本国の航空運送事業者として航空運送事業を営むための国土交通大臣の許可は、これを申請する次の自然人又は団体には与えられない。 (a) 日本国の国籍を有しない自然人 (b) 外国又は外国の公共団体若しくはこれに準ずるもの (c) 外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体 (d) (a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体に代表される法人、役員の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により構成される法人又は議決権の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体のうち保有される法人 航空運送事業者が(a)から(d)までに掲げる自然人又は団体に該当するに至ったときは、この許可は、効力を失う。許可を受けるためのこれらの条件は、航空運送事業者を実質的に支配する持株会社等についても適用する。	1 日本国の航空運送事業者として航空運送事業を営むための国土交通大臣の許可は、これを申請する次の自然人又は団体には与えられない。 (a) 日本国の国籍を有しない自然人 (b) 外国又は外国の公共団体若しくはこれに準ずるもの (c) 外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体 (d) (a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体に代表される法人、役員の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により構成される法人又は議決権の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体のうち保有される法人 航空運送事業者が(a)から(d)までに掲げる自然人又は団体に該当するに至ったときは、この許可は、効力を失う。許可を受けるためのこれらの条件は、航空運送事業者を実質的に支配する持株会社等についても適用する。	七	分野 小分野 産業分類 関連する義務 措置 概要	4 外国の国籍を有する航空機を使用して日本国内から出発し、又は日本国内に到着する旅客又は貨物を有償で運送する場合には、国土交通大臣の許可を受けなければならない。 5 外国の国籍を有する航空機は、日本国内の各地間において航空の用に供してはならない。
8	八	八	八	八	
分野 小分野 産業分類 関連する義務 措置 概要	運輸業 航空機登録原簿への航空機の登録 内国民待遇(第二条) 特定措置の履行要求の禁止(第六条) 航空法(昭和二十七年法律第二百三十一号)第二章 1 次の自然人又は団体が所有する航空機の航空機登録原簿への登録は、認められない。 (a) 日本国の国籍を有しない自然人 (b) 外国又は外国の公共団体若しくはこれに準ずるもの	2 外国の国籍を有する航空機は、日本国内の各地間において航空の用に供してはならない。	七	分野 小分野 産業分類 関連する義務 措置 概要	4 外国の国籍を有する航空機を使用して日本国内から出発し、又は日本国内に到着する旅客又は貨物を有償で運送する場合には、国土交通大臣の許可を受けなければならない。 5 外国の国籍を有する航空機は、日本国内の各地間において航空の用に供してはならない。

九			十		
分野	産業分類	措置	分野	産業分類	措置
運輸業	貨物利用運送事業(航空運送を利用する貨物利用運送事業を除く。) J S I C 四四四一 集配利用運送業 J S I C 四八二一 利用運送業(集配利用運送業を除く。)	貨物利用運送事業法(平成元年法律第八十二号)第二章から第四章まで 貨物利用運送事業法施行規則(平成二年運輸省令第二十号) 次の自然人又は団体は、外航海運を利用する貨物利用運送事業を営むためには、国土交通大臣の登録、許可又は認可を受けなければならない。この登録は、相互主義に基づいて行われ、また、この許可又は認可は、相互主義に基づいて与えられる。 (a) 日本国の国籍を有しない自然人 (b) 外国又は外国の公共団体若しくはこれに準ずるもの (c) 外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体 (d) (a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により代表される法人、役員の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により構成される法人又は議決権の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により保有される法人	運輸業	貨物利用運送事業(航空運送を利用する貨物利用運送事業に限る。) J S I C 四四四一 集配利用運送業 J S I C 四八二一 利用運送業(集配利用運送業を除く。)	貨物利用運送事業法(平成元年法律第八十二号)第二章から第四章まで 貨物利用運送事業法施行規則(平成二年運輸省令第二十号)
2	外国の国籍を有する航空機の航空機登録原簿への登録は、認められない。		最恵国待遇(第二条) 特定措置の履行要求の禁止(第六条)	最恵国待遇(第二条) 特定措置の履行要求の禁止(第六条)	

十一			一		
概要	分野	産業分類	概要	分野	産業分類
1 次の自然人又は団体は、日本国内の各地間において航空運送を利用する貨物利用運送事業を営むことはできない。 (a) 日本国の国籍を有しない自然人 (b) 外国又は外国の公共団体若しくはこれに準ずるもの (c) 外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体 (d) (a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により代表される法人、役員の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により構成される法人又は議決権の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により保有される法人	運輸業	水運業	タジキスタン共和国の表	全ての分野	特定措置の履行要求の禁止(第六条) タジキスタン共和国移住法(千九百九十九年法律第八百八十一号)第七條及び第九條並びに関連するタジキスタン共和国大統領令 タジキスタン共和国の領域における外国籍を有する被用者の数は、出入国管理のため、タジキスタン共和国大統領及び関連する行政当局によって承認される割当てにより制限することができる。
2 1に掲げる自然人又は団体は、国際航空運送を利用する貨物利用運送事業を営むためには、国土交通大臣の登録、許可又は認可を受けなければならない。この登録は、相互主義に基づいて行われ、また、この許可又は認可は、相互主義に基づいて与えられる。					

附属書Ⅱ 第七条2に規定する適合しない措置

1 締約国の表は、当該締約国が次のいずれかの規定により課される義務に適合しない現行の措置を維持し、又は新たな若しくは一層制限的な措置を採用することができる特定分野、小分野又は活動について、第七条2の規定に従って記載するものである。

(a) 第二条(内国民待遇)

(b) 第三条(最恵国待遇)

(c) 第六条(特定措置の履行要求の禁止)

注釈 日本国の表の留保事項には、第十六条の規定に基づいて同国がとる措置を含むことがある。

2 表の留保事項には、次の事項を記載する。

(a) 分野。「分野」には、留保事項が対象とする分野を示す。

(b) 小分野。「小分野」には、記載する場合には、留保事項が対象とする個別の小分野を示す。

(c) 産業分類。「産業分類」には、記載する場合には、適合しない措置の対象となる活動を、国内産業分類又は国際産業分類に従って、透

明性の観点からのみ示す。

(d) 関連する義務。「関連する義務」には、1に規定する義務であつて、第七条2の規定に従つて、留保事項に掲げる分野、小分野又は活動について適用しないものを特定する。

(e) 概要。「概要」には、留保事項が対象とする分野、小分野又は活動の範囲又は性質を記載する。

(f) 現行の措置。「現行の措置」には、特定する場合においては、留保事項が対象とする分野、小分野又は活動について適用のある現行の措置の一覧(全てを網羅するものではないもの)を、透明性の観点から明示する。

3 留保事項の解釈に当たつては、当該留保事項に関する全ての事項を考慮する。「概要」の事項は、他の全ての事項に優先する。

4 この附属書の適用上、

(a) 「J S I C」とは、日本国総務省が作成し、二千二十三年七月二十七日に改定した日本標準産業分類をいう。

(b) 「C P C」とは、暫定的な中央生産物分類(統計文書M第七十七号、国際連合国際経済社会局統計部、ニューヨーク、千九百九十一年)をいう。

日本国の表	
分野 小分野 産業分類 関連する義務	全ての分野
概要	内国民待遇(第二条) 特定措置の履行要求の禁止(第六条) 日本国は、公的企業又は政府機関の持分又は資産を移転し、又は処分する場合には、次のことを行う権利を留保する。 (a) タジキスタン共和国の投資家又はその投資財産が当該持分又は資産を所有することを禁止し、又は制限すること。 (b) タジキスタン共和国の投資家又はその投資財産が当該持分又は資産の所有者として後継企業を支配する能力を制限すること。

二		三		四		五
現行の措置	分野 小分野 産業分類 関連する義務	概要	現行の措置	現行の措置	分野 小分野 産業分類 関連する義務	概要
(c) 後継企業の役員、理事又は取締役の国籍に関する措置を採用し、又は維持すること。	全ての分野	内国民待遇(第二条) 最恵国待遇(第三条) 特定措置の履行要求の禁止(第六条) 日本国は、日本国における電信サービス、公営競技等に係るサービス、たばこの製造、日本銀行券の製造、貨幣の製造及び販売並びに郵便サービスへの投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。	全ての分野	最恵国待遇(第三条) 日本国は、二国間又は多数国間の協定に基づき各国に対し異なる待遇を与える措置であつて、次のいずれかの事項に関係するものを採用し、又は維持する権利を留保する。 (a) 航空 (b) 漁業 (c) 海事(海難救助を含む。)	全ての分野	内国民待遇(第二条) 最恵国待遇(第三条) 補助金については、タジキスタン共和国の投資家及びその投資財産に対し内国民待遇及び最恵国待遇を与えないことができる。
						全ての分野

七		六	
分野 小分野	現行の措置	分野 小分野 産業分類 関連する義務	現行の措置
航空宇宙産業 宇宙開発産業	外国為替及び外国貿易法(昭和二十四年法律第二百二十八号)第二十七条及び第二十八条 対内直接投資等に関する政令(昭和五十五年政令第二百六十一号)第三条及び第四条	内国民待遇(第二条) 最恵国待遇(第三条) 最恵国待遇(第三条) 外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件及び審査の手続は、日本国において投資を行おうとする外国投資家について適用する。ただし、次のいずれかの場合に限る。 (a) 外国投資家が行おうとする投資が国の安全を損ない、公の秩序の維持を妨げ、又は公衆の安全の保護に支障を来すことになるおそれがある場合 (b) 外国投資家が、日本国が経済協力開発機構の資本移動の自由化に関する規約第二条bの規定に基づき留保を付しているものに含まれる業種に対して投資を行おうとする場合 注 この留保事項の適用上、「経済協力開発機構の資本移動の自由化に関する規約」とは、千九百六十一年十二月十二日に経済協力開発機構理事会によって採択された資本移動の自由化に関する規約(その改正又は修正を含む。)をいう。	特定措置の履行要求の禁止(第六条) 1 日本国は、この協定の効力発生の日の状況の下で日本国政府が認識していたか、又は認識し得た産業以外の産業への投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。 2 この協定の効力発生の日にJ S I C又はC P Cにおいて明示的かつ具体的な記述により分類されている産業は、同日に日本国政府が認識し得たものとする。 3 日本国は、この協定の効力発生の日には技術的に投資が可能でなかった産業への投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。

九		八	
分野 小分野 産業分類	現行の措置	分野 小分野 産業分類 関連する義務	現行の措置
教育及び学習支援業 初等及び中等教育サービス J S I C 八一 幼稚園 J S I C 八二 小学校 J S I C 八三 中学校、義務教育学校 J S I C 八四 高等学校、中等教育学校 J S I C 八一五 特別支援学校 J S I C 八一九 幼保連携型認定こども園 内国民待遇(第一条)	日本国は、初等及び中等教育サービスへの投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。 教育基本法(平成十八年法律第二百十号)第六条 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第二条 私立学校法(昭和二十四年法律第二百七十号)第三条 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号)	武器・火薬産業 武器産業 火薬類製造業 内国民待遇(第二条) 特定措置の履行要求の禁止(第六条) 日本国は、武器産業及び火薬類製造業への投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。 外国為替及び外国貿易法(昭和二十四年法律第二百二十八号)第三十条 対内直接投資等に関する政令(昭和五十五年政令第二百六十一号)第五条	内国民待遇(第二条) 特定措置の履行要求の禁止(第六条) 日本国は、宇宙開発産業への投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。 外国為替及び外国貿易法(昭和二十四年法律第二百二十八号)第三十条 対内直接投資等に関する政令(昭和五十五年政令第二百六十一号)第五条

十	分野 小分野 産業分類 関連する義務 概要 現行の措置	エネルギー産業 電気業 ガス業 原子力産業 内国民待遇(第二条) 特定措置の履行要求の禁止(第六条) 日本国は、「小分野」の事項に掲げるエネルギー産業への投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。 外国為替及び外国貿易法(昭和二十四年法律第二百二十八号)第三十条 対内直接投資等に関する政令(昭和五十五年政令第二百六十一号)第五条
十一	分野 小分野 産業分類 関連する義務 概要 現行の措置	漁業 領海、内水、排他的経済水域及び大陸棚における漁業 J S I C 〇三一 海面漁業 J S I C 〇三二 内水面漁業 J S I C 〇四一 海面養殖業 J S I C 〇四二 内水面養殖業 J S I C 八〇九三 遊漁船業 内国民待遇(第二条) 最恵国待遇(第三条) 特定措置の履行要求の禁止(第六条) 日本国は、日本国の領海、内水、排他的経済水域及び大陸棚における漁業への投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。 この留保事項の適用上、「漁業」とは、水産資源の採取及び養殖の事業をいい、漁業に関連する次の活動を含む。 (a) 水産資源の採取を伴わない調査 (b) 集魚 (c) 漁獲物の保蔵及び加工 (d) 漁獲物及びその製品の輸送 (e) 漁業に使用される他の船舶への補給 外国人漁業の規制に関する法律(昭和四十二年法律第六十号)第三条、第四条及び第六条 排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律(平成八年法律第七十六号)第四条、第五条、第七条から第十二条まで及び第十四条
十二	分野 小分野 産業分類 関連する義務 概要 現行の措置	情報通信業 放送業 J S I C 三八〇 管理、補助的経済活動を行う事業所 J S I C 三八一 公共放送業(有線放送業を除く。) J S I C 三八二 民間放送業(有線放送業を除く。) J S I C 三八三 有線放送業 内国民待遇(第二条) 特定措置の履行要求の禁止(第六条) 日本国は、放送業への投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。 電波法(昭和二十五年法律第百三十一号)第二章 放送法(昭和二十五年法律第百三十二号)第五章及び第八章
十三	分野 小分野 産業分類 関連する義務 概要 現行の措置	土地取引に関する事項 内国民待遇(第二条) 最恵国待遇(第三条) 日本国における土地の取得又は賃貸借を禁止し、又は制限することができる。 外国人土地法(大正十四年法律第四十二号)第一条
十四	分野 小分野 産業分類 関連する義務 概要 現行の措置	法の執行及び矯正に係るサービス並びに社会事業サービス 内国民待遇(第二条) 最恵国待遇(第三条) 特定措置の履行要求の禁止(第六条) 日本国は、法の執行及び矯正に係るサービスへの投資に関する措置並びに所得に関する保障又は保険、社会保障又は社会保険、社会福祉、公衆のための訓練、保健、保育、公営住宅等の社会事業サービスへの投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。
十五	分野 小分野 産業分類 関連する義務 現行の措置	運輸業 航空運輸業 内国民待遇(第二条) 特定措置の履行要求の禁止(第六条)

タジキスタン共和国の表		タジキスタン共和国の表	
概要	現行の措置	概要	現行の措置
日本国は、空港及び空港運営サービスへの投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。 この留保事項の適用上、「空港運営サービス」とは、空港ターミナル、離着陸場その他の空港における基盤の運営サービスを使用料の支払又は契約に基づいて提供することをいう。空港運営サービスには、航空交通サービスを含まない。		内国民待遇(第二条) 特定措置の履行要求の禁止(第六条) タジキスタン共和国は、公的企業又は政府機関の持分又は資産を移転し、又は処分する場合には、次のことを行う権利を留保する。 (a) 日本国の投資家又はその投資財産が当該持分又は資産を所有することを禁止し、又は制限すること。 (b) 日本国の投資家又はその投資財産が当該持分又は資産の所有者として後継企業を支配する能力を制限すること。 (c) 後継企業の役員、理事、取締役又は被用者の国籍に関する措置を採用し、又は維持すること。	内国民待遇(第二条) 特定措置の履行要求の禁止(第六条) タジキスタン共和国は、外国人又は外国法人によるタジキスタン共和国における土地の取得又は賃貸借を禁止し、又は制限することができる。 タジキスタン共和国土地法(二千年法律第二十三号)第二十五条 エネルギー産業 電気業
一 分野 小分野 産業分類 関連する義務 概要	二 分野 小分野 産業分類 関連する義務 概要	三 分野 小分野 産業分類 関連する義務 概要	四 分野 小分野 産業分類 関連する義務 概要
内国民待遇(第二条) 特定措置の履行要求の禁止(第六条) タジキスタン共和国は、タジキスタン共和国における電信サービス、賭博サービス、たばこの製造、タジキスタン国立銀行券の製造、貨幣の製造及び販売並びに郵便サービスへの投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。	土地取引に関する事項	内国民待遇(第二条) 特定措置の履行要求の禁止(第六条) タジキスタン共和国は、タジキスタン共和国における電信サービス、賭博サービス、たばこの製造、タジキスタン国立銀行券の製造、貨幣の製造及び販売並びに郵便サービスへの投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。	金融業 銀行業 内国民待遇(第二条) 特定措置の履行要求の禁止(第六条) タジキスタン共和国は、銀行業への投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。
五 分野 小分野 産業分類 関連する義務 概要	六 分野 小分野 産業分類 関連する義務 概要	七 分野 小分野 産業分類 関連する義務 概要	八 分野 小分野 産業分類 関連する義務 概要
家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案 右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。 令和八年五月十四日 農林水産委員長 藤木 眞也 参議院議長 関口 昌一殿 要領書 一、委員会の決定の理由 本法律案は、最近における家畜の伝染性疾病的の発生状況や輸入検疫を適切に受けずに持ち込まれる肉製品等の増加とその持込みの態様の	悪質化等を踏まえ、国内防疫体制の強化及び効率化のためランピースキン病を家畜伝染病に追加し、豚熱のと殺対象範囲を見直し、及び飼養衛生管理者によるワクチン接種を当分の間可能とするとともに、輸入検疫体制の強化のため輸入検疫を適切に受けずに持ち込まれる肉製品等の国内での販売等を禁止する等の措置を講じようとするものであり、妥当な措置と認める。 なお、別紙の附帯決議を行った。 一、費用 本法施行のため、別に費用を要しない。		

附帯決議

令和二年に行われた家畜伝染病予防法の総合的な見直しの後においても、悪性の家畜の伝染病が継続して発生し、国境を越えた人や物の往来もますます活発になる中で、我が国の畜産業の持続的な発展及び畜産物の安定供給を図る上で家畜衛生が果たすべき役割は、一層重要なものとなっている。一方で、家畜伝染病の発生増加、これに伴う家畜防疫員の業務負担の増大、訪日旅客や国際郵便による畜産物の持込み違反件数の増加等、我が国の家畜防疫を取巻く環境は一層厳しさを増している。これらの状況に対応して、国内防疫体制及び輸入検疫体制の強化等を図る必要がある。

よって政府は、本法の施行に当たり、次の事項の実現に万全を期すべきである。

一 ランピースキン病については、まん延防止対策を徹底するため、ワクチン接種や発生時の殺処分等の措置を適切に実施すること。併せて、感染防止のための吸血昆虫対策等の取組を支援すること。

二 豚熱発生時の選択的殺処分の実施に当たっては、発生農場内での再発防止に資するよう、殺処分対象を正確に把握するための適切な基準を定めるとともに、当該基準について家畜防疫員等への指導を徹底すること。また、殺処分の対象とならずに出荷される豚について、風評被害を防止し円滑な流通を確保するため、関係事業者や消費者に対し、制度導入の趣旨や食肉の安全性について十分な広報を行うこと。加えて、殺処分に際して、焼却が円滑に進むよう焼却施設の確保や減容化等の支援に努めること。

令和八年五月十五日 参議院会議録第十三号

家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案

三 登録飼養衛生管理者による豚熱ワクチン接種の実施に当たっては、研修により十分な知識及び技能を習得させるとともに、家畜防疫員の指示の下、適切な接種が行われるよう指導すること。また、豚熱ワクチン接種後の免疫付与状況確認検査の民間検査機関等への委託に当たっては、検査の精度が確保されるよう状況を注視し、必要に応じて指導すること。

四 豚熱の清浄化に向けて、マーカーワクチンの実用化及び普及に向けた取組などを着実に実施するとともに、経口ワクチンの散布など野生イノシン対策を一層推進すること。

五 輸入禁止品の販売等の禁止や家畜防疫官による立入検査の実施に当たっては、外国食料店をはじめとする関係者に対して制度の趣旨を周知徹底し、疑義情報の収集に努めるとともに、家畜防疫官の安全を確保するために警察と連携する等実効性を高める体制の構築を図ること。

六 輸入検疫体制の強化のため、税関や出入国管理庁等とも十分に連携しつつ、AIの活用や検査探知犬の育成及び運用方法の見直し等、空港、港湾及び国際郵便局における水際対策を一層充実させるとともに、外国食料店をはじめとする関係者、訪日外国人及び在留外国人等に向けて、改めて動物検疫の重要性についての周知及び啓発を行うこと。

七 家畜防疫員の業務が増加かつ多様化している中、国内防疫体制の維持・強化のため、都道府県と協力して家畜防疫員及び産業動物獣医師の確保・育成及び処遇の改善を図ること。併せて、遠隔診療の導入による業務効率化等の取組を推進すること。

右決議す。

家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。
よって国会法第八十三条により送付する。

令和八年四月二十三日

衆議院議長 森 英介
参議院議長 関口 昌一殿

ハ ランピースキン病

第十六条第一項第二号中「豚熱」を削り、「又は」を「若しくは」に改め、「疑似患畜」の下に「又は農林水産省令で定める都道府県の区域において発生した豚熱の疑似患畜」を加える。

第十七条第一項第一号中「リフトバレー熱」の下に「ランピースキン病」を加え、同項第二号中「リフトバレー熱」の下に「ランピースキン病」を加え、「又は」を「若しくは」に改め、「疑似患畜」の下に「又は前条第一項第二号の農林水産省令で定める都道府県の区域以外の区域において発生した豚熱の疑似患畜」を加え、同条に次の一項を加える。

3 都道府県知事は、第一項第二号に規定する豚熱の疑似患畜の所有者であつて同項の命令を受けたものが同項の期限までに命ぜられた措置を行わないとき、行つても十分でないとき又は行

牛

う見込みがないときは、家畜防疫員に当該疑似患畜を殺させることができる。

第十七条の二第六項中「その命令に従わないとき」を「同項の期限までに命ぜられた措置を行わないとき、行つても十分でないとき若しくは行う見込みがないとき」に改める。

第二十一条第一項第一号中「リフトバレー熱」の下に「ランピースキン病」を加える。

第三十六条第一項第一号中「第三十七条第一項各号の」を「次のイからハまでに掲げる」に改め、「もの」の下に「第三十九条第一項において「指定禁止物」という。」を加え、同号に次のように加える。

イ 動物、その死体又は骨肉卵皮毛類及びこれらの容器包装

口 穀物のわら(飼料用以外の用途に供するものとして農林水産省令で定めるものを除く。及び飼料用の乾草 ハ イ及び口に掲げる物を除き、監視伝染病の病原体を拡散するおそれがある敷料その他これに準ずる物 第三十七条第一項中「写し」の下に「次項第二号において「検査証明書等」という。」を加え、同条第二項第二号中「前項の検査証明書又はその写し」を「検査証明書等」に改める。 第三十九条第一項中「指定検疫物」を「指定禁止物又は指定検疫物(以下「指定禁止物等」という。)」に改め、同条第二項中「指定検疫物」を「指定禁止物等」に、「積卸」を「積卸し」に改める。 第四十条第一項、第二項、第四項及び第五項中「指定検疫物」を「指定禁止物等」に改める。 第四十一条中「指定検疫物」を「指定禁止物等」に、「先立つて」を「先立つて」に改める。 第四十二条並びに第四十三条第一項及び第五項中「指定検疫物」を「指定禁止物等」に改める。 第四十四条の次に次の一条を加える。 (販売等の禁止) 第四十四条の二 第三十六条又は第三十七条の規定に違反して輸入された物(第五十一条第五項において「輸入禁止品」という。)は、販売又は販売の用に供するために行う加工、使用、調理、貯蔵若しくは陳列(第五十一条第四項及び第六項において「販売等」という。)をしてはならない。 第四章に次の一条を加える。	(国民等の理解を深めるための措置等) 第四十六条の四の二 国は、広報活動その他の活動を行うことにより、輸出入検疫を適切に実施することの重要性について国民その他の者(以下この条において「国民等」という。)の理解を深めるとともに、その実施に関する国民等の協力を求めるよう努めなければならない。 第五十一条第四項中「及び第二項」を、「第二項及び第七項」に改め、同項を同条第九項とし、同条中第三項を第八項とし、第二項を第七項とし、第一項の次に次の五項を加える。 2 家畜防疫官は、第四章の規定を施行するため必要があるときは、店舗、事務所、事業所、倉庫その他の場所に立ち入つて第三十六条第一項第一号イからハまでに掲げる物、帳簿、書類その他必要な物件を検査し、関係者に質問し、又は当該検査のため必要な限度において、監視伝染病の病原体により汚染しているおそれがある物を集取することができる。 3 家畜防疫官は、前項の規定による集取をした物について監視伝染病の病原体を拡散するおそれの有無を判定し、遅滞なく、その結果を当該物の集取をされた者に通知をしなければならない。 4 第二項の検査を受け、同項の規定による集取をされた者は、当該集取をされた物について監視伝染病の病原体を拡散するおそれがない旨の前項の通知を受けた後でなければ、当該集取をされた物及びその販売等の状況からみて当該集取をされた物と同様に監視伝染病の病原体によ	り汚染しているおそれがある物として当該集取の際家畜防疫官が農林水産省令で定めるところにより指定した物(次項において「集取をされた物等」という。)の販売又は販売の用に供するために行う加工、使用、調理若しくは陳列をしてはならない。 5 家畜防疫官は、第二項の規定による検査の結果、その検査をした物(集取をされた物等を含む。以下この項において同じ。)が輸入禁止品又は監視伝染病の病原体により汚染している物であると認めるときは、農林水産省令で定める基準に基づき、当該検査をした物を廃棄することができる。 6 農林水産大臣は、前項の規定による廃棄があったときは、農林水産省令で定めるところにより、当該廃棄の処分を受けた者の氏名又は名称その他家畜の伝染性疾病の発生の予防及びまん延の防止のために必要な当該廃棄の処分を受けた物に係る販売等に関する事項をインターネットの利用その他の適切な方法により公表することができ。 第六十条第一項第七号を削り、同項第八号中「第三十一条第二項の検査、注射、薬浴又は」を「第五条第一項若しくは第三項の検査であつて農林水産大臣の指定するもの又は第三十一条第二項の検査、注射、薬浴若しくは」に、「第四号から第六号まで」を「前三号」に改め、「製造費」の下に「次号の薬品の購入費並びに第九号の衛生資材の購入費及び賃借料」を加え、同号を同項第七号とし、同号の次に次の一号を加える。	ハ 農林水産大臣の指定する薬品の購入費の全額(家畜伝染病(第六十二条第一項の規定により指定された疾病を含む。)以外の寄生虫病の発生を予防するために要するものについては、二分の一) 第六十条第一項第十号中「第七号」を「第八号」に改める。 第六十二条第一項中「及びこれに係るこの章の規定並びに第四章の規定」を、「第四章の規定」に、「除く。」の「を」を除く。及び前章の規定並びにこれらの規定に係るこの章の規定の「に」改める。 第六十三条第二号中「第三十八条の下に」、「第四十四条の二」を加え、「及び第三十七条第一項」を、「第三十七条第一項、第三十八条、第四十四条の二及び第四十五条第一項」に改める。 第六十四条中「第四十六条の十」の下に「これらの規定を第六十二条第一項において準用する場合を含む。」を加える。 第六十五条第一号中「第五十条」及び「第十四条第一項」の下に、「第五十一条第四項」を加え、同条第四号中「第四十六条の十三第一項」の下に「これらの規定を第六十二条第一項において準用する場合を含む。」を、「第四十六条の二十第二項」の下に「(第六十二条第一項において準用する場合を含む。)」を、「第六十二条第一項において準用する場合」を加え、同条第五号中「第四十六条の二十第二項」の下に「(第六十二条第一項において準用する場合を含む。)」を、「場合」の下に「及び第六十二条第一項において準用する場合」を加え、同条第六号中「第五十一条第二項」を
--	--	--	---

「第五十一条第七項(第六十二条第一項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。)」に、「同項を『第五十一条第七項』に改め、同条第七号中『第五十二条第二項』の下に『(第六十二条第一項において準用する場合を含む。)]を加える。	第六十七条第一号中『第四十六条の八第四項』の下に『(第六十二条第一項において準用する場合を含む。)]及び第六十二条第一項を加え、同条第二号中『第四十六条の十一第二項』の下に『(第六十二条第一項において準用する場合を含む。)]以下この号において同じ。』を加え、「同項を『第四十六条の十一第二項』に改め、同条第三号を次のように改める。	三 第四十六条の十一第四項(第六十二条第一項において準用する場合を含む。)、第四十六条の十六第二項(第四十六条の二十第一項(第六十二条第一項において準用する場合を含む。))において読み替えて準用する場合及び第六十二条第一項において準用する場合を含む。」を、同条第十九号中『第五十一条第一項(第六十二条第一項において準用する場合を含む。)]以下この号において同じ。』を加え、「同項を『第五十一条第一項又は同条第二項』に改める。	第六十七号第四号中『第四十六条の十九第一項』の下に『(第六十二条第一項において準用する場合を含む。)]を加える。	第六十八号第四号中『(第十四条第二項)』の下に『(第六十二条第一項において準用する場合を含む。)]
む。以下この号において同じ。』を加え、「同項」を「第十四条第二項」に改め、同条第五号中「含む。』の下に『以下この号において同じ。』を加え、同条第十四号中『第四十六条第四項(を『第四十六条第四項又は第五十一条第五項(これらの規定を』に改め、同条第十六号中『第四十六条の八第二項』の下に『(第六十二条第一項において準用する場合を含む。)]を加え、「同条第一項ただし書」を「第四十六条の八第一項ただし書(第六十二条第一項において準用する場合を含む。)]に改め、同条第十七号中『第四十六条の十四』及び『第四十六条の二十第一項』の下に『(第六十二条第一項において準用する場合を含む。)]を、「場合』の下に『及び第六十二条第一項において準用する場合』を加え、同条第十八号中『第四十六条の二十第二項』の下に『(第六十二条第一項において準用する場合を含む。)]及び第六十二条第一項を、「第四十六条の十九第二項』の下に『(第六十二条第一項において準用する場合を含む。)]を加え、同条第十九号中『第五十一条第一項(第六十二条第一項において準用する場合を含む。)]以下この号において同じ。』を加え、「同項」を『第五十一条第一項又は同条第二項』に改める。	第七十一条第二号を削り、同条第三号中『第四十六条の十二第三項』の下に『(第六十二条第一項において準用する場合を含む。)]を加え、同号を同条第二号とし、同条に次の二号を加える。 三 第四十六条の十三第二項(第六十二条第一項において準用する場合を含む。)]の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者	四 第六十二条第一項において第四十六条の十二第二項の規定を準用する場合において、同項の規定による届出をしないで、第六十二条第一項の規定により政令で指定された動物の疾病に係る病原体の所持を開始した者	(登録飼養衛生管理者の登録) 第六条 飼養衛生管理者であつて、前条の規定による同条の豚熱予防液その他の政令で定める動物用生物学的製剤の使用について必要な知識及び技能を習得させるため都道府県知事が農林水産省令で定めるところにより行う研修の課程を	修了したものは、農林水産省令で定めるところにより、当該都道府県知事に申請して、登録を受けることができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する者については、この限りでない。 一 心身の故障により動物用生物学的製剤の使用の業務を適正に行うことができない者として農林水産省令で定める者 二 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わる、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者 三 この法律の規定その他家畜衛生に関する法律の規定であつて農林水産省令で定めるものにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者 四 附則第八条第二号又は第三号に掲げる場合に該当してこの項の登録を取り消され、その取消の日から二年を経過しない者 2 前項の登録は、都道府県知事が、登録飼養衛生管理者名簿に氏名、生年月日、住所、飼養衛生管理者となつている衛生管理区域その他農林水産省令で定める事項及び登録年月日を記載してするものとする。 3 第一項の登録は、一年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。 4 前項の更新を受けようとする者は、都道府県知事が農林水産省令で定めるところにより行う研修を受けなければならない。

5 第三項の更新に關し必要な事項は、農林水産省令で定める。

(登録事項の変更の届出)

第七条 前条第一項の登録を受けている者は、当該登録に係る氏名その他農林水産省令で定める事項に変更があつたときは、遅滞なく、都道府県知事にその旨を届け出なければならない。

(登録の取消し)

第八条 都道府県知事は、登録飼養衛生管理者が次の各号のいずれかに該当する場合には、附則第六条第一項の登録を取り消さなければならない。

一 附則第六条第一項第一号から第三号までのいずれかに該当するに至つた場合

二 前号に掲げる場合を除くほか、附則第五条の規定により行う動物用生物学製剤の使用の業務に關し不正の行為があつた場合

三 虚偽又は不正の事実に基づいて附則第六条第一項の登録を受けた場合

(登録の消除)

第九条 都道府県知事は、附則第六条第一項の登録が飼養衛生管理者でなくなつたことその他の事由によりその効力を失つたときは、その登録を消除しなければならない。

(家畜保健衛生所長への事務の委任)

第十条 都道府県知事は、附則第六条第一項から第四項まで及び前三条の規定によりその権限に属する事務の一部を家畜保健衛生所長に委任することができる。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 目次の改正規定、第十六条第一項第二号の

改正規定、第十七条の改正規定(同条第一項

各号中「リフトバレー熱」の下に「ランピー

スキン病を加える部分を除く。)、第十七条

の第二項の改正規定、第四章に一条を加え

る改正規定、第六十条第一項の改正規定並び

に次条並びに附則第三条、第五条及び第六条

の規定 公布の日

二 附則に六条を加える改正規定 公布の日か

ら起算して一年を超えない範囲内において政

令で定める日

(手当金等の交付に關する経過措置)

第二条 前条第一号に掲げる規定の施行の日前に

この法律による改正前の家畜伝染病予防法(以

下「旧法」という。第十六条の規定により殺され

た豚熱の疑似患者に係る家畜伝染病予防法第五

十八条第一項の規定による手当金の交付若しく

は不交付若しくは当該交付をされた手当金の同

項ただし書の規定による返還、同条第二項の規

定による特別手当金の交付若しくは不交付若し

くは当該交付をされた特別手当金の同項ただし

書の規定による返還又は旧法第六十条の規定に

よる負担金の負担については、なお従前の例に

(登録飼養衛生管理者の登録に關する準備行為)

第三条 都道府県知事は、附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日(以下この条において「第二号施行日」という。)前においても、この法律による改正後の家畜伝染病予防法(以下「新法」という。)附則第六条第一項に規定する研修を行うことができる。

2 新法附則第六条第一項の登録を受けようとする者は、第二号施行日前においても、同項の規定の例により、その申請を行うことができる。

3 都道府県知事は、前項の規定により登録の申請があつた場合には、第二号施行日前においても、新法附則第六条第一項及び第二項の規定の例により、その登録をすることができる。この

場合において、当該登録は、第二号施行日以後は、同条第一項の登録とみなす。

4 都道府県知事は、第一項及び前項の規定によりその権限に属する事務の一部を家畜保健衛生所長に委任することができる。

(輸入検疫に關する経過措置)

第四条 この法律の施行の際現に旧法第三十六条

第一項第一号に掲げる物であつて、同項ただし

書の許可を受けているものの輸入については、

なお従前の例による。

2 この法律の施行の際現にされている旧法第三

十六条第一項第一号に掲げる物に係る同項ただし

書の許可の申請は、新法第三十六条第一項第

一号に掲げる物に係る同項ただし書の許可の申

請とみなす。

3 この法律の施行の日次項において「施行日」という。)前に旧法第四十条第一項の規定による届出、旧法第四十二条第二項の規定による届出、旧法第四十三条第一項の規定による通知又は同条第五項の規定による届出(以下この項において「届出等」という。)があつた指定検疫物について旧法第四十条第一項、第四十二条第二

項、第四十三条第二項又は第五項の規定による検査が行われていない場合には、当該届出等は、それぞれ新法第四十条第一項の規定による届出、新法第四十二条第二項の規定による届出、新法第四十三条第一項の規定による通知又は同条第五項の規定による届出とみなす。

4 施行日前に旧法第四十条第一項若しくは第二

項、第四十一条、第四十二条第二項又は第四十

三条第二項若しくは第五項の規定により行われ

た検査が終了し、施行日までに家畜伝染病予防

法第四十四条の規定による輸入検疫証明書の交

付又は同法第四十六条の規定による処置がされ

ていないものについては、なお従前の例によ

る。

(罰則に關する経過措置)

第五条 附則第一条第一号に掲げる規定の施行前

にした行為に対する罰則の適用については、な

お従前の例による。

(政令への委任)

第六条 附則第二条から前条までに定めるものの

ほか、この法律の施行に關し必要な経過措置

(罰則に關する経過措置を含む。)は、政令で定

める。

(検討)

第七条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、当該規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。
(牛海綿状脳症対策特別措置法の一部改正)
第八条 牛海綿状脳症対策特別措置法(平成十四年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

第二条中「十五の項」を「十六の項」に改める。

審査報告書

環境省設置法の一部を改正する法律案
右は多数をもつて可決すべきものと議決した。
よつて要領書を添えて報告する。

令和八年五月十四日

環境委員長 猪口 邦子
参議院議長 関口 昌一殿

要領書

一、委員会の決定の理由
本法律案は、環境省の地方支分部局である地方環境事務所について、同省の所掌事務の円滑な遂行を図るため、その名称を地方環境局に改める等の措置を講じようとするものであり、おおむね妥当な措置と認める。
なお、別紙の附帯決議を行った。
一、費用
本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずべきである。
一、地方環境局が取り組む環境施策の展開に当たっては、国民の広範な意見を十分に施策に反映できる仕組みについて多様な手法を検討・活用するように努めること。とりわけ未来世代を担う若者の声を反映させる機会を積極的に設けること。

二、地方環境局については、災害廃棄物処理対策、広域的野生鳥獣保護管理対策及び中間貯蔵事業等の課題に的確に対応するため、地方公共団体や各府省の地方支分部局との緊密な連携を通じ、地方公共団体支援機能の充実を含めた更なる機能強化を図るとともに、必要な予算・人員の一層の充実及び中長期的な視点に立った人材育成に努めること。
右決議する。

環境省設置法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。
よつて国会法第八十三条により送付する。

令和八年四月十六日

衆議院議長 森 英介
参議院議長 関口 昌一殿

環境省設置法の一部を改正する法律案
環境省設置法の一部を改正する法律
環境省設置法(平成十一年法律第一号)の一部

を次のように改正する。

第十二条の見出しを「(地方環境局)」に改め、同条第一項及び第二項中「地方環境事務所」を「地方環境局」に改め、同条第三項中「地方環境事務所」を「地方環境局」に、「及び管轄区域」を「管轄区域及び内部組織」に改め、同条第四項を削る。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、令和八年七月一日から施行する。

(農薬取締法等の一部改正)

2 次に掲げる法律の規定中「地方環境事務所長」を「地方環境局長」に改める。

一 農薬取締法(昭和二十三年法律第八十二号)第四十四条第二項

二 自然公園法(昭和三十三年法律第六百六十一号)第六十九条

三 下水道法(昭和三十三年法律第七十九号)第四十条第二項

四 大気汚染防止法(昭和四十三年法律第九十七号)第三十条の三

五 騒音規制法(昭和四十三年法律第九十八号)第二十四条の二

六 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第三十七号)第二十四条の五

七 水質汚濁防止法(昭和四十五年法律第三十八号)第二十七条の二

八 農用地の土壌の汚染防止等に関する法律(昭和四十五年法律第三十九号)第十六条の二第二項

九 自然環境保全法(昭和四十七年法律第八十五号)第四十四条

十 瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十八年法律第一百十号)第二十二条

十一 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(昭和四十八年法律第一百七号)第五十四條

十二 浄化槽法(昭和五十八年法律第四十三号)第五十六条第二項

十三 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法(平成四年法律第七十号)第四十四条第一項

十四 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成四年法律第七十五号)第五十五条

十五 特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律(平成四年法律第八号)第二十三条第二項

十六 特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法(平成六年法律第九号)第二十六条の二

十七 ダイオキシシン類対策特別措置法(平成十一年法律第一百五号)第四十条の二

十八 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(平成十三年法律第六十五号)第三十条

十九 土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第六十三条

二十

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第八十条の二

二十一

愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律(平成二十年法律第八十三号)第十六条第二項

二十二

東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に関する特別措置法(平成二十三年法律第九十九号)第七条

二十三

農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律(平成二十五年法律第八十一号)第二十三条

二十四

地域自然資産区域における自然環境の保全及び持続可能な利用の推進に関する法律(平成二十六年法律第八十五号)第十四条

二十五

水銀による環境の汚染の防止に関する法律(平成二十七年法律第四十二号)第二十九条第二項

二十六

二酸化炭素の貯留事業に関する法律(令和六年法律第三十八号)第三百七十七条第二項

3

(気候変動適応法の一部改正)
気候変動適応法(平成三十年法律第五十号)の一部を次のように改正する。
第十四条第一項及び第四項中「地方環境事務所」を「地方環境局」に改める。

投票者氏名

日程第一 投資の促進及び保護に関する日本国とセルビア共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件(衆議院送付)

日程第二 投資の促進及び保護に関する日本国とパラグアイ共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件(衆議院送付)

日程第三 投資の促進及び保護に関する日本国とザンビア共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件(衆議院送付)

日程第四 投資の自由化、促進及び保護に関する日本国とタジキスタン共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件(衆議院送付)

賛成者氏名

青木 一彦君
浅尾慶一郎君
阿達 雅志君
生稲 晃子君
石井 浩郎君
磯崎 仁彦君
猪口 邦子君
岩本 剛人君
上野 通子君
江島 潔君
岡田 直樹君
越智 俊之君
加田 裕之君
加藤 明良君
神谷 政幸君
木村 義雄君
上月 良祐君

赤松 健君
朝日健太郎君
有村 治子君
石井 準一君
石田 昌宏君
井上 義行君
今井絵理子君
いんどう周作君
白井 正一君
大家 敏志君
小川 克巳君
梶原 大介君
片山さつき君
かまやち敏君
北村 経夫君
見坂 茂範君
古賀友一郎君

古庄 玄知君
小林孝一郎君
酒井 庸行君
佐藤 啓君
清水 真人君
末松 信介君
鈴木 宗男君
高橋はるみ君
鶴保 庸介君
寺田 静君
永井 学君
中西 祐介君
西田 英範君
野村 哲郎君
長谷川 岳君
馬場 成志君
福岡 資麿君
藤井 一博君
藤木 眞也君
古川 俊治君
堀井 巖君
舞立 昇治君
松川 るい君
松村 祥史君
三原じゅん子君
宮本 和宏君
森 まさこ君
山田 太郎君
山谷えり子君
山本佐知子君

小林 一大君
こやり隆史君
櫻井 充君
自見はなこ君
進藤金日子君
鈴木 大地君
高橋 克法君
滝波 宏文君
出川 桃子君
友納 理緒君
中曽根弘文君
西田 昌司君
野上浩太郎君
橋本 聖子君
長谷川英晴君
東野 秀樹君
福山 守君
藤川 政人君
船橋 利実君
星 北斗君
北田 顕子君
牧野たかお君
松下 新平君
松山 政司君
宮沢 洋一君
宮本 周司君
山下 雄平君
山田 宏君
山本 啓介君
山本 順三君

吉井 章君
若林 洋平君
渡辺 猛之君
石垣のりこ君
泉 房穂君
小沢 雅仁君
勝部 賢志君
木戸口英司君
郡山りよう君
古賀 之士君
小西 洋之君
塩村あやか君
杉尾 秀哉君
田島麻衣子君
辻元 清美君
長浜 博行君
広田 一君
牧山ひろえ君
水岡 俊一君
森 ゆうこ君
山内佳菜子君
吉川 沙織君
蓮 舩君
磯崎 哲史君
伊藤 辰夫君
牛田 茉友君
奥村 祥大君
川合 孝典君
小林さやか君
竹詰 仁君

若井 敦子君
脇 雅昭君
青木 愛君
石橋 通宏君
打越さく良君
鬼木 誠君
岸 真紀子君
熊谷 裕人君
古賀 千景君
小島とも子君
斎藤 嘉隆君
柴 慎一君
高木 真理君
田名部匡代君
徳永 エリ君
羽田 次郎君
福士 珠美君
三上 えり君
村田 享子君
森本 真治君
横沢 高徳君
吉田 忠智君
足立 康史君
伊藤 孝恵君
上田 清司君
江原くみ子君
かこしま彰宏君
後藤 斎君
榛葉賀津也君
田村 まみ君

堂込麻紀子君	庭田 幸恵君	初鹿野裕樹君	松田 学君	江島 潔君	大家 敏志君	松川 るい君	松下 新平君
芳賀 道也君	浜口 誠君	宮出 千慧君	山中 泉君	岡田 直樹君	小川 克巳君	松村 祥史君	松山 政司君
浜野 喜史君	平戸 航太君	北村 晴男君	百田 尚樹君	越智 俊之君	梶原 大介君	三原じゅん子君	宮沢 洋一君
舟山 康江君	水野 孝一君	伊波 洋一君	高良 沙哉君	加田 裕之君	片山さつき君	宮本 和宏君	宮本 周司君
山田 吉彦君	秋野 公造君	安野 貴博君	尾辻 朋実君	加藤 明良君	かまやち敏君	森 まさこ君	山下 雄平君
石川 博崇君	伊藤 孝江君	福島みずほ君	ラサール石井君	神谷 政幸君	北村 経夫君	山田 太郎君	山田 宏君
上田 勇君	川村 雄大君	齊藤健一郎君	ながえ孝子君	木村 義雄君	見坂 茂範君	山谷えり子君	山本 啓介君
窪田 哲也君	佐々木雅文君	平山佐知子君	福山 哲郎君	上月 良祐君	古賀友一郎君	山本佐知子君	山本 順三君
里見 隆治君	下野 六太君	望月 良男君		古庄 玄知君	小林 一大君	吉井 章君	若井 敦子君
杉 久武君	高橋 光男君			小林孝一郎君	こやり隆史君	若林 洋平君	脇 雅昭君
竹内 真二君	竹谷とし子君	反対者氏名	一二名	酒井 庸行君	櫻井 充君	渡辺 猛之君	青木 愛君
谷合 正明君	司 隆史君	岩渕 友君	吉良よし子君	佐藤 啓君	自見はなこ君	石垣のりこ君	石橋 通宏君
西田 実仁君	原田大二郎君	小池 晃君	白川 容子君	清水 真人君	進藤金日子君	泉 房穂君	打越さく良君
平木 大作君	三浦 信祐君	大門実紀史君	仁比 聡平君	末松 信介君	鈴木 大地君	小沢 雅仁君	鬼木 誠君
宮崎 勝君	横山 信一君	山添 拓君	伊勢崎賢治君	鈴木 宗男君	高橋 克法君	勝部 賢志君	岸 真紀子君
青島 健太君	浅田 均君	大島九州男君	奥田ふみよ君	高橋はるみ君	滝波 宏文君	木戸口英司君	熊谷 裕人君
石井 苗子君	石井めぐみ君	木村 英子君	天島 大輔君	鶴保 庸介君	出川 桃子君	郡山りょう君	古賀 千景君
猪瀬 直樹君	上野ほたる君			寺田 静君	友納 理緒君	古賀 之士君	小島とも子君
岡崎 太君	嘉田由紀子君	日程第五 家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)		永井 学君	中曽根弘文君	小西 洋之君	斎藤 嘉隆君
片山 大介君	金子 道仁君	賛成者氏名	二七三名	中西 祐介君	西田 昌司君	塩村あやか君	柴 慎一君
串田 誠一君	佐々木りえ君	青木 一彦君	赤松 健君	野村 哲郎君	橋本 聖子君	杉尾 秀哉君	高木 真理君
柴田 巧君	石 平君	浅尾慶一郎君	朝日健太郎君	長谷川 岳君	長谷川英晴君	田島麻衣子君	田名部匡代君
高木かおり君	中条きよし君	阿達 雅志君	有村 治子君	馬場 成志君	東野 秀樹君	辻元 清美君	徳永 エリ君
新実 彰平君	松沢 成文君	生稲 晃子君	石井 準一君	福岡 資麿君	福山 守君	長浜 博行君	羽田 次郎君
松野 明美君	安達 悠司君	石井 浩郎君	石田 昌宏君	藤井 一博君	藤川 政人君	広田 一君	富士 珠美君
安藤 裕君	岩本 麻奈君	磯崎 仁彦君	井上 義行君	藤木 眞也君	船橋 利実君	水岡 俊一君	村上 亨子君
梅村みずほ君	大津 力君	猪口 邦子君	今井絵理子君	古川 俊治君	星 北斗君	森 ゆうこ君	村田 真治君
神谷 宗幣君	後藤 翔太君	岩本 剛人君	いんどう周作君	堀井 巖君	本田 顕子君	横沢 高德君	吉川 沙織君
櫻井 祥子君	塩入 清香君	上野 通子君	白井 正一君	舞立 昇治君	牧野たかお君	吉田 忠智君	蓮 舫君
杉本 純子君	中田 優子君						

石 平君	高木 かおり君	青木 一彦君	赤松 健君	野村 哲郎君	橋本 聖子君	田島麻衣子君
佐々木りえ君	柴田 巧君	賛成者氏名	二二六名	西田 英範君	野上浩太郎君	杉尾 秀哉君
金子 道仁君	串田 誠一君	(内閣提出、衆議院送付)		中西 祐介君	西田 昌司君	塩村あやか君
嘉田由紀子君	片山 大介君	日程第六 環境省設置法の一部を改正する法律案		永井 学君	中曾根弘文君	小西 洋之君
上野はたる君	岡崎 太君			寺田 静君	友納 理緒君	古賀 之土君
石井めぐみ君	猪瀬 直樹君	天島 大輔君		鶴保 庸介君	出川 桃子君	郡山りよう君
浅田 均君	石井 苗子君	奥田ふみよ君	木村 英子君	高橋はるみ君	滝波 宏文君	木戸口英司君
横山 信一君	青島 健太君	伊勢崎賢治君	大島九州男君	鈴木 宗男君	高橋 克法君	勝部 賢志君
三浦 信祐君	宮崎 勝君	反対者氏名	五名	末松 信介君	鈴木 大地君	小沢 雅仁君
原田大二郎君	平木 大作君			清水 真人君	進藤金日子君	泉 房穂君
司 隆史君	西田 実仁君	望月 良男君	福山 哲郎君	佐藤 啓君	自見はなこ君	石垣のりこ君
竹谷とし子君	谷合 正明君	平山佐知子君	福山 哲郎君	酒井 庸行君	櫻井 充君	渡辺 猛之君
高橋 光男君	竹内 真二君	福島みずほ君	ながえ孝子君	小林孝一郎君	こやり隆史君	若林 洋平君
下野 六太君	杉 久武君	安野 貴博君	尾辻 朋実君	上月 良祐君	古賀友一郎君	吉井 章君
佐々木雅文君	里見 隆治君	伊波 洋一君	高良 沙哉君	木村 義雄君	見坂 茂範君	山本佐知子君
川村 雄大君	窪田 哲也君	北村 晴男君	百田 尚樹君	神谷 政幸君	北村 経夫君	山田 太郎君
伊藤 孝江君	上田 勇君	仁比 聡平君	山添 拓君	加藤 明良君	かまやち敏君	森 まさこ君
秋野 公造君	石川 博崇君	白川 容子君	大門実紀史君	越智 俊之君	片山さつき君	宮本 和宏君
水野 孝一君	山田 吉彦君	吉良よし子君	小池 晃君	岡田 直樹君	梶原 大介君	三原じゅん子君
平戸 航太君	舟山 康江君	山中 泉君	岩渕 友君	江島 潔君	小川 克巳君	松村 祥史君
浜口 誠君	芳賀 道也君	松田 学君	宮出 千慧君	上野 通子君	白井 正一君	松川 るい君
庭田 幸恵君	堂込麻紀子君	中田 優子君	初鹿野裕樹君	岩本 剛人君	いんどう周作君	堀井 巖君
榛葉賀津也君	竹詰 仁君	塩入 清香君	杉本 純子君	猪口 邦子君	今井絵理子君	古川 俊治君
後藤 斎君	小林さやか君	後藤 翔太君	櫻井 祥子君	磯崎 仁彦君	井上 義行君	藤本 眞也君
かこしま彰宏君	川合 孝典君	大津 力君	神谷 宗幣君	石井 浩郎君	石田 昌宏君	藤井 一博君
江原くみ子君	奥村 祥大君	岩本 麻奈君	梅村みずほ君	磯崎 仁彦君	井上 義行君	藤井 一博君
江原くみ子君	川合 孝典君	大津 力君	神谷 宗幣君	磯崎 仁彦君	井上 義行君	藤井 一博君
後藤 斎君	小林さやか君	後藤 翔太君	櫻井 祥子君	磯崎 仁彦君	井上 義行君	藤井 一博君
榛葉賀津也君	竹詰 仁君	塩入 清香君	杉本 純子君	猪口 邦子君	今井絵理子君	古川 俊治君
田村 まみ君	堂込麻紀子君	中田 優子君	初鹿野裕樹君	岩本 剛人君	いんどう周作君	堀井 巖君
庭田 幸恵君	芳賀 道也君	松田 学君	宮出 千慧君	上野 通子君	白井 正一君	松川 るい君
浜口 誠君	芳賀 道也君	松田 学君	宮出 千慧君	上野 通子君	白井 正一君	松川 るい君
平戸 航太君	舟山 康江君	吉良よし子君	小池 晃君	岡田 直樹君	梶原 大介君	三原じゅん子君
水野 孝一君	山田 吉彦君	吉良よし子君	小池 晃君	越智 俊之君	片山さつき君	宮本 和宏君
秋野 公造君	石川 博崇君	白川 容子君	大門実紀史君	加藤 明良君	かまやち敏君	森 まさこ君
伊藤 孝江君	上田 勇君	仁比 聡平君	山添 拓君	加藤 明良君	かまやち敏君	森 まさこ君
川村 雄大君	窪田 哲也君	北村 晴男君	百田 尚樹君	神谷 政幸君	北村 経夫君	山田 太郎君
佐々木雅文君	里見 隆治君	伊波 洋一君	高良 沙哉君	木村 義雄君	見坂 茂範君	山谷えり子君
下野 六太君	杉 久武君	安野 貴博君	尾辻 朋実君	上月 良祐君	古賀友一郎君	山本佐知子君
高橋 光男君	竹内 真二君	福島みずほ君	ながえ孝子君	小林孝一郎君	こやり隆史君	吉井 章君
竹谷とし子君	谷合 正明君	平山佐知子君	福山 哲郎君	酒井 庸行君	櫻井 充君	若林 洋平君
司 隆史君	西田 実仁君	望月 良男君	福山 哲郎君	佐藤 啓君	自見はなこ君	渡辺 猛之君
原田大二郎君	平木 大作君	望月 良男君	福山 哲郎君	佐藤 啓君	自見はなこ君	石垣のりこ君
三浦 信祐君	宮崎 勝君	反対者氏名	五名	末松 信介君	鈴木 大地君	泉 房穂君
横山 信一君	青島 健太君	伊勢崎賢治君	大島九州男君	鈴木 宗男君	高橋 克法君	小沢 雅仁君
浅田 均君	石井 苗子君	奥田ふみよ君	木村 英子君	高橋はるみ君	滝波 宏文君	勝部 賢志君
石井めぐみ君	猪瀬 直樹君	天島 大輔君		鶴保 庸介君	出川 桃子君	郡山りよう君
上野はたる君	岡崎 太君	天島 大輔君		寺田 静君	友納 理緒君	古賀 之土君
嘉田由紀子君	片山 大介君	日程第六 環境省設置法の一部を改正する法律案		永井 学君	中曾根弘文君	小西 洋之君
金子 道仁君	串田 誠一君	(内閣提出、衆議院送付)		中西 祐介君	西田 昌司君	塩村あやか君
佐々木りえ君	柴田 巧君	賛成者氏名	二二六名	西田 英範君	野上浩太郎君	杉尾 秀哉君
石 平君	高木 かおり君	青木 一彦君	赤松 健君	野村 哲郎君	橋本 聖子君	田島麻衣子君

宮崎 勝君	横山 信一君	辻元 清美君	徳永 エリ君	青島 健太君	浅田 均君
平木 大作君	三浦 信祐君	長浜 博行君	羽田 次郎君	石井 苗子君	石井めぐみ君
西田 実仁君	原田大二郎君	広田 一君	福士 珠美君	猪瀬 直樹君	上野はたる君
谷合 正明君	司 隆史君	牧山ひろえ君	三上 えり君	岡崎 太君	嘉田由紀子君
竹内 真二君	竹谷とし子君	水岡 俊一君	村田 享子君	片山 大介君	金子 道仁君
杉 久武君	高橋 光男君	森 ゆうこ君	森本 真治君	佐々木りえ君	柴田 巧君
里見 隆治君	下野 六太君	山内佳菜子君	横沢 高德君	石 平君	中条きよし君
窪田 哲也君	佐々木雅文君	吉川 沙織君	吉田 忠智君	新実 彰平君	松沢 成文君
上田 勇君	川村 雄大君	蓮 舫君	足立 康史君	松野 明美君	安達 悠司君
石川 博崇君	伊藤 孝江君	磯崎 哲史君	伊藤 孝恵君	安藤 裕君	岩本 麻奈君
山田 吉彦君	秋野 公造君	伊藤 辰夫君	上田 清司君	梅村みずほ君	大津 力君
舟山 康江君	水野 孝一君	牛田 茉友君	江原くみ子君	神谷 宗幣君	後藤 翔太君
浜野 喜史君	平戸 航太君	奥村 祥大君	かごしま彰宏君	櫻井 祥子君	塩入 清香君
芳賀 道也君	浜口 誠君	川合 孝典君	後藤 斎君	杉本 純子君	中田 優子君
堂込麻紀子君	庭田 幸恵君	小林さやか君	榛葉賀津也君	初鹿野裕樹君	松田 学君
竹詰 仁君	田村 まみ君	竹詰 仁君	田村 まみ君	宮出 千慧君	山中 泉君
堂込麻紀子君	庭田 幸恵君	堂込麻紀子君	庭田 幸恵君	岩渕 友君	吉良よし子君
芳賀 道也君	浜口 誠君	芳賀 道也君	浜口 誠君	小池 晃君	白川 容子君
浜野 喜史君	平戸 航太君	浜野 喜史君	平戸 航太君	大門実紀史君	仁比 聡平君
舟山 康江君	水野 孝一君	舟山 康江君	水野 孝一君	山添 拓君	北村 晴男君
山田 吉彦君	秋野 公造君	山田 吉彦君	秋野 公造君	百田 尚樹君	伊波 洋一君
石川 博崇君	伊藤 孝江君	石川 博崇君	伊藤 孝江君	高良 沙哉君	安野 貴博君
上田 勇君	川村 雄大君	上田 勇君	川村 雄大君	尾辻 朋実君	福島みずほ君
窪田 哲也君	佐々木雅文君	窪田 哲也君	佐々木雅文君	ラサル石井君	齊藤健一郎君
里見 隆治君	下野 六太君	里見 隆治君	下野 六太君	ながえ孝子君	平山佐知子君
杉 久武君	高橋 光男君	杉 久武君	高橋 光男君	福山 哲郎君	望月 良男君
竹内 真二君	竹谷とし子君	竹内 真二君	竹谷とし子君	反対者氏名 伊勢崎賢治君 奥田ふみよ君 天畠 大輔君 大島九州男君 木村 英子君 五名	
谷合 正明君	司 隆史君	谷合 正明君	司 隆史君		
西田 実仁君	原田大二郎君	西田 実仁君	原田大二郎君		
平木 大作君	三浦 信祐君	平木 大作君	三浦 信祐君		
宮崎 勝君	横山 信一君	宮崎 勝君	横山 信一君		

